

川口市環境報告書

(平成22年度環境基本計画年次報告書)



(元郷南小学校屋上 ソーラーパネル)

平成23年9月

川 口 市

表紙の写真は、平成23年2月28日に完成した川口市立元郷南小学校の屋上に設置されたソーラーパネルです。最大発電量は10kWh、パネル枚数は56枚です。

川口市環境報告書（平成22年度環境基本計画年次報告書）について

本報告書は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの、「改訂 川口市環境基本計画」および「川口市地球温暖化対策地域推進計画」に位置づけられた各種施策および事業の実施状況をまとめた年次報告書です。

Ⅱ-第1章では、「改訂 川口市環境基本計画」に掲げられた1から13までの個別目標ごとに施策の実施状況と取り組みの成果を象徴する「施策推進の指標」の達成状況を説明しています。

Ⅱ-第2章では、「川口市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げられた本市域における「温室効果ガス*排出量の推移及び増減率」の達成状況、「市が行う取組」および六つの「重点行動計画」として位置づけられた施策の実施状況について説明しています。

また、環境に関する測定データや新たな環境保全の取り組み、環境保全に係る制度のPR等をコラムとして掲載しています。

●報告書の位置づけ

「川口市環境基本計画」の進捗状況を点検し、また課題を抽出し次の適切な実践に結びつけるために、環境の状況及び本市が環境の保全等に関して講じた施策の実績及びその評価等について、定期的に報告書を作成します。

川口市環境基本計画より

毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況、及びその評価・分析結果については、年次報告書や広報紙、ホームページ等を通じて毎年度公表します。

川口市地球温暖化対策地域推進計画より

なお、平成22年度は「改訂 川口市環境基本計画」および「川口市地球温暖化対策地域推進計画」の目標年度です。

「改訂 川口市環境基本計画」に掲げられた「施策推進の指標」30のうち、数値目標を掲げていない10の指標を除き、目標値をすべて達成したものは11、一部達成が3、未達成が6でした。一部達成とは一つの指標の中に複数の項目がある場合、そのうち一部を達成していないものです。

「川口市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げられた「重点行動計画」の行動目標16のうち、目標値をすべて達成したものは7、未達成が9でした。

目 次

川口市環境報告書（平成22年度環境基本計画年次報告書）について	i
I 総 論.....	1
第1章 総合的な環境政策の推進.....	1
第2章 関連計画における位置づけと推進体制.....	4
II 川口市の環境の現状・課題および目標達成のための取組	6
第1章 川口市環境基本計画.....	6
目標1 大気汚染を防止し、空気のきれいなまちにしよう.....	6
目標2 有害化学物質による汚染のないまちにしよう	17
目標3 清らかな水の流れるまちにしよう.....	23
目標4 地下水を保全し、土壌汚染のないまちにしよう	30
目標5 騒音・振動、悪臭のないまちにしよう.....	34
目標6 水と緑の豊かなまちをつくろう	40
目標7 歴史や文化を保存し、市民が誇りを持つことができるまちにしよう.....	50
目標8 ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめよう.....	59
目標9 ルールを守り、ごみが適正に処理される社会を実現しよう	67
目標10 地球環境に配慮した日常生活や事業活動を実践しよう.....	73
目標11 誰もが気づいたところから行動できるようにしよう.....	83
目標12 誰にもわかりやすい環境情報の相互交流の場をつくろう.....	89
目標13 気楽に参加でき共に顔の見えるネットワークを展開しよう	91
第2章 川口市地球温暖化対策地域推進計画.....	96
1 川口市における温室効果ガス排出量の現況	96
2 市が行う取組（主に市民や事業者の取組を促進する行政施策）	98
< 二酸化炭素排出削減対策 >	98
< その他の温室効果ガス排出削減対策 >	108
< 共通的・基盤的施策 >	108
3 重点行動計画.....	112
III 資料編.....	127
用語解説.....	127

*を付した語句には、資料編で用語解説を掲載しています。

コラム

民間建築物アスベスト対策補助事業	9
生け垣設置等補助金	48
屋上緑化等補助金	49
指定文化財一覧.....	53
川口市技能振興推進モデル事業所認定事業.....	55
川口市産業技術・技能者顕彰制度.....	55
市内の無形民俗文化財	56
使用済み携帯電話の拠点回収.....	66
不法投棄・不適正処理の対応状況.....	69
路上喫煙防止事業	70
第 11 回全市一斉クリーンタウン作戦	71
川口市まち美化促進プログラム実施状況	72
平成 23 年度 川口市地球高温化対策活動支援金について.....	78
かわぐち環境大学 2010	87
レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み	92
ごみまるまつり in TOZUKA.....	93
リサイクルプラザの運営	93
きらりん☆かわぐち レンタサイクル.....	101
グリーンカーテン大作戦 2010 の取り組み	106
チームクールン（かわぐち環境ネットワーク）	111
エコライフ DAY 2010 の取り組み.....	115
チャレンジ・エコライフ	116
環境出前講座『エコ・スクールン』	120
キッズ ISO14000 プログラムの取り組み.....	121
キャンドル・ナイト 2010.....	122
ふれあい収集.....	125
かわぐちマイ箸プロジェクト.....	126

I 総論

第1章 総合的な環境政策の推進

1 川口市環境基本計画の概要

(1) 計画の目的

「川口市環境基本計画」は、以下に示す「川口市環境基本条例」の基本理念（第3条）を実現し、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本計画では、長期的な視点に立った望ましい環境像を定め、その実現に向けた目標を設定し、市が行う環境の保全および創造に関する基本的な施策を体系的に示しています。

また、市民および事業者が自主的に環境に配慮した行動に取り組むための指針をあわせて盛り込んでいます。

本計画に基づいてこれらの取り組みを実践し、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を将来の世代にわたって確保し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地球環境を積極的に保全していきます。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(2) 計画の位置づけ

「第3次川口市総合計画」（平成12年～平成22年）と「第4次川口市総合計画」（平成22年～平成34年）では、その理念のひとつに「環境との共生」を掲げ、環境をめぐる諸問題を背景として、循環を基調とする持続的に発展ができる社会づくりに取り組み、まちにおける様々な活動が環境と共生できる都市づくりを目指しています。

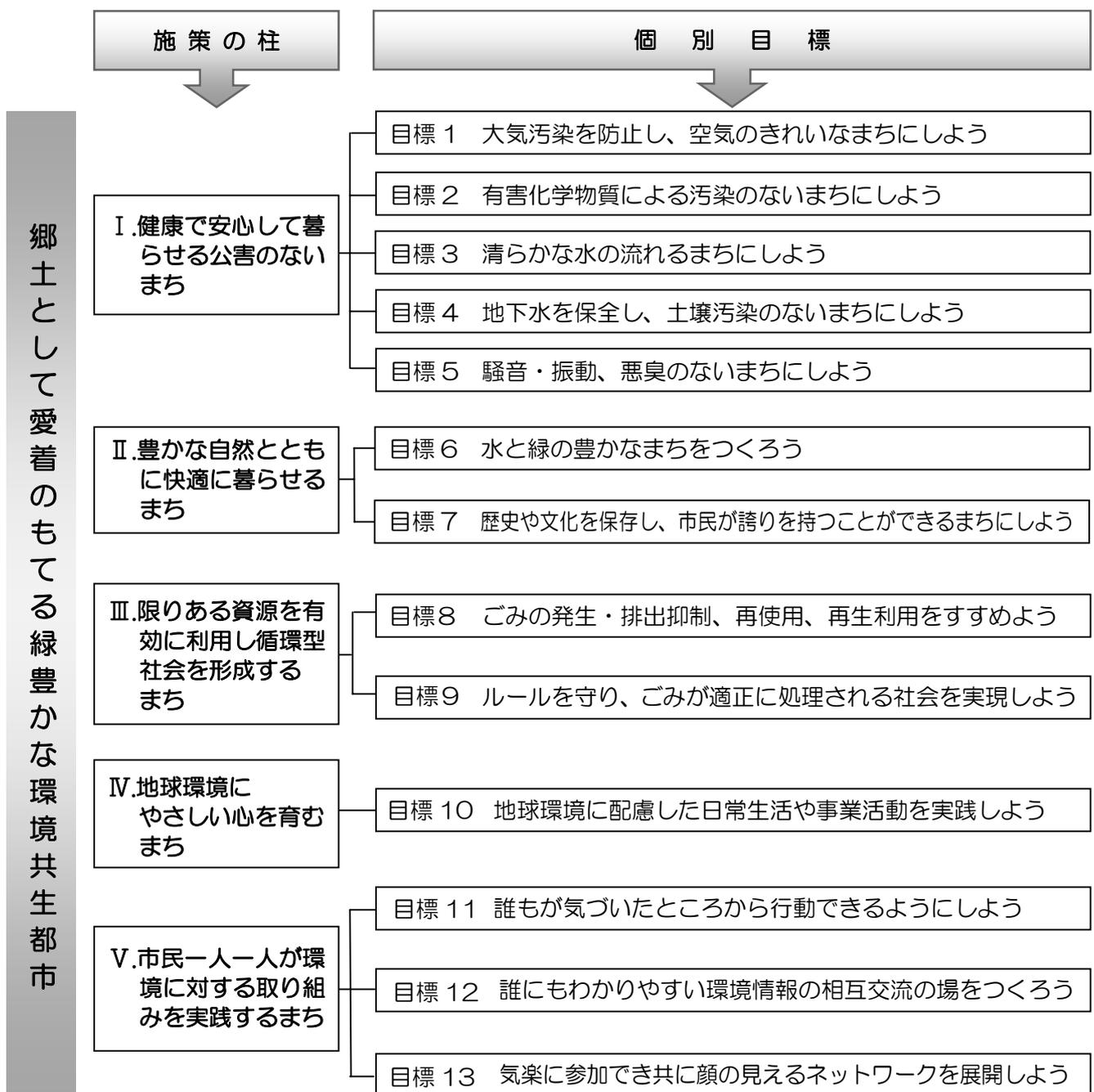
本計画は、この「川口市総合計画」に定められた将来都市像「緑 うるおい 人生き 活き 新産業文化都市 川口」を実現するための施策の基本的な方向性を、国や埼玉県環境政策と連携を図りつつ環境面から明らかにするとともに、各種の個別計画や個別施策に対して環境配慮を促すものです。

(3) 計画の期間

今日の環境問題の解決に向けては、長期的視野に立った環境施策の展開や市民および事業者の継続した環境への配慮行動が必要となります。従って、本計画の望ましい将来の姿やこれを実現するための基本目標は、長期的な視点で定め、市の総合計画や他の基本計画との整合を図り、平成 13 年からとし、平成 23 年までの 10 年を計画の期間として設定しています。

ただし、本市を取り巻く社会経済情勢や環境の変化、計画の進行状況等に対応するため、必要に応じて計画を見直します。

(4) 計画の構成



2 川口市地球温暖化対策地域推進計画の概要

(1) 計画の目的

「川口市地球温暖化対策地域推進計画」は、市域から排出される温室効果ガス*の排出抑制に向け、市民・事業者・市等の各主体が、各々の役割に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画の役割は、以下のとおりです。

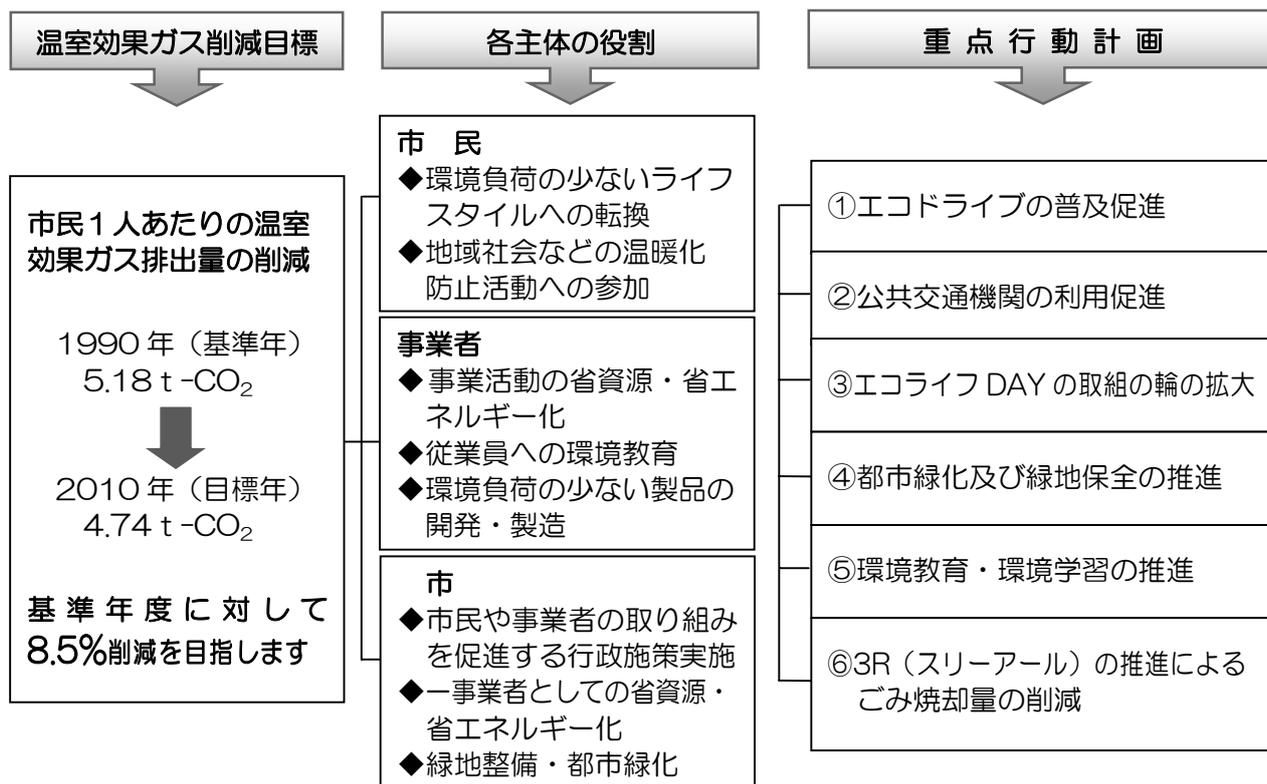
- ①「地球温暖化対策推進法」第20条で規定する、「京都議定書*目標達成計画を勘案し、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する」ための計画
- ②「川口市環境基本条例」(平成10年9月制定)に基づく「川口市環境基本計画」(平成13年3月策定、平成20年3月改訂)における施策の柱の一つ「地球環境にやさしい心を育むまち」で示される地球環境保全の施策や取り組みを具体化する行動計画
なお、市が行う事務・事業に関して、率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組む「川口市地球温暖化対策実行計画」(平成14年2月策定、平成19年8月改訂)は、本計画で定める市民や事業者等の主体別行動計画の市役所編にあたります。

(3) 計画の期間

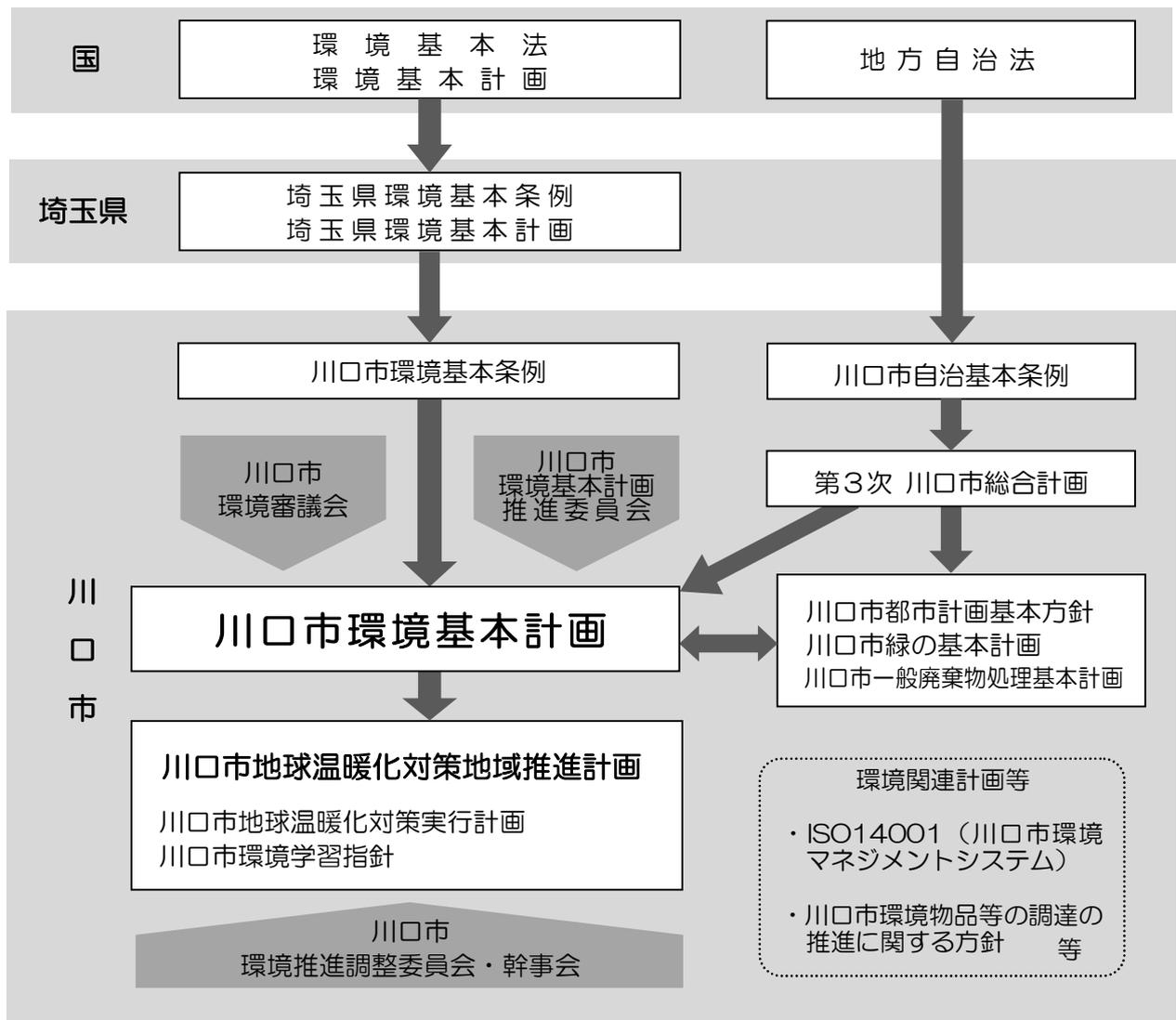
計画の期間は、平成19年度から平成22年度の4年間とします。

本計画の目標年度は、「川口市環境基本計画」との整合を図り、平成22年度とします。

(4) 計画の構成



第2章 関連計画における位置づけと推進体制



1 推進体制

全庁的な体制を図に示したとおり整備するとともに、市民・事業者・市の協働により、自主的・積極的な環境に配慮した行動を促進することで、各計画を円滑かつ効率的に推進していきます。

①川口市環境審議会

環境の保全に関する市長の諮問にに応じて専門的な審議を行い、答申や助言を行うとともに、「川口市環境基本計画」等の進捗状況しんしゆくの点検を行います。

②川口市環境基本計画推進委員会

計画の実現には、市民・事業者・市が互いに協力して、「川口市環境基本計画」に掲げられる目標の達成や施策の実施に向けて取り組む必要があります。そのため、市民・事業者・市により構成される「川口市環境基本計画推進委員会」を計画の推進母体として位置づけ、推進方策しんしゆくや進捗管理等に対する意見や提言を交わします。

③川口市環境推進調整委員会

市は、「川口市環境基本計画」等に掲げる目標の達成や施策の実施について、総合的かつ計画的に推進する役割を担います。そのため、行政内部で総合的な調整や連携を図る場としての「川口市環境調整推進委員会」を中心として、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Act)を繰り返すPDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

①施策・事業への取り組み(Do)

環境保全のための施策・事業は、それぞれの担当課が中心となって、その推進に努めます。

②計画の進捗状況の点検・評価(Check)

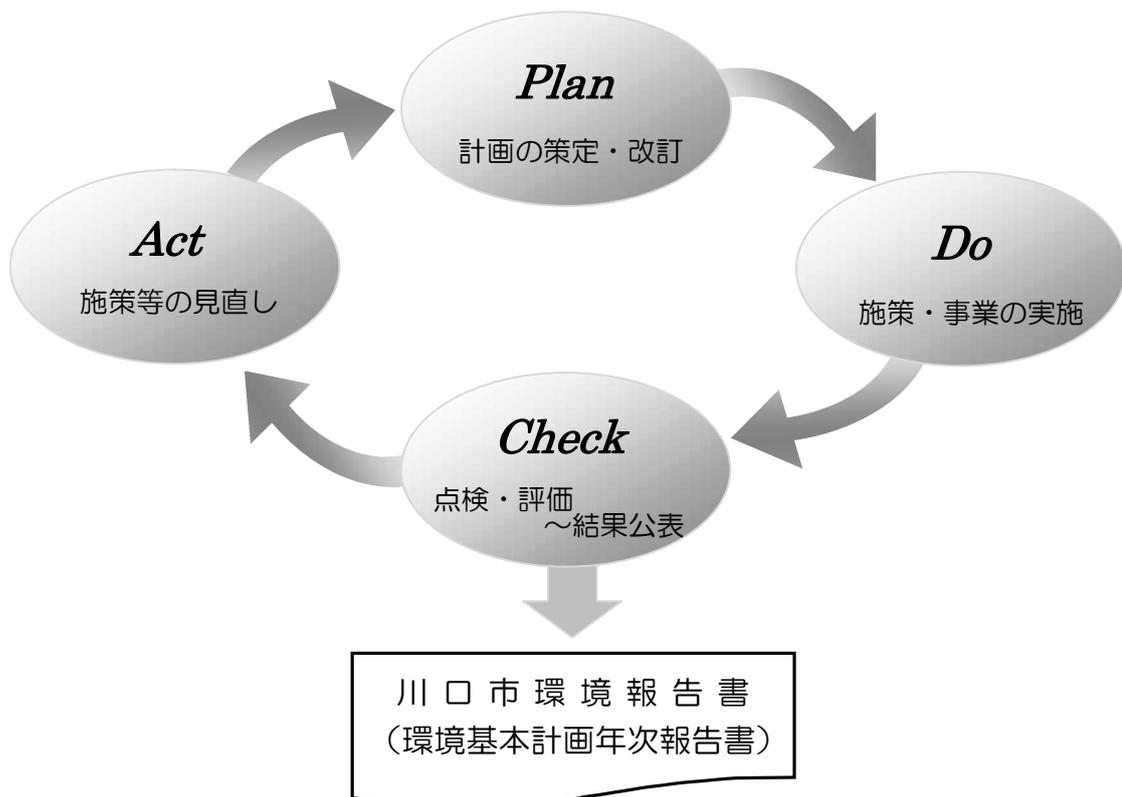
計画に掲げる目標値や施策の進捗状況については、「川口市環境審議会」、「川口市環境基本計画推進委員会」および「川口市環境推進調整委員会」において点検評価を行うとともに、推進方策等について検討します。

③点検・評価結果の公表

環境の現況や計画に基づき実施した施策等の状況に関する年次報告書「川口市環境報告書(環境基本計画年次報告書)」を公表します。

④施策等の見直し(Act)

計画に位置づけられた施策等の実施状況の点検・評価結果を踏まえて、必要に応じて、施策や進行管理の仕組み等を見直します。



II 川口市の環境の現状・課題および目標達成のための取組

第1章 川口市環境基本計画



(1) 概況

工場・事業場のばい煙*や自動車の排気ガス等を発生源として排出される主な汚染物質には、二酸化硫黄*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質*、光化学オキシダント*等があげられます。

本市では、市内の大気汚染の状況を把握するため、「大気汚染防止法*」第22条に基づき、一般環境大気測定局（以下、一般局という）5局、自動車排出ガス測定局（以下、自排局という）3局の合計8局で常時監視を実施しています。

物質の燃焼によって発生する二酸化硫黄、一酸化炭素については、すべての測定局で環境基準*を達成しています。また、主に工場のばい煙や自動車の排気ガスから発生する浮遊粒子状物質、二酸化窒素*についても環境基準を達成しています。

しかしながら、光化学オキシダントについては、全国的に見ても環境基準を達成しておらず、本市の測定局でも環境基準を達成しておりません。光化学オキシダントは、窒素酸化物*や揮発性有機化合物*などの物質が紫外線によって化学反応をおこし生成される強酸化性物質の総称です。「大気汚染防止法」が改正され、平成18年度から大規模排出事業者に対して揮発性有機化合物の排出基準（じんしゅ）の遵守義務等が課されました。また、小規模排出事業者の自主的な対策の取り組みと併せて排出抑制を実施することにより、改善効果が期待されます。

ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん*、炭化水素*類および有害大気汚染物質を排出する工場・事業場については、その規模により、「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき規制されています。本市では、立入検査を実施して法令の遵守（じんしゅ）を指導しています。

自動車排出ガスについては、「自動車 NOx・PM 法*」に基づく対策や、九都県市*によるディーゼル車の規制をはじめ、市域の公共交通機関の整備、街路整備、放置自転車や違法駐車対策のほか、エコドライブ運転の普及・啓発を実施しています。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①大気環境基準達成率

「大気汚染防止法*」第 22 条に基づき、環境基準*の定められている大気汚染物質について、市内8カ所の測定局で測定を実施しています。

そのうち、中央、横曽根、南平、芝、新郷の5カ所の一般局では、二酸化硫黄*、浮遊粒子状物質*、二酸化窒素*、光化学オキシダント*の測定を実施し、光化学オキシダントについて、すべての一般局で環境基準を達成できなかったことにより、74%の達成率となりました。

また、安行、芝第二、神根の自排局では、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素*の測定を実施し、すべて環境基準を達成したことにより、100%の達成率となりました。

項目		計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値 H22年度
一般局	達成率	75%	75%	75%	74%	74%	100%
	達成数/ 測定数	15/20	15/20	15/20	14/19	14/19	
自排局	達成率	100%	100%	100%	100%	100%	現状を維持
	達成数/ 測定数	9/9	9/9	9/9	8/8	8/8	

(3) 市の施策の実施状況

目標 1-1 大気汚染物質発生源の規制および指導

①ばい煙*、粉じん*発生事業所に対し、法令に基づき規制・指導を実施します。

事業名	概要	担当課
大気規制事業 (ばい煙・粉じん)	大気汚染の大きな原因の一つは、事業所から発生するばい煙、粉じんであることから、法令の規制対象事業所等に対して随時立入検査および指導を行い、大気汚染の低減を図ります。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
立入検査施設数 H23.3.31 現在：ばい煙発生施設 124 施設 指定ばい煙発生施設 38 施設 一般粉じん発生施設 3 施設 指定粉じん発生施設 1 施設		

◆大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例*に基づく規制事務

平成 22 年度末現在の施設数・事業所数

施設	大気汚染防止法		埼玉県生活環境保全条例	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数
ばい煙・指定ばい煙	160	358	91(87)	93(88)
VOC*・指定炭化水素*類	4	13	74	326
粉じん・指定粉じん	9	17	18	46
有害大気汚染物質	5	8	20	—

※()内は小型焼却炉数(内数)

◆立入検査件数

大気汚染防止法*

施設名	対象事業所数	立入検査数		指導件数
		事業所数	施設数	
ばい煙*発生施設	160	53	124	20
VOC*排出施設	4	2	6	0
一般粉じん*発生施設	9	1	3	1

埼玉県生活環境保全条例*

施設名	対象事業所数	立入検査数		指導件数
		事業所数	施設数	
指定ばい煙発生施設	91(87)	34(34)	38(35)	22
指定炭化水素*類発生施設	74	5	18	5
指定粉じん発生施設	18	1	1	1
有害大気汚染物質排出事業所	20	2	—	0

※()内は小型焼却炉数(内数)

- ②光化学オキシダント*対策として、揮発性有機化合物*排出施設を設置する者に対し、法令に基づく規制を行うとともに、規制対象外施設を有する者も含めて、揮発性有機化合物の排出抑制のための自主管理を促すなど、自主管理と法規制を組み合わせたベストミックスによる化学物質の管理の推進を図ります。

事業名	概要	担当課
大気規制事業 (光化学オキシダント)	近年、大気環境は種々の規制強化対策により大幅に改善されていますが、光化学オキシダントだけはいまだに環境基準*を達成していないことから、改善に向けたさまざまな対応が緊急の課題となっています。このことから、排出施設に対する自主管理の促進と法規制による排出抑制に努めています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
規制対象施設に対し立入検査を実施し、排出抑制の指導を行いました。 (立入 24 施設)		

- ③建築物解体等におけるアスベスト*飛散防止のため、法令に基づき規制・指導を実施します。

事業名	概要	担当課
大気規制事業 (アスベスト)	アスベストを使用している建築物の解体工事や除去作業等に対し、飛散による被害が生じないように、届出に基づき立入検査および指導を行っています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
特定粉じん排出等作業に対し、立入検査を実施し、アスベスト飛散防止の指導を行いました。 (平成 22 年度作業件数 17 件)		

◆年度別届出状況

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
特定粉じん*排出等作業届出件数	13	28	21	11	15	14

民間建築物アスベスト対策補助事業

平成 22 年度から建築物に吹付けられたアスベストの分析調査および除去などを行う所有者などへの補助を始めました。

補助対象建築物：川口市の区域内に存する民間建築物（国、地方公共団体、その他これらに準じるものが所有する建築物を除く。）

※ 国、地方公共団体、その他公共団体から、既に同様の補助金の交付を受けている建築物は対象外です。

※ 既にアスベストの分析調査等の請負契約をしているかたは、補助金の申請をすることはできません。

補助対象者：補助金の交付を受けようとするかたは、以下の要件を満たすかたとします。

- ① 補助対象建築物の所有者又は建物の区分所有等に関する法律第 3 条に規定する区分所有者の団体及び市長がこの補助金の交付を受けることについて適当であると認めるかたで、補助対象事業を実施するかた。
- ② 市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないかた。

	分析調査事業	除去等事業
補助対象事業	アスベストを含有しているおそれのある吹付け建材に係る分析調査 (調査項目例) 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト 等	分析調査によりアスベストの含有が確認された、吹付けアスベスト及び吹付けロックウール(アスベストの重量が建築材の重量の 0.1%を超えるもの) の除去、封じ込め、囲い込み又は建築物の除却工事
補助金の額(補助対象建築物 1 棟につき) ※1,000 円未満の端数は切り捨て	補助対象経費※以内の額で、上限 25 万円まで ※分析調査事業に要する経費で、事業を実施する請負者に支払う経費	補助対象経費※の 2/3 以内の額で、上限 600 万円まで ※除去等事業に要する経費で、事業を行う請負者に支払う経費(建築物の除却工事の場合は、アスベストの除去工事に要する経費)

お問い合わせ先:都市計画部 建築審査課

④関係機関と連携してディーゼル車対策を推進します。

概要	担当課
環境月間中における啓発活動の一環として、毎年、関係各団体の協力を得て街頭検査を行います。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容	
6 月に関係機関と協力し、オートレース場の駐車場において通行中のトラック、乗用車等の検査を行いました。(320 台検査)	

■目標 1-2 交通量低減化対策

①公共交通機関の整備を関係機関に要請するとともに利用促進に努めます。

事業名	概要	担当課
公共交通の利便性向上および利用促進	<p>自家用車に比べ、より環境負荷の低い公共交通機関の利用を促すため、各交通事業者に対し要望活動と利用促進策を施行します。</p> <p>①バス事業者に対する要望 ②埼玉県を通じて鉄道事業者に対し要望 ③埼玉高速鉄道線の利用促進</p>	都市交通対策室
平成 22 年度の実施内容		
バス事業者に対しては、本市から輸送力増強等の要望を行いました。また、鉄道事業者に対しては埼玉県を通じ「鉄道整備要望」を行っています。埼玉高速鉄道株式会社に対しては、財政支援や埼玉県が主体となって行っている、利用促進のための取組の支援を行いました。		

②関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。

事業名	概要	担当課
街路整備事業	<p>街路事業は「都市計画法」に基づき、都市計画事業の認可を受けて、都市の骨格を形成する街路を整備する事業で、活力ある都市づくりや安全で快適な市街地形成のために行っています。</p> <p>(1) 川口駅周辺の交通渋滞解消を目的とする街路事業 環状本町飯塚線・環状八間通り線</p> <p>(2) 川口駅周辺の市街地整備を目的とする街路事業 駅前大通り線・環状本町飯塚線・善光寺荒川線・仲町荒川堤防線</p> <p>(3) 交通連携機能の強化（中心市街地の活性化）を目的とする街路事業 駅前六間通り線・元郷駅六間通り線（2 工区）</p> <p>(4) SKIP シティへのアクセス性の向上を目的とする街路事業 上青木東西線・里上青木線</p>	街路事業課

	(5) 市域東西の道路網強化を目的とする街路事業 仁志町領家町線	
平成 22 年度の実施内容		
用地買収・物件補償および街路整備工事 駅前大通り線街路整備工事 L=82.1m、W=25.0m		

事業名	概要	担当課
区画整理事業における街路整備工事	区画整理事業における街路整備工事により、交通環境を改善し歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。	各土地区画整理事務所
平成 22 年度の実施内容		
下記事業における街路整備工事（工事延長 計 3,596m） 新郷東部第 2 事業（8 力所、1,027m）、芝東第 3 事業（10 力所、745m）、芝東第 4 事業（9 力所、711m）、芝東第 6 事業（7 力所、388m）、石神西立野特定事業（9 力所、356m）、安行藤八特定事業（7 力所、369m）		

■目標 1-3 交通の流れの円滑化対策

- ①放置自転車対策として駐輪場の整備、放置自転車の撤去、利用者へのマナーの啓発を推進します。

事業名	概要	担当課
蕨・川口市合同 クリーンキャンペーン	蕨駅前において、蕨市と合同で放置自転車クリーンキャンペーンを行います。	交通安全 対策課
平成 22 年度の実施内容		
参加者人数 60 撤去自転車台数 36		

- ②違法駐車対策として、駐車場の確保や駐車場案内システムの構築など総合的な対策を図り、関係機関と連携をします。

事業名	概要	担当課
交通環境円滑化・ 改善方策	駅周辺については、放置自転車・違法駐車が減少傾向にあるものの依然として多くあることから、その解消のために駐車場環境の改善を図るほか、「川口市バリアフリー基本構想*」に基づいて高齢者や障害者等が円滑に移動できる道路整備等を促進し、関係機関との連携により交通環境の改善を図り大気汚染の抑制に努めるとともに、安全で快適な都市空間とします。	都市計画課
平成 22 年度の実施内容		
バリアフリー事業の円滑な推進を図るため、「川口市バリアフリー基本構想庁内推進委員会」		

を設置し、事業部局との協力体制を整えました。また、市街地での円滑な移動等を支援するため、バリアフリーマップを作成し、バリアフリー整備状況の情報提供を行いました。

- ③バス交通の定時性の確保や、利便性の向上を図るため、バスロケーションシステム（バスの運行情報案内）や公共車両優先システムの整備を関係機関に要請します。

事業名	概要	担当課
バス交通の定時性確保および利便性向上	バスの定時・定速性確保と利用者の利便性向上のため、公共車両優先システムやバスロケーションシステムの導入等について関係機関に要請します。	都市交通対策室
平成 22 年度の実施内容		
バス事業者に対しては、本市から利便性向上等の要望を行いました。		

- ④交通利便性の向上を図るため、ミニバスの導入を関係機関に要請します。

事業名	概要	担当課
ミニバスの導入促進	自家用車に依存せざるを得ない交通不便地区のモビリティ向上のため、小回りのきくミニバスの導入についてバス事業者に要望します。	都市交通対策室
平成 22 年度の実施内容		
バス事業者に対し、交通不便地区解消のためミニバスを導入するよう要望した結果、新郷地区においてミニバスの導入が図られました。		

■目標 1-4 大気汚染防止対策への助成

- ①事業所における大気汚染防止のための設備の導入を支援するため、公害防止資金の融資および利子の助成を行います。

事業名	概要	担当課
公害防止資金融資事業	公害防止設備等の設置には多大な費用がかかることから、事業者に対し融資のあっせんおよび利子助成を行います。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
平成 22 年度は、融資の申し込みがありませんでした。		

■目標 1-5 環境監視の推進

①大気汚染の常時監視を継続的に推進します。

事業名	概要	担当課
大気汚染常時監視	市内に一般局 5 局および自排局 3 局を配置し、大気汚染の常時監視を実施しています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
環境基準*の設定された測定物質の内、二酸化硫黄*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質*、二酸化窒素*、については、すべての測定局で環境基準を達成し、光化学オキシダント*についてはすべての測定局で環境基準を達成しませんでした。		

◆環境基準達成状況一覧

○：環境基準達成

×：環境基準非達成

区分	測定物質	二酸化硫黄 (SO ₂)		一酸化炭素 (CO)		浮遊粒子状物質 (SPM)		光化学オキシダント (O _x)	二酸化窒素 (NO ₂)
	評価方法	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	短期的評価	長期的評価
一般局	中央	—	—	—	—	○	○	×	○
	横曽根	○	○	—	—	○	○	×	○
	南平	○	○	—	—	○	○	×	○
	新郷	○	○	—	—	○	○	×	○
	芝	○	○	—	—	○	○	×	○
	達成率	100%	100%	—	—	100%	100%	0%	100%
自排局	安行	—	—	○	○	○	○	—	○
	芝第2	—	—	—	—	○	○	—	○
	神根	—	—	○	○	○	○	—	○
	達成率	—	—	100%	100%	100%	100%	—	100%
環境基準達成率		100%		100%		100%		0%	100%

②アスベスト*の環境調査を推進します。

事業名	概要	担当課
アスベスト 環境調査	アスベストが大きな社会問題となったことを契機に、法律上の義務規定はありませんが、川口市内の環境中のアスベスト調査を実施しています。川口市内にはアスベスト取扱事業場がないことから、自動車のブレーキにアスベストが使用されていた経緯を踏まえ、幹線道路沿線周辺および一般環境でアスベスト調査を実施しています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
芝測定局および安行測定局で調査を実施しました。		

◆アスベスト測定結果

(単位：本/ℓ)

測定地点	測定値		平均
	夏季	冬季	
芝測定局(一般環境)	0.084	0.074	0.078
安行測定局(沿道環境)	0.087	0.069	0.077

■目標 1-6 啓発・その他の対策

①エコドライブなど環境にやさしい運転マナーの啓発を推進します。

事業名	概要	担当課
環境にやさしい 運転マナーの啓発	エコドライブなど環境にやさしい運転マナーの啓発を推進します。	管財課
平成 22 年度の実施内容		
集中管理車両に啓発シールを貼付し、運転マナーの向上を図りました。		

事業名	概要	担当課
エコドライブの 普及促進	温室効果ガス*の削減(環境面)だけでなく、経済面、安全面からも効果のある車の使用を促進するため、「川口市地球温暖化対策地域推進計画」の重点行動計画である「エコドライブの普及促進」の一環として、平成 19 年 11 月に「かわぐちエコドライブ宣言」事業を開始しました。 (1)かわぐちエコドライブ宣言への登録事業…「エコドライブ 10 のすすめ」のうちから、市民・事業者自身が選んだ任意の実践を宣言してもらい、市に登録してもらう事業です。登録者には、宣言ステッカーや宣言証を配布し、エコドライブの実践を促進します。 (2)エコドライブ講習会…市民・事業者に対し、実践方法や効果について講習会を実施します。	環境総務課

	(3)エコドライブ教習会…市民・事業者を対象に、講義と走行実習による学習会を実施します。 (4)エコドライブ職員研修会の実施…市職員向けに年間を通じて研修会を実施します。 (5)エコドライブの周知…エコドライブ推進月間に合わせて11月に広報かわぐちの紙面および市ホームページで、特集記事を掲載し、事業の周知と宣言登録の募集を行います。	
平成 22 年度の実施内容		
(1)エコドライブ宣言登録者数：H23.3.31 現在 個人 567 人 事業者 89 団体 (3,680 人) (2)エコドライブの周知…エコドライブ推進月間に合わせて11月に広報かわぐちの紙面および市ホームページで、特集記事を掲載し、事業の周知と宣言登録の募集を行いました。		

②アイドリングストップ*の周知・指導を推進します。

概要	担当課
機会をとらえ、アイドリングストップの啓発を行っています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容	
6月の街頭検査において、アイドリングストップのパンフレットを配布しPRを行いました。	

③違法駐車対策として、運転者に対するマナーの啓発を促進し、駐車防止指導員による巡回指導を強化します。

事業名	概要	担当課
違法駐車等 防止・啓発実施 事業	芝地区において生活道路での駐車対策として車両パトロールによる啓発活動を実施します。	交通安全 対策課
平成 22 年度の実施内容		
違法駐車台数 499	長期間駐車台数 60	

④大気汚染に関する情報を収集し、公表します。

事業名	概要	担当課
情報提供事業 (大気汚染)	大気汚染に関して、常時監視、立入検査、野焼きパトロール等さまざまな業務を実施しており、その内容について毎年、概要等にまとめ公表します。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
環境保全行政の概要、川口市分析センター測定結果報告書をホームページ上に掲載し、公表をしました。		

⑤自動車から徒歩や自転車利用への転換を呼びかけます。

事業名	概要	担当課
エコライフ DAY の取組	エコライフ DAY は、年に 1 回、地球高温化防止と環境のことを考えた生活をしてもらい、その成果を CO ₂ の削減量というかたちで発表する取り組みです。 NPO 法人を中心にボランティア等と市が協働で運営し、1 日版環境家計簿により、省エネ・省資源などのライフスタイルの見直し、自転車や徒歩・公共交通機関の利用促進等に取り組んでもらい、さまざまな主体の自主的な活動、相互交流の取り組みの輪の拡大を図ります。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
エコライフ DAY2010 の参加者 78,838 人 / 5,158,232 g-CO ₂ の削減		

⑥低公害車など、環境にやさしい自動車への転換を促進します。

事業名	概要	担当課
「青空再生低公害車導入資金」 融資制度の紹介	最新排ガス規制適合車への買換えやハイブリッド自動車、天然ガス自動車等への買換え・購入を行う県内中小の事業者を対象にする埼玉県の低利融資制度を、市ホームページを利用する等して、PR に努めます。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
市ホームページと埼玉県の環境関連の融資制度を案内するホームページをリンクし、PR に努めました。		



(1) 概況

化学物質は、その製造、使用、廃棄などの各段階で適切な管理が行なわれないと、環境汚染を引き起こしたり、人体や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法令に定められた有害大気汚染物質やダイオキシン類*については、適切な環境リスク対策を講じて、これらの削減に向けて取り組む必要があります。

わが国では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」に基づく「PRTR 制度*」により特定化学物質の排出量が把握され、事業者の取り組みにより、化学物質の自主管理の改善が図られているところです。

本市では、「大気汚染防止法*」で指定されている揮発性有機化合物*等の有害大気汚染物質について 4 地点で測定しており、環境基準*の定められている物質についてはすべて環境基準を達成しています。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法*」に基づき、大気、河川水、河川底質、地下水および土壌について調査を実施し、いずれも環境基準を達成しています。このほか、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき、ダイオキシン類を発生する特定施設に対して、排出基準の遵守と立入検査による適正な運転管理を指導しています。

さらに、大気中のアスベスト*濃度を把握するため、市内 2 地点で調査を実施しています。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①有害大気汚染物質環境基準達成率

「大気汚染防止法」第 18 条の 23 第 1 項に基づき、一般環境 2 地点（芝測定局、南消防署）、沿道環境 1 地点（神根測定局）の計 3 地点において、環境基準が定められている 4 物質（ベンゼン*、トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン*、ジクロロメタン*）について調査を実施（沿道環境は 1 物質の調査）し、すべて環境基準を達成しました。その他、一般環境 1 地点（石神配水場）において、アルデヒド類等を測定しています。

項目		計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H22 年度
一般環境	達成率	100%	100%	100%	100%	100%	現状を維持
	達成数/ 測定数*	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	
沿道環境	達成率	100%	100%	100%	100%	100%	現状を維持
	達成数/ 測定数*	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	

※測定数は、測定地点数×測定項目数（測定項目は、一般環境ではベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 項目、沿道環境ではベンゼンの 1 項目です。

②ダイオキシン類*環境基準*達成率

「ダイオキシン類対策特別措置法*」第 26 条に基づき、大気については南平測定局、戸塚東 4 丁目、芝測定局の 3 地点で、河川水については新芝川（山王橋）の 1 地点、河川底質については新芝川（山王橋）の 1 地点、地下水については神根地区 1 地点、土壌については前川第 2 公園、江戸袋第 3 公園および在家公園の 3 地点、計 9 地点において調査を実施し、すべて環境基準を達成しました。

項目		計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値 H22年度
大気、河川水、 河川底質、 地下水、土壌	達成率	100%	100%	100%	100%	100%	現状を維持
	達成数/ 測定数	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	

③特定化学物質（トルエン*、キシレン*など）の届出排出量

「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」（化管法）および「埼玉県生活環境保全条例*」に基づく届出状況は下記のとおりです。

平成 18 年度から比較すると、総排出量・総移動量ともに減少傾向にあります。その理由としては、事業者が対象化学物質の使用量の削減、施設の改善、排出抑制や代替物質への転換を進めていること等が考えられます。

項目	計画改訂時 H17年度	実績値 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	目標値 [目指す方向]
総排出量	269t/年	258t/年	256t/年	249t/年	198t/年	減少
総移動量	840t/年	780t/年	746t/年	522t/年	544t/年	減少

(3) 市の施策の実施状況

■目標 2-1 有害化学物質発生源の規制および指導

①ダイオキシン類等を発生する事業所に対し、法令を遵守させるための規制・指導を実施します。

事業名	概要	担当課
大気規制事業 (ダイオキシン類)	今日、私たちはさまざまな化学物質とかがわっており、その中でも有害性が高いダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法*」が制定され、対象事業場に対する指導や環境測定を実施しています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
ダイオキシン類等を発生する事業所に対し立入検査を実施し、適正な運転管理の指導を行いました。(平成 22 年度 8 施設)		

◆「ダイオキシン類対策特別措置法*」に基づく立入検査および指導
平成 22 年度末現在の施設数

施設名		施設数
大気関係	廃棄物焼却炉（50Kg/h 以上）	8
	製鋼用電気炉	1
水質関係	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1
	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設、湿式集じん施設	4
	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	2
施設数合計		16
事業所数合計		7

◆平成 22 年度立入検査件数

施設名	事業所数	立入検査数	
		施設数	事業所数
廃棄物焼却炉	5	7	4
製鋼用電気炉	1	1	1
廃棄物焼却炉に係る 灰の貯留施設	1	0	0
合計	6	8	5

②野外焼却や廃棄物の不適正な処理を防止するためのパトロール・指導等について強化します。

事業名	概要	担当課
大気規制事業 (違法焼却)	平成 14 年 12 月 1 日、基準に適合しない焼却炉の使用が禁止されたことにより、市民の理解や協力(情報提供)等を得ながらパトロール等を実施し、違法焼却炉等による野外焼却の削減を図っています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
野外焼却に対する指導を行うとともに、過去に苦情があった場所のパトロールを実施し、野外焼却の防止に努めました。		

事業名	概要	担当課
不法投棄対策 事業	廃棄物の不適正な処理を防止するためパトロールや排出者に対する指導を実施します。	廃棄物 対策課
平成 22 年度の実施内容		
廃棄物の不適正な処理を防止するためパトロールや排出者に対する指導を実施しました。		

■目標 2-2 環境監視の推進

①有害大気汚染物質のモニタリング調査を継続的に推進します。

事業名	概要	担当課
有害大気汚染物質 モニタリング調査	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質を「大気汚染防止法*」では「有害大気汚染物質」と定めています。そのうち、健康影響の程度や環境中濃度等の条件を勘案して、優先的に取り組む物質として 22 物質を定めました。ダイオキシン類*については、「優先取組物質」に指定されましたが、現在は、別途ほかの法律で対応することとなっています。現時点で、未だ測定法の定まっていない 2 物質を除いた 19 物質について測定を実施しています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
環境基準*の設定されているベンゼン*、トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン*、ジクロロメタン*の4項目については、環境基準を達成しています。		

◆有害大気汚染物質の年平均値（環境基準設定項目）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	測定地点	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	環境基準
ベンゼン	芝測定局	1.8	1.8	1.5	1.4	0.89	3
	南消防署	1.8	1.9	1.6	1.6	1.0	
	神根測定局	2.2	2.2	1.9	1.9	1.1	
トリクロロ エチレン	芝測定局	2.0	2.1	2.3	1.5	0.75	200
	南消防署	2.9	2.7	3.1	2.0	1.5	
テトラクロロ エチレン	芝測定局	0.68	0.74	0.58	0.42	0.23	200
	南消防署	0.75	0.69	0.67	0.55	0.38	
ジクロロ メタン	芝測定局	3.9	3.7	3.2	2.8	1.8	150
	南消防署	5.0	3.9	4.1	4.0	2.2	

②ダイオキシン類の常時監視を継続的に推進します。

事業名	概要	担当課
ダイオキシン類 常時監視	大気、河川水、河川底質、地下水および土壌中のダイオキシン類の濃度を調査することにより、ダイオキシン類による汚染の状況を把握することを目的としています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
地下水については、神根地区において年 1 回、土壌については前川第 2 公園、江戸袋第 3 公園、在家公園において年 1 回、大気、河川水、河川底質については、前年度と同様の測定地点および測定回数で測定を実施しました。いずれも環境基準を達成しています。		

◆ダイオキシン類*の常時監視

大気

測定地点	春季	夏季	秋季	冬季	平均	環境基準*	達成
南平測定局	0.050	0.064	0.10	0.062	0.069	0.6 (pg-TEQ/m ³)	○
戸塚東4丁目	0.051	0.060	0.064	0.081	0.064		○
芝測定局	0.044	0.038	0.061	0.064	0.052		○

河川水

測定地点	第1回	第2回	平均	環境基準	達成
新芝川(山王橋)	0.97	0.61	0.79	1 (pg-TEQ/l)	○

河川底質

測定地点	測定結果	環境基準	達成
新芝川(山王橋)	4.8	150 (pg-TEQ/g)	○

地下水

測定地点	測定結果	環境基準	達成
神根地区	0.020	1 (pg-TEQ/l)	○

土壌

測定地点	測定結果	環境基準	達成
前川第2公園	0.0011	1000 (pg-TEQ/g)	○
江戸袋第3公園	2.1		○
在家公園	36		○

■目標 2-3 有害化学物質啓発・その他の対策

①ダイオキシン類などについて適切な情報の収集・提供を行います。

事業名	概要	担当課
啓発事業 (ダイオキシン類)	「ダイオキシン類対策特別措置法*」の規制対象事業所は、自主測定や市への結果報告が義務付けられており、市はそれらを公表する義務があることから、適宜、ダイオキシン類に関する情報を市民に提供しています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
国および県からの情報やダイオキシン類等を発生する事業所から得た情報をホームページ等で公表しました。		

②化学物質に関する正確な知識の普及と、市民への情報提供を推進します。

事業名	概要	担当課
化学物質に関する啓発事業	法令で定められた化学物質を一定量以上取り扱う事業者は、毎年度、排出量・取扱量等について届出を行い、市がその集計結果を公表します。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
「化管法」および条例に基づき集計した市内の化学物質の排出量等をホームページ等で公表するとともに、窓口において化学物質に関するパンフレットの配布を行いました。		

◆届出排出量・移動量

(単位：t/年)

項目		年度	H18	H19	H20	H21	増 減
総排出量	大気への排出		258	256	248	198	- 50
	公共用水域への排出		0.02	0.83	0.72	0.26	- 0.46
	土壌への排出		0	0	0	0	0
	埋立処分		0	0	0	0	0
	小計		258	256	249	198	- 51
総移動量	事業所の外への移動 (廃棄物への移動)		775	741	518	539	- 21
	下水道への移動		6	5	4	4	0
	小計		780	746	522	544	22
総排出量・移動量			1,039	1,003	771	742	- 29

※排出量・移動量は小数点第 1 位で四捨五入し、整数表示したため合計は一致しない。

③リスクコミュニケーションの推進を図ります。

事業名	概要	担当課
化学物質に関する啓発事業 (リスクコミュニケーション)	事業者が行う情報提供、窓口相談、施設見学などにより、化学物質の環境リスクについて、事業者・市民・行政がお互いの意思疎通と相互理解を図ります。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
地域における環境リスクの低減を図るため、特定化学物質の排出事業者に対し、リスクコミュニケーションの開催を促しました。		

目標 3
清らかな水の流れるまち
にしよう

目標 3-1 水質汚濁物質発生源の規制及び指導

目標 3-2 水質汚濁防止対策及び助成

目標 3-3 環境監視の推進

目標 3-4 啓発・その他の対策

(1) 概況

本市は、荒川水系および利根川水系を合わせて一級河川が 11 河川、準用河川が 3 河川と多くの河川を有しています。市域の河川環境については、埼玉県知事が作成した「公共用水域*水質測定計画」に基づいた調査を 2 地点で実施しているほか、本市が独自に定めた 10 地点の調査を併せて実施しています。

本市では、人の健康被害を引き起こすおそれのある物質として定められた健康項目 27 項目および生活環境の保全に関する項目として定められている BOD(生物化学的酸素要求量)*等の項目について測定を実施しています。健康項目については、すべての地点で環境基準*を達成しています。BODについては、全体的に横ばいの傾向にあります。

今日の河川の汚れの主な原因は生活排水であるといわれています。市民一人ひとりが河川へ愛着と関心を持ち、家庭から汚れた水を流さないという心遣いが清流の復活のために重要となります。

そこで本市では、国・県、流域自治体と住民で取り組む「清流ルネッサンスⅡ計画」や「綾瀬川浄化対策協議会」のほか、ヘドロの浚渫^{しゆんせつ}や環境配慮型護岸工事等を進めています。また、埼玉高速鉄道線の下部に設置された導水管によって運ばれた荒川の水を芝川や綾瀬川に放流する事業が全国で最初に実施されています。今後も、市民と行政が一体となって水質改善に向けて取り組んでいくことが必要です。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①公共用水域環境基準達成率

「水質汚濁防止法*」第 15 条の規定に基づき、市内の河川の水質測定を実施しています。

平成 22 年度は、7 河川 11 地点*で測定を実施し、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）と、人の健康に関する項目（健康項目）についても、すべての河川で環境基準を達成しました。

※ 河川改修工事のため 12 地点中 1 地点で欠測

項目		実績値 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H22 年度
生活 環境 項目	達成率	93%	93%	100%	100%	100%	100%
	達成数/ 測定数	26/28	26/28	35/35	30/30	30/30	
健康 項目	達成率	100%	100%	100%	100%	100%	現状を維持
	達成数/ 測定数	167/167	167/167	167/167	156/156	167/167	

②下水道処理人口普及率

荒川左岸南部処理区および市全域については、既成市街地の人口の減少や区画整理事業などさまざまな原因により、普及率の伸びは緩やかとなっていますが、中川処理区については、平成 8 年度以降流域下水道の浦和幹線が供用開始になってからは、急激な伸びを示していましたが、平成 13 年度以降は、荒川左岸南部処理区同様、普及率の伸びは緩やかとなっています。

今後も、区画整理事業との整合性を図りながら、人口密集地区など投資効果の高い地区から順次整備していきます。

項目	計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H22 年度
下水道処理人口普及率	80.3%	81.1%	81.4%	82.1%	82.7%	順次整備*

※平成 27 年度までに下水道処理人口普及率 84.0%を目標として整備を推進しています。

(3) 市の施策の実施状況

■目標 3-1 水質汚濁物質発生源の規制および指導

①事業所の排水について、法令に基づき規制・指導を実施します。

事業名	概要	担当課
事業場の排水規制	法令に基づき立入検査を実施し、下水排除基準を超過した事業場に対して行政指導を行います。	下水道維持課
平成 22 年度の実施内容		
検査数：226 件のうち基準超過による行政指導：24 件（検査対象事業場数：156 社）		

概要	担当課
事業所に立ち入り、施設の調査や排水の検査を行い、水質汚濁物質発生源の規制および指導を行います。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容	
延べ 141 件の立入検査を行い、基準超過事業所 21 件に対し、文書指導を行いました。	

◆「水質汚濁防止法*」および「埼玉県生活環境保全条例*」に基づく規制事務 平成 22 年度末現在の事業場等数

水質汚濁防止法			埼玉県生活環境保全条例		
特定事業場		計	指定排水工場等数		計
規制	未規制		規制	未規制	
77	74	151	9(6)	0(0)	9(6)

※（ ）内は特定施設を併せて設置する工場等数（内数）

◆「水質汚濁防止法*」第 22 条第 1 項および「埼玉県生活環境保全条例*」第 120 条の規定に基づく立入検査

立入検査状況

年 度	立 入 事業場	適 合	適合率 (%)	不適合	違反率 (%)
H22	141	120	85.1	21	14.9

■目標 3-2 水質汚濁防止対策および助成

①公共下水道の普及を図るため、計画的な下水道整備を推進します。

事業名	概要	担当課
公共下水道築造事業	この事業では、下水道がまだ整備されていない地区に污水管を新設します。	下水道推進課
平成 22 年度の実施内容		
荒川左岸南部流域と中川流域において、約 11,480mの污水管整備を実施しました。		

②水洗化の促進を図るため、水洗便所改造資金貸付制度および私道共同排水設備整備補助金制度を充実します。

事業名	概要	担当課
①水洗便所改造資金貸付制度 ②私道共同排水設備整備補助金制度	①の水洗便所改造資金貸付制度は昭和 37 年度から、②の私道共同排水設備整備補助金制度は昭和 57 年度から実施しています。現在①の貸付制度は 1 件につき 50 万円以内の貸付額、②の補助金制度は工事費の 10 分の 8 以内を補助額としています。	下水道維持課
平成 22 年度の実施内容		
①水洗便所改造資金貸付制度は	40 件 10,640 千円	を貸付
②私道共同排水設備整備補助金制度は	27 件 60,866 千円	を補助

③芝川の水質改善を進めます。

概要	担当課
規制対象外であっても、水質に大きな影響を与える事業者に対し、改善指導します。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容	
異常水質事故の際、事業所に立ち入り調査、指導を行いました。また、「里川づくり県民運動」を県と推進しました。	

事業名	概要	担当課
綾瀬川・芝川等 浄化導水事業	水環境の悪化が著しい綾瀬川や芝川等では、「水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンス）を策定し、市民や行政が	河川課

	一体となって流域全体でさまざまな取り組みを実施しています。その一環として、トンネルの上部を地下鉄、下部を河川の導水路として利用（全国初の取り組み）し、綾瀬川等に荒川の水を導水する事業を実施しています。	
平成22年度の実施内容		
「綾瀬川・芝川等浄化導水施設」による通水を実施しました。（導水量：2m ³ /秒）		

④清流ルネッサンスⅡ地域協議会などの事業を充実し、綾瀬川・芝川などの水質改善を推進します。

事業名	概要	担当課
清流ルネッサンスⅡ地域協議会	清流ルネッサンスⅡ地域協議会に積極的に参加し、河川浄化を推進します。	環境保全課
平成22年度の実施内容		
流域住民と、水質調査（参加人数：42人）や河川清掃（参加人数：50人）を行いました。		

【25頁 目標3-2-③「綾瀬川・芝川等浄化導水事業」参照】

⑤流域自治体・市民による水質浄化対策を推進します。

事業名	概要	担当課
綾瀬川浄化対策協議会	綾瀬川下流流域自治体（越谷市、草加市、八潮市、足立区、葛飾区）と広域的な水質浄化対策を図ります。	環境保全課
平成22年度の実施内容		
水生生物調査、水質調査、研修会、情報交換会、講演会、合同視察を行いました。		

事業名	概要	担当課
芝川緑化期成同盟会	市民による水質浄化対策として河川敷清掃を推進します。	河川課
平成22年度の実施内容		
芝川緑化期成同盟会により、旧芝川遊歩道周辺の河川敷清掃を実施しました。		

⑥埼玉高速鉄道線に併設する導水管により、荒川の水を綾瀬川、芝川などに導水し、水質の浄化を図ります。 【25頁 目標3-2-③「綾瀬川・芝川等浄化導水事業」参照】

⑦ヘドロの除去・^{しゅんせつ}浚渫などによる水質の浄化を図ります。

事業名	概要	担当課
河川（水路） ^{しゅんせつ} 浚渫事業	水質汚濁防止対策のために、市内の河川（水路）の ^{しゅんせつ} 浚渫を実施しています。	河川課
平成22年度の実施内容		
河川（水路）において、約2,500m ³ の ^{しゅんせつ} 浚渫を実施しました。		

- ⑧公共用水域*の水質保全を図るため、雨水の一時貯留などにより、合流式^{かんきよ}管渠の雨水吐口からの放流水の水質改善を推進します。

事業名	概要	担当課
合流式下水道改善事業	平成 16 年の「下水道法施行令」の改正により、合流式下水道を改善し、川に流す水をきれいにすることが義務付けられました。また、水質保全の観点からも必要な事業です。	下水道推進課
平成 22 年度の実施内容		
合流区域内において、夾 ^{きょうざつぶつ} 雑物除去スクリーン（3 カ所）の設置を実施しました。		

- ⑨既設の単独処理浄化槽から浄化槽への転換を促進するため、浄化槽設置整備事業補助金制度の活用推進を図ります。

事業名	概要	担当課
川口市浄化槽設置整備事業	公共下水道認可区域以外の地域に、新たに合併処理浄化槽を設置したり、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する際に、費用の一部を補助します。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
10 基 3,090,000 円を補助しました。		

- ⑩事業所における水質汚濁防止のための設備の導入を支援するため、公害防止資金の融資および利子の助成を行います。【12 頁 目標 1-4-① 「公害防止資金融資事業」参照】

■目標 3-3 環境監視の推進

- ①公共用水域の常時監視を継続的に推進します。

事業名	概要	担当課
公共用水域常時監視	埼玉県知事が作成した測定計画に基づく調査地点 2 地点および市独自の調査地点 10 地点について、月 1 回公共用水域の常時監視を実施しています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
欠測となった芝川青木橋を除く 11 地点で測定を行いました。生活環境項目および健康項目については、全て環境基準を達成しました。		

◆BOD*75%値の推移

(単位：mg/l)

河川名	測定地点	年 度						環境 基準 *	適合 状況
		H17	H18	H19	H20	H21	H22		
芝 川	在 家 橋	6.9	8.3	7.6	7.4	6.4	8.2	10	3/3
	天 神 橋	6.5	6.9	6.0	6.9	7.1	5.9		
	青 木 橋	16	16	14	10	—	—		
	榎 木 橋	5.0	5.6	3.8	4.3	4.5	6.8		
新 芝 川	あ ず ま 橋	6.1	6.9	5.5	6.6	6.6	6.1	10	2/2
	山 王 橋	5.1	4.7	5.5	5.0	5.2	5.5		
藤右衛門川	論 處 橋	10	11	12	12	9.7	6.7	—	—
豎 川	豎 前 橋	5.8	5.7	6.4	5.3	5.4	5.7	—	—
緑 川	喜 沢 橋	6.2	9.4	9.9	6.5	6.7	7.6	—	—
毛 長 川	舎人人道橋	11	8.0	6.4	5.6	5.6	7.5	—	—
伝 右 川	新伝右橋	11	9.0	9.0	8.0	10	10	—	—
綾 瀬 川	綾瀬新橋	4.9	5.9	5.4	4.7	4.5	4.8	5	1/1

※芝川青木橋の平成21年および22年データについては河川改修工事の影響により欠測。

■目標3-4 啓発・その他の対策

- ①洗剤・石けんなどの適正量の使用や、家庭でできる生活排水対策の普及・啓発を推進します。

概要	担当課
機会をとらえ、また広報紙などにより、家庭でできる生活排水対策の普及・啓発を行います。	環境保全課
平成22年度の実施内容	
ほかのパネル展や住民との水質調査の際に、併せて生活排水対策の普及・啓発活動を行いました。市広報紙に生活排水対策について掲載しました。	

- ②規制対象外事業所についても汚濁物質の排出削減対策の啓発を行います。

概要	担当課
規制対象外であっても、水質に大きな影響を与える事業者に対し、改善指導します。	環境保全課
平成22年度の実施内容	
異常水質事故の際、事業所に立入調査、指導を行いました。	

③浄化槽の適正な維持管理について啓発します。

概要	担当課
浄化槽の維持管理の徹底を図ります。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容	
広報紙やホームページに維持管理について掲載しました。 浄化槽からの悪臭苦情の際に、維持管理の徹底を指導しました。	

④市民参加の水質調査や浄化活動を推進します。

概要	担当課
流域住民参加の水質調査や、河川清掃を行い、河川に対する関心を高め、水質浄化について啓発を図ります。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容	
「みんなで水質調査」、「クリーン大作戦」を実施しました。	

【26 頁 目標 3-2-⑤ 「芝川緑化期成同盟会」参照】

目標 4
地下水を保全し、土壌汚染のないまちにしよう

- 目標 4-1 地下水・土壌汚染等の規制及び指導
- 目標 4-2 環境監視の推進
- 目標 4-3 啓発・その他の対策

(1) 概況

地下水汚染は、工場等において有害物質*が適正に管理されないために発生したり、最近では窒素系肥料の影響による汚染等、今までと異なる非工業系の汚染もあることが確認されています。

地下水汚染は、さまざまな要因が長い時間をかけて影響を及ぼすことが多く、原因を特定し、これを解決することが困難な問題です。

また、土壌汚染*は過去の事業活動における有害物質の不適正な管理が原因で起きることが多く、一度汚染されると長期間土壌中に蓄積するため、地下水汚染などの二次汚染を引き起こす場合もあり、汚染された土壌は速やかに除去や浄化などの対策を講じることが必要です。

本市では、埼玉県知事が作成した「地下水質測定計画」に基づき概況調査および過去に汚染が確認された井戸について継続的に調査を行う継続監視調査を実施しています。さらに、水質規制対策として、公共用水域*に排水する施設を設置または使用する事業所に対して、「水質汚濁防止法*」および「埼玉県生活環境保全条例*」に基づく規制基準じはんしんを遵守するよう指導を行っています。

土壌汚染対策としては、「土壌汚染対策法」および「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、工場の解体や、事業所の廃止、土地の改変、大規模開発が行われるときには、土壌の調査、汚染土壌の処理を適正に実施するよう指導を行っています。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①地下水環境基準*達成率

「水質汚濁防止法」第 15 条の規定に基づき、地下水（井戸水）の水質について概況調査を実施しています。平成 22 年度は、市内 3 地点（安行原、西川口、安行領根岸）で概況調査（カドミウム、鉛など 28 項目を測定）を実施し、すべての項目で環境基準を達成しました。

項目		計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H22 年度
概況調査	達成率	100%	100%	100%	100%	100%	現状を維持
	達成数/ 測定数	78/78	104/104	52/52	78/78	84/84	

(3) 市の施策の実施状況

■目標 4-1 地下水・土壌汚染*等の規制および指導

①地下水および土壌汚染の未然防止のため、事業所に対し規制・指導を徹底します。

概要	担当課
土壌や地下水の汚染を防ぐため、事業所（事業者）に対し、法令に基づき規制、指導を行います。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容	
事業所（事業者）に対し立入検査を実施しました。	

②地下水および土壌汚染対策を推進するため、事業所に対し浄化・処理の措置等について指導を行います。

概要	担当課
法令に基づき、事業者に対し浄化や処置について指導を行います。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容	
事業者に対し、土壌調査・浄化等を指導しました。	

◆土壌汚染対策法に基づく指導状況

根拠条項	区分	届出件数	報告件数	汚染あり	要措置区域	指定区域 の解除
					形質変更時 要届出区域	
廃止時の調査(第 3 条第 1 項)			1	0	0	0
					0	0
一定規模以上の土地における 調査*(第 4 条第 1 項)	7	2	1		0	0
					1	0
第 3 条第 1 項ただし書の確認	1					
計		8	3	1	1	0

※平成 22 年の「土壌汚染対策法」の改正により 3,000 m²以上の土地の形質変更時も調査に追加されました。

◆埼玉県生活環境保全条例*に基づく指導状況

根拠条項	区分	報告件数	汚染あり	浄化中	完了
任意調査（第 77 条）		0	0		
廃止時の調査（第 79 条）		11	1	1	0
土地改変時の調査（第 80 条）		6	2	0	0
計		17	3	1	0

③地盤沈下防止のため、地下水の揚水量削減などの規制・指導を徹底します。

概要	担当課
法令に基づき規制を実施します。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容	
52 件について揚水量の報告を徴取しました。	

■目標 4-2 環境監視の推進

①地下水の常時監視を継続的に推進します。

事業名	概要	担当課
地下水常時監視	埼玉県知事の作成した測定計画に基づき、地下水の常時監視を実施しています。調査は、地域の全体的な地下水質の概況を把握するための概況調査、汚染が発見された場合に汚染原因の究明や汚染範囲を確定するための汚染井戸周辺調査、汚染地域について継続的に調査を行う継続監視調査に分類されます。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
概況調査については3地点で測定を実施しましたが、すべて環境基準*を達成しました。継続監視調査については5地点で実施しました。		

◆概況調査結果

項目	年度					
	H17	H18	H19	H20	H21	H22
調査井戸数	3	3	4	2	3	3
環境基準超過井戸数	1	0	0	0	0	0
調査項目数	78	78	104	52	78	84
環境基準超過項目数	1	0	0	0	0	0

◆平成 22 年度継続監視調査結果

(単位：mg/ℓ)

項目	地区					
	本町	幸町	東貝塚	赤山	柳崎	環境基準
1,1-ジクロロエチレン	0.012	0.002	-	-	-	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.069	0.009	-	-	-	0.04
トリクロロエチレン*	0.16	0.021	-	-	-	0.03
テトラクロロエチレン*	0.0042	0.0067	-	-	-	0.01
硝酸性窒素 および亜硝酸性窒素	-	-	10	15	15	10

■目標 4-3 啓発・その他の対策

①農薬の正しい使用・知識の普及、啓発をします。

事業名	概要	担当課
農薬使用の普及・啓発事業	農薬の安全かつ適正な資料および保管管理の徹底は農産物の安全確保および農業生産の安全のみならず、市民の健康の保護および生活環境の保全の観点からも極めて重要です。こうしたことから、農家のみならず、市民農園や家庭菜園等、市民に対しても農薬の適正な使用、保管管理等に関する情報を周知しています。	農政課
平成 22 年度の実施内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・6月の「農薬危害防止月間」にあわせ、営農者や緑化団体に対して「農薬危害防止運動」の趣旨に基づく情報提供を行うとともに、庁舎内にポスターを掲示しました。 ・リーフレットを全農家に配布するとともに、ホームページに「農薬の正しい使い方」を掲載しました。 		

②地下水涵養のため雨水の地下浸透施設の普及、啓発をします。

【77頁 目標 10-1-⑤ 「川口市地球高温化対策活動支援金事業」参照】

目標 5 騒音・振動、悪臭のない まちにしよう

目標 5-1 騒音・振動、悪臭の規制及び指導

目標 5-2 交通量低減化対策

目標 5-3 騒音・振動、悪臭防止対策及び支援

目標 5-4 環境監視の推進

目標 5-5 啓発・その他の対策

(1) 概況

本市は一次産業、二次産業の地場産業を基盤として、独自の文化を持ちながら成長してきた産業都市であります。昭和 30 年代後半からの人口増加、自然の減少、産業構造の変化等の急激な動向に対応した土地利用の規制・誘導と都市基盤の整備を経て、住宅都市としての様相も表しています。

このため、工場と住宅が混在する地域における騒音・振動対策のほか、建設作業に伴う騒音や振動、深夜営業に対する騒音対策も求められています。

一方、物資の輸送や主要な交通手段としての自動車は、今日の生活からは切り離せない反面、交通量の増加に伴って大気汚染のみならず騒音・振動の原因となっています。

本市では、「騒音規制法*」、「振動規制法*」に基づき、主要幹線道路において自動車交通騒音、道路交通振動を測定し、騒音については、測定結果をもとに面的評価*を実施しています。

また、著しく騒音・振動を発生する施設を設置または使用する事業所に対しては、「騒音規制法」、「振動規制法」および「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき、規制基準じゅんしゆを遵守するよう指導を行っています。

さらに、悪臭対策として、苦情者からの事情聴取やシンナーなどの有機溶剤を取り扱う事業者に対する立入検査を実施し、改善に向けた指導に努めています。

近年では、中心市街地の空洞化に対応した「まちづくり三法*」や、経済性、効率性、機能性を重視してきた結果への反省から、美しいまちなみづくりに対応した「景観緑三法*」が整備され、都市計画の考え方も多様化しています。今後は、多様なまちづくり制度の活用と合わせて、環境に配慮した独自のまちづくりの手法を検討していく必要があります。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①騒音環境基準*達成率

「騒音規制法」、「振動規制法」に基づき、主要幹線道路において自動車交通騒音、道路交通振動を測定し、騒音については、測定結果をもとに面的評価を実施しています。

平成 22 年度は、主要幹線道路 8 路線 8 評価区間について個々の住居における騒音の環境基準の達成率を面的評価で推計しました。

この中で、国道 122 号線沿線では、昼間・夜間とも基準値以下である住居の割合が約 30%と低い状況が続いていますが、その他の道路についてはおおむね達成しています。

項目		計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H22 年度
自動車騒音の 面的評価*	達成率	86.4%	93.0%	83.9%	88.3%	82.5%	100%
	達成数/ 測定数	8,648/ 10,006	9,787/ 10,520	6,371/ 7,594	5,720/ 6,478	6,445/ 7,814	

(3) 市の施策の実施状況

■目標 5-1 騒音・振動、悪臭の規制および指導

- ①工場・事業場からの騒音・振動を防止するため、法令に基づき、規制・指導を実施します。

事業名	概要	担当課
工場・事業場の騒音・振動に関する規制・指導	工場・事業場からの施設設置等の届出に際し、公害防止の事前指導を実施します。市民からの苦情があった工場等に対し、個別指導を実施します。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
施設設置等の届出に際し、公害防止の事前指導を実施し、また、苦情があった工場等に対し、個別に指導を実施しました。		

- ◆平成 22 年度末現在の騒音規制法に係る特定施設・県条例に係る指定騒音施設等の届出数

種別	騒音規制法*		埼玉県生活環境保全条例*			
	施設数	事業所数	施設数	事業所数	作業数	事業所数
届出数	3,155	669	887	302	208	187

- ◆平成 22 年度末現在の振動規制法に係る特定施設・県条例に係る指定振動施設の届出数

種別	振動規制法*		埼玉県生活環境保全条例	
	施設数	事業所数	施設数	事業所数
届出数	2,009	443	34	16

- ②建設作業などの騒音・振動に関する規制・指導を実施します。

事業名	概要	担当課
建設作業の騒振動に関する規制・指導	特定建設作業実施の届出に際し、公害防止の事前指導を実施します。市民からの苦情があった工事等に対し、個別指導を実施します。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
特定作業実施の届出に際し、周辺住民への配慮等の事前指導を実施し、また、苦情に基づき個別に指導を実施しました。		

◆騒音規制法*に基づく特定建設作業実施届の届出件数

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
届出件数	115	135	99	109	125	119

◆振動規制法*に基づく特定建設作業実施届の届出件数

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
届出件数	66	48	47	67	75	71

③関係機関と連携し、深夜営業騒音に対する指導を実施します。

事業名	概要	担当課
深夜営業騒音 事前指導	事業者の申請に基づき、公害防止の事前指導を実施します。 市民からの苦情に基づき、個別指導を実施します。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
カラオケ等を設置する飲食店等に対し、申請時に規制等の事前指導を実施し、また、苦情に基づき個別に指導を実施しました。		

◆深夜営業騒音に係る事前指導件数

	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
項目							
指導件数		59	78	69	53	68	60

④悪臭については、臭気指数による規制・指導を実施します。

事業名	概要	担当課
悪臭規制事業	悪臭の規制については、市民からの相談、苦情により対応しており、その際には臭気指数による規制を行っています。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
悪臭苦情の原因者に対し、指導を実施しました。(30 件)		

■目標 5-2 交通量低減化対策

①公共交通機関の整備を関係機関に要請するとともに、利用促進に努めます。

【10 頁 目標 1-2-① 「公共交通の利便性向上および利用促進」参照】

②関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。

【10 頁 目標 1-2-② 「街路整備事業」参照】

■目標 5-3 騒音・振動、悪臭防止対策および支援

①関係機関と連携し、道路整備による自動車交通の分散・円滑化を推進します。

【10 頁 目標 1-2-② 「街路整備事業」参照】

②交通量が多く騒音被害が懸念される幹線道路等について低騒音舗装の敷設を関係機関に要望します。

概要	担当課
交通量が多く騒音被害が懸念される幹線道路等について低騒音舗装の敷設を関係機関に要望します。	道路維持課
平成 22 年度の実施内容	
「道路工事調整会議」等、機会があるごとに関係機関に要望を行いました。	

③関係機関との連携により、遮音壁や植樹帯の設置を推進します。

【10 頁 目標 1-2-② 「街路整備事業」参照】

④事業所における騒音・振動、悪臭防止のための設備の導入を支援するため、公害防止資金の融資および利子の助成を行います。

【12 頁 目標 1-4-① 「公害防止資金融資事業」参照】

■目標 5-4 環境監視の推進

①自動車交通騒音・振動の常時監視を継続的に推進します。

事業名	概要	担当課
自動車交通騒音 常時監視	川口市内の幹線交通を担う道路の周辺 50m に存する個々の住居について、騒音の環境基準*の適合率を調査します。この計画は、平成 18 年度より 5 年間で実施することとしています。個々の住居の騒音を実際に測定することは困難であるため、実測値を基に騒音予測式を用いて推計しています。これを、面的評価*といいます。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
市内 8 調査地点で測定を実施し、この値を基に環境基準との適合率を算出した結果は、7,814 戸の評価対象住居に対して昼夜とも環境基準を達成した住居数は 6,445 戸であり、割合に直すと 82.5%でした。		

◆面的評価*

評価対象道路	評価区間の延長 km	評価対象住居等 戸数	基準値以下 昼間・夜間とも		基準値のみ 基準値以下		基準値以下 夜間のみ		基準値超過 昼間・夜間とも	
			戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
国道 122 号	3.4	1,625	477	29.4	378	23.3	0	0	770	47.4
国道 298 号 東京外環自動車道	4.1	1,365	1,350	98.9	14	1.0	0	0	1	0.1
県道さいたま草加線	1.4	271	271	100	0	0	0	0	0	0
県道川口上尾線	2.6	1,309	1,303	99.5	0	0	0	0	6	0.5
県道川口草加線	1.5	933	933	100	0	0	0	0	0	0
県道金明町鳩ヶ谷線	3.5	717	521	72.7	151	21.1	0	0	45	6.3
県道東大門 安行西立野線	3.3	1,374	1,370	99.7	4	0.3	0	0	0	0
都道足立川口線 首都高速葛飾川口線	1.8	220	220	100	0	0	0	0	0	0

※端数処理の結果、必ずしも合計で 100%にはならない。

◆自動車騒音・道路交通振動測定結果

測定地点 対象道路	時間帯	騒音			振動	
		等価騒音 レベル	環境基準* との比較	要請限度 との比較	振動 レベル	要請限度 との比較
		(dB)	(適否)	(適否)	(dB)	(適否)
朝日 3-1-2 付近	昼間	76	×	×	48	○
国道 122 号	夜間	73	×	×	45	○
大字安行領根岸 970 付近	昼間	60	○	○	42	○
国道 298 号・ 東京外環自動車道	夜間	58	○	○	39	○
大字伊刈 963-1 付近	昼間	66	○	○	34	○
県道さいたま草加線	夜間	61	○	○	29	○
芝 3-24-24 付近	昼間	70	○	○	48	○
県道川口上尾線	夜間	64	○	○	43	○

東領家 1-8-1 付近	昼間	68	○	○	46	○
県道川口草加線	夜間	63	○	○	38	○
安行原 1990 付近	昼間	72	×	○	49	○
県道金明町鳩ヶ谷線	夜間	70	×	○	45	○
戸塚 3-14 付近	昼間	61	○	○	42	○
県道東大門安行西立野線	夜間	56	○	○	35	○
東領家 5-16 付近	昼間	70	○	○	47	○
都道足立川口線・ 首都高速葛飾川口線	夜間	68	×	○	46	○

■目標 5-5 啓発・その他の対策

①自家用車から公共交通機関、徒歩や自転車利用への転換を呼びかけます。

【16 頁 目標 1-6-⑤ 「エコライフDAYの取組」参照】

②住民に迷惑をかけない運転マナーの啓発を推進します。

事業名	概要	担当課
安全運転・マナー アップ啓発事業	交通安全運動期間を始めとして、街頭活動等を通して、安全運転と交通マナーの啓発を行いました。	交通安全 対策課
平成 22 年度の実施内容		
街頭キャンペーン等を 11 回行いました。		

③日常生活に伴い発生する近隣騒音等に対し、近隣に配慮するよう啓発をします。

事業名	概要	担当課
近隣騒音等の 啓発活動	法令の規制のかからない、日常生活からの公害苦情に対して指導・啓発を行います。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容		
法令の規制のかからない、日常生活からの公害苦情に対して指導・啓発を行いました。		

目標 6
水と緑の豊かなまちをつ
くろう

目標 6-1 樹林地の保全

目標 6-2 水辺地の保全と復活

目標 6-3 農地などの保全と活用

目標 6-4 多様な生物が生息できる空間の確保

目標 6-5 水と緑のネットワークづくりの推進

(1) 概況

本市の北東部の起伏に富んだ台地には、植木産業の中心地であるとともに、見沼田圃の斜面林や社寺林等のまとまった緑地が残されており、都市の貴重な緑の拠点となっています。これらの貴重な緑は、荒川や芝川等の水辺環境と調和して、市民の生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる存在であるといえます。

また、都市の緑は、レクリエーション機能や防災機能、騒音、汚染物質の軽減、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド*現象の緩和等、生活環境や地球環境の保全に対しても大きな役割を果たしてくれる存在です。

本市の貴重な資源である水と緑の環境と、住宅、事業所、公共施設、河川、道路等の都市活動の拠点となる施設の緑化が図られることで、水と緑のネットワーク化を推進し、これを未来に引き継いでいくことが重要です。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①都市公園等の面積および数

平成22年度(平成23年3月31日現在)の都市公園等の面積および数は、1,845,915㎡、396カ所となっています。これを市民1人あたりにすると3.57㎡となります。平成21年度に比べて面積および箇所数ともに増加しています。

項目	計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値 H22年度
面積	1,782,199㎡	1,760,291㎡	1,755,759㎡	1,754,430㎡	1,845,915㎡	1,904,582㎡
1人あたりの 公園面積	3.55㎡	3.47㎡	3.42㎡	3.40㎡	3.57㎡	3.79㎡
箇所数	402カ所	397カ所	395カ所	395カ所	396カ所	407カ所

②保全緑地の指定数

「川口市緑のまちづくり推進条例*」に基づき、景観上優れていて、かつ、面積がおおむね500㎡以上である緑地を保全緑地として指定しています。

平成22年度(平成23年3月31日)の保全緑地は25カ所、150,025.75㎡となっており、平成21年度に比べて箇所数および面積ともに増加しています。

項目	計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値 H22年度
箇所数、 面積	19カ所 71,378㎡	22カ所 113,986㎡	23カ所 111,445㎡	23カ所 113,140㎡	25カ所 150,026㎡	23カ所 132,000㎡

③保存樹木の指定数

「川口市緑のまちづくり推進条例*」に基づき、(ア)1.5mの高さにおける幹の周囲がおおむね1.2m以上である樹木(イ)高さがおおむね12m以上である樹木(ウ)高さが2.5m以上である株立ちした樹木(エ)枝葉の面積がおおむね25㎡以上であるはん登性樹木のいずれかに該当し、健全で、かつ、景観上優れていることを条件に保存樹木の指定を行っています。

また、高さが1m以上であり、かつ、延長がおおむね30m以上である生け垣で、良好な管理がなされているものについては保存生け垣として指定しています。

項目	計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値 H22年度
保存樹木の 本数	153本	157本	157本	154本	151本	160本
保存樹木 (生け垣)	22カ所 1,456m	26カ所 1,678m	27カ所 1,778m	29カ所 1,878m	28カ所 1,705m	26カ所 1,800m

(3) 市の施策の実施状況

■目標 6-1 樹林地の保全

①市街地に隣接して身近な自然環境を形成する樹林地の保全を図ります。

事業名	概要	担当課
緑地等保全事業	重要性が高いと評価される斜面林などの緑地については、「保全緑地」に指定することで、適切に保全を図ります。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
市内に残された貴重な緑地空間を保全・確保するため、「保全緑地」を指定しました。 保全緑地箇所数：25カ所 保全緑地面積：150,026㎡		

②市民との協働による樹林地の保全・管理を推進します。

事業名	概要	担当課
自然再生活動団体 助成事業	ボランティアに対して、さまざまな支援を展開・充実させていくために、基金を活用し、市内の緑地の再生活動を行う団体の活動を支援します。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
樹林地等の維持管理・森の再生事業などを行うボランティア団体に対し助成金を交付しました。 助成金の交付対象団体数：6団体		

③埼玉県環境影響評価条例に従い、大規模開発に対する緑地などの保全に努めます。

概要	担当課
該当する事業はありませんでした。	みどり課

④基金の充実を図り、緑地の保全に役立てます。

事業名	概要	担当課
基金の活用による 緑化推進・緑地保全 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の緑の保全・緑化を図っていくために、その支援を目的とした「川口市環境みどり基金」を設置しています。 ・ホームページに掲載し、寄附金を募っています。 ・苗木等の半額あっせん用苗代・生け垣および屋上緑化への奨励金・緑のまちづくり地域緑化事業補助金を支給しています。 ・川口市自然再生活動団体に助成金として活用しています。 ・保全緑地の公有地化に活用しています。 	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
・苗木等の半額あっせん用苗代（3,054,600 円）・生け垣および屋上緑化への奨励金（1,787,800 円）・緑のまちづくり地域緑化事業補助金（3,655,187 円）・川口市自然再生活動団体助成金（1,140,941 円）を支給しました。		

⑤市民緑地制度などにより樹林地などを借り上げ、市民へ公開します。

事業名	概要	担当課
保全緑地等の 借り上げ事業	市民緑地制度等を活用し、土地所有者のみの管理負担とするのではなく、市民の共有財産として市民みんなが恩恵を受けられるよう、市民または行政によって緑地の維持管理および利用を検討します。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
緑地所有者の管理に係る負担軽減と保全すべき緑地としての担保性を高めるため、引き続き保全緑地の一部を借り上げています。 借上げている緑地の面積：14,236m ²		

⑥貴重な樹林地や樹木を、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」や「川口市緑のまちづくり推進条例*」に基づく「保全緑地」、「保存樹木・保存生け垣」に指定し、その保全に努めます。

事業名	概要	担当課
保全緑地等指定 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例に基づいて指定されている「ふるさとの緑の景観地」の保全に努めます。 ・重要性が高いと評価される斜面林などの緑地については、「保全緑地」に指定することで、適切に保全を図ります。 ・良好な景観形成に貢献する要素となっている樹木を「保存樹木」に指定し、土地所有者の協力、および地域住民の理解のもと、大きく育ていける基盤づくりを進めます。 ・市民が継続的かつ良好に管理している生け垣についても「保存生け垣」としての指定を進め、緑豊かな街並みの維持を図ります。 	みどり課

平成 22 年度の実施内容	
市内に残された貴重な緑地空間を保全・確保するため、「保全緑地」を指定しました。 身近な緑として、重要な樹木や生け垣を保全すべき緑として「保存樹木・保存生け垣」として指定しました。	
①保全緑地の面積：150,026m ²	②保存樹木の本数：151 本
③保存生け垣の長さ：1,705m	

■目標 6-2 水辺地の保全と復活

- ①生態系に配慮した良好な水辺環境の維持・再生に努めます。

事業名	概要	担当課
芝川護岸工事	対象河川を芝川とし、その護岸整備にあたり生態系に配慮した水辺環境の維持・再生を推進します。	河川課
平成 22 年度の実施内容		
今年度は護岸整備をしていませんが、23 年度に行う予定です。		

- ②河川改修にあたっては、治水対策と調整を図りながら、多自然川づくりを基本として進めます。

事業名	概要	担当課
芝川護岸工事	対象河川を芝川とし、護岸整備は多自然川づくりとして進めます。	河川課
平成 22 年度の実施内容		
今年度は護岸整備をしていませんが、23 年度に行う予定です。		

- ③市民が水と遊び、生きものとふれあえるような親しみのある水辺空間を整備します。

【43 頁 目標 6-2-② 「芝川護岸工事」参照】

- ④保全緑地内の湧水地の把握に努めます。

概要		担当課
未実施。		みどり課

- ⑤雨水利用と雨水の地下浸透を推進します。

【77 頁 目標 10-1-⑤ 「川口市地球高温化対策活動支援金事業」参照】

■目標 6-3 農地などの保全と活用

- ①農地への建設廃材などの不法投棄を防止します。

事業名	概要	担当課
農地パトロール事業	農地の遊休地化および違反転用、不法投棄の防止等の	農業委員会事務局

	早期発見のため、毎年農地パトロールを実施し農地の保全に努めています。	
平成 22 年度の実施内容		
不法投棄防止パンフレットを配布し、農業委員による農地パトロール等を実施し、農地の保全を図りました。		

②見沼田圃、見沼代用水沿いの斜面林、安行近郊緑地保全区域の緑地などの保全に努めます。

事業名	概要	担当課
見沼周辺の斜面林等保全事業	見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づき埼玉県およびさいたま市と共同して区域内における土地利用の審査を行うとともに、見沼田圃周辺斜面林保全のための検討を行います。また、安行近郊緑地保全区域内での宅地造成等をする際には、届け出をしてもらいます。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づき埼玉県およびさいたま市と共同して区域内における土地利用の審査を行うとともに、見沼田圃周辺斜面林保全のための検討を行いました。安行近郊緑地保全区域内の届け出を受理しました。 届け出件数：67 件		

③安行・神根・戸塚・新郷を中心とした植木などの生産環境の保全に努めます。

事業名	概要	担当課
生産環境の保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区内を中心に巡回し、使い捨て針（釣針）の回収やかすみ網による密猟の発見、通報などを行い、鳥獣の保護等における農用地および緑地の保全と自然環境の維持に努めています。 ・農業施設設置助成事業、農業近代化資金利子補給金、農業経営基盤強化資金利子助成金などの実施により、農業経営の安定および都市緑化の保全を図っています。 	農政課
平成 22 年度の実施内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区等における農用地および緑地の保全と自然環境の維持を図りました。 ・農家に対し融資制度などの施策を展開しました。 農業近代化資金利子補給金新規件数：1 件		

④生産緑地*地区を身近な緑地空間として保全に努めます。

事業名	概要	担当課
生産緑地指定事業	災害の防止や農業と調和した都市環境の保全に資する農地については、生産緑地地区として新規指定を進めます。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
市街地に残された貴重な緑地空間である農地を維持していくために、生産緑地地区として新規		

および追加指定しました。新規指定面積：2,547m² 追加指定面積：7,836m²

⑤農地の多目的活用の一つとして市民農園などの整備、保全に努めます。

事業名	概要	担当課
地域農業活性化事業	休閒農地の解消を図るとともに、都市住民と農業とのふれあいを通し、土と親しみ家族のコミュニケーションの場となる市民農園などとして活用できるよう、関係機関と連携を図っています。	農政課
平成 22 年度の実施内容		
ふれあい農園の開設および管理運営に対して支援を行いました。(平成 23 年 3 月 31 日現在) 見沼ふれあい農園 8,010 m ² (88 区画) 南平ふれあい農園 2,190 m ² (49 区画) 木曾呂ふれあい農園 2,973 m ² (67 区画) 赤芝ふれあい農園 1,475 m ² (32 区画) 道合ふれあい農園 1,983 m ² (40 区画)		

■目標 6-4 多様な生物が生息できる空間の確保

①多様な生物の生息環境である樹林地を確保するための啓発に努めます。

事業名	概要	担当課
保全緑地周知事業	保全緑地の指定および解除をした時は、2 週間告示をします。また、指定された緑地等には、標識を設置します。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
保全緑地の指定および一部解除をし、2 週間告示をしました。また、新規に指定された緑地等には標識を設置しました。 指定した緑地の箇所数：2 箇所 一部解除した緑地の箇所数：6 箇所		

②公園・緑地・学校などの公共施設においては、緑化の推進を図ります。

事業名	概要	担当課
緑化指導	500 m ² 以上 3,000 m ² 未満の敷地に公共施設を建築する場合は、敷地内の 20%を緑地とするように指導しています。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
指導件数 0 件		

事業名	概要	担当課
本町・元郷南小学校改築事業	教育委員会では、児童・生徒等の安全安心な施設づくりに向け、既存建物の耐震性能を確保すべく、耐震診断を実施し、早急な耐震化に向けて対応を図っているところです。 こうした中、施設の老朽化、コンクリートの強度不足などの理由から、本町小学校および元郷南小学校の建て替えを進めています。	教育総務課

	建て替えに際しては、環境面での工夫を凝らし、環境学習のための屋上緑化スペースを設けるなど、学校敷地の20%を緑化する施設整備を進めています。	
平成22年度の実施内容		
本町小学校は、平成21年度に改築工事が完了しました。 元郷南小学校は、平成22年度に改築工事が完了しました。		

③市街地内において、身近に自然とふれあうことのできる公園を、新設や既存の公園の整備の中で推進します。

事業名	概要	担当課
公園整備事業	水と緑の美しい都市づくりの一環として、都市機能を十分に発揮できるよう、公園を整備します。	公園課
平成22年度の実施内容		
新郷東部公園を整備しました。		

④市内の動植物などの調査研究を行い、情報を提供します。

概要	担当課
未実施。	みどり課

⑤樹林地の保全や道路、河川の緑化にあたっては、生物の生息・移動空間の形成に配慮します。

事業名	概要	担当課
歩道整備事業	歩道の緑化にあたり、生物の生息・移動空間の形成に配慮します。	道路建設課
平成22年度の実施内容		
幹線第58号線の224m区間に、中木を植えて緑化を実施しました。		

事業名	概要	担当課
芝川護岸工事	対象河川を芝川とし、その緑化にあたり、生物の生息・移動空間の形成に配慮します。	河川課
平成22年度の実施内容		
今年度は護岸整備をしていませんが、23年度に実施する予定です。		

事業名	概要	担当課
生物に配慮した緑地保全事業	樹林地内に木道等を設置する際は、生物の生息・移動空間の形成に配慮します。	みどり課
平成22年度の実施内容		
樹林地内に木道等の設置はありませんでした。		

■目標 6-5 水と緑のネットワークづくりの推進

- ①緑化事業に携わるボランティア団体や愛護団体を育成し、これらの団体などの協力を得ながら緑化を推進します。

事業名	概要	担当課
種苗等支給事業	市内各所の公園や道路等で花の植え付けや管理を行うボランティア団体に対して、種苗や肥料等を支給します。また、ボランティアに対して講習会を行います。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
市内各所の公園や道路等で花の植え付けや管理を行うボランティア団体に対して、種苗や肥料等を支給しました。また、ボランティアに対して講習会を行いました。 活動団体数（種苗）：82		

事業名	概要	担当課
緑のまちづくり地域緑化事業	市内各所の公園や道路等で花の植え付けおよび管理を行うボランティア団体に対し、補助金を交付し、花苗や肥料等の購入費用を補助します。また、ボランティアに対して緑化講習会を行います。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
市内各所の公園や道路等で花の植え付けおよび管理を行うボランティア団体に対し、補助金を交付しました。また、ボランティアに対して講習会を行いました。 活動団体数（補助金）：17		

- ②都市計画道路などの広幅員歩道のある道路および荒川、芝川、新芝川などの河川敷の緑化に努め、本市の水と緑のネットワークの形成を図ります。

【10 頁 目標 1-2-② 「街路整備事業」参照】

【46 頁 目標 6-4-⑤ 「歩道整備事業」参照】

事業名	概要	担当課
芝川護岸工事	対象河川を芝川とし、河川敷の緑化により緑のネットワークを形成します。	河川課
平成 22 年度の実施内容		
今年度は護岸整備をしていませんが、23 年度に実施する予定です。		

【47 頁 目標 6-5-① 「種苗等支給事業」「緑のまちづくり地域緑化事業」参照】

③生け垣設置および屋上緑化等奨励補助制度などにより、緑化を推進します。

事業名	概要	担当課
生け垣設置等 奨励補助事業・ 屋上緑化等奨励 補助事業	緑豊かな美しいまちづくりを推進するとともに良好な生活環境を創出するため、市内に新たに設置する生け垣や屋上・壁面の緑化をする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。 (屋上・壁面緑化については、市街化区域のみ)	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
新たに生け垣・屋上緑化を設置したものについて、補助金を交付しました。 補助件数：7件		

生け垣設置等補助金

◇生け垣設置等補助金に関する主な内容

補助の対象となるかた	川口市内に建築物を所有し、その敷地に生け垣設置、若しくはフェンス緑化を行う敷地の所有者又は新たに建築し生け垣設置、若しくはフェンス緑化を行う場合の建築主。 ※借地の場合は所有者の承認が必要です。	
補助の条件	生け垣	1 生け垣が道路に面し、かつその長さが連続して3m以上であること。 2 生け垣の高さが地上1m以上、植栽本数が1m当たり3本以上で竹・木等を補助材として用いること。 3 生け垣の前面に構造物を設置する場合、構造物の高さは宅地地盤面から測定して0.6m以下であること。 4 生け垣に使用する樹種が、生け垣としての適性を有するものであること。 ※構造物：石塀、コンクリート塀、ブロック塀、レンガ塀、フェンス等
	塀撤去	1 新たに生け垣を設置する目的で、その生け垣と同位置にある既存の塀（石塀、コンクリート塀、ブロック塀、レンガ塀、フェンス等で高さが宅地地盤面から0.6m以上のもの）を撤去する場合。
	フェンス緑化	1 道路に面して、かつその長さが連続して3m以上であること。 2 おおむね均一な性状のつる性植物（一・二年草を除く。）を、列状に1m当たり3本以上地上から登はんさせて植栽すること。
補助金の額	生け垣	1m当たり7,000円を限度に、総額140,000円まで
	塀撤去	撤去費用が1m当たり16,000円以上1m当たり8,000円 撤去費用が1m当たり16,000円未満 実際に要した費用の1/2 総額160,000円まで
	フェンス緑化	1m当たり1,000円を限度に、総額20,000円まで
緑化完了後の管理	5年以上継続して維持管理すること	

※既存の生け垣や植栽を撤去して新たに生け垣を設置する場合は補助金の該当になりません。



お問い合わせ先：都市計画部 みどり課

屋上緑化等補助金

補助の対象となるかた	川口市内の市街化区域内に屋上緑化・壁面緑化を行う建築物の所有者、又は新たに建築し屋上緑化・壁面緑化を行う場合の建築主。	
補助の条件	屋上緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋上に固定基礎基盤を使用して緑化し、その面積が3㎡以上であること。 2 樹木又は芝・地被類・多年草を植栽すること。ただし、緑化する面積の1割以内はこの限りではない。(樹木・芝・地被類・多年草以外の植物は補助金の対象とはなりません)
	壁面緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に面した壁面を緑化し、その延長が連続して3m以上であること。 2 おおむね均一な性状のつる性植物等(一・二年草を除く。)を、列状に1m当たり3本以上植栽すること。
補助対象経費	植栽基盤の整備に要する費用(土壌・防水・防根・灌水・排水・縁材等)、植栽経費(一・二年草を除く)、調査費(荷重・防水等の調査に要する費用)	
補助金の額	屋上緑化	所要経費の2分の1又は1㎡当たり20,000円に施工面積を乗じた額のいずれか低い方で、総額の上限は400,000円*。
	壁面緑化	1m当たり1,000円を限度に総額は20,000円まで。
緑化完了後の管理	5年以上継続して維持管理すること	

※既存の屋上緑化等を撤去して新たに緑化を行う場合は補助金の該当になりません。



※平成21年度から屋上緑化奨励補助金の補助限度額を100,000円から400,000円に引き上げました。

お問い合わせ先：都市計画部 みどり課

目標 7
歴史や文化を保存し、
市民が誇りを持つことが
できるまちにしよう

目標 7-1 文化財の保護・保存と活用

目標 7-2 博物館などの整備の推進

目標 7-3 伝統文化の保存と継承

目標 7-4 美しい景観とまちづくり

(1) 概況

本市の地場産業である^{いもの}鑄物は、江戸時代より荒川の良質な砂と江戸への舟運に恵まれて急速な発展を見せ、関連する機械工業や木型工業と合わせて、今日の産業都市の基盤を形成してきました。一方、神根・安行・戸塚地区を中心とする一帯は、「安行の植木」「神根の枝物」で知られる日本屈指の^か植木・花きの生産地帯で、特に安行の植木は350有余年の歴史と伝統を誇り、国内はもとより海外へも販路を広げています。

これら以外にも和^わ竿製造業や味噌醸造業など多様な産業を背景にして発展した本市の歴史や文化は、新産業文化都市“かわぐち”発展の基礎をなすものとなっています。

また、現在に残る貴重な有形文化財、民俗芸能等の文化財は、継承者や後継者の協力を得ながら調査、収集、記録していくとともに、指定文化財や登録文化財として保存し、うるおいのある環境づくりの一環として、市民が触れ合う機会をつくり、郷土の財産として次世代へ引き継いでいく必要があります。

なお、埼玉県指定文化財である赤山城跡^{じょうせき}は、歴史的に貴重な歴史的遺産であることから、周辺環境も含めた整備事業を推進しています。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①国・県・市指定文化財や登録文化財などの件数

地域に根ざした市民文化を振興し、市民のかたがたに郷土を愛する意識を高めていただくため、郷土に残る貴重な文化財や伝統文化・史料の収集・保存・活用に努めています。

川口市立文化財センターでは、文化財の保存・活用を行うほか、埋蔵文化財の発掘調査などの各種調査事業、埋蔵文化財^{ほうぞうち}包蔵地の照会事務、川口文化財サポーター育成事業、文化財調査報告会の開催などを行っています。

項目	計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値 H22年度
指定・登録文化財 の指定数	77件	75件	76件	79件	79件	80件

④文化財センターにおける活動を通して、文化財の活用に努めます。

事業名	概要	担当課
文化財活用事業	歴史教室や体験学習、各種講座などさまざまな事業を通して収蔵資料の活用を図ります。	社会教育課
平成 22 年度の実施内容		
<p>(1) 小学校との連携事業として、歴史教室（出前教室 23 校、資料貸出し 1 校、来館 3 校）を実施しました。</p> <p>(2) 夏休み子ども体験教室「勾玉を作ろう！」を開催しました。参加人数：延べ 46 人</p> <p>(3) 夏休み子ども体験教室「ベーゴマを作ろう！」を開催しました。参加人数：19 人</p> <p>(4) 夏休み子ども調査隊 -自由研究サポート- を開催しました。参加人数：16 人</p> <p>(5) 文化財センター探検ツアーを開催しました。参加人数：8 人</p> <p>文化財活用事業年間事業数：8</p>		

⑤文化財センター分館「国登録有形文化財建造物・旧田中家住宅」の一般公開と茶室等の活用を推進します。

事業名	概要	担当課
歴史的建造物活用事業	本市を代表する歴史的建造物である旧田中家住宅庭園を一般公開するとともに、日本間および茶室を一般に貸与し活用を図ります。	社会教育課
平成 22 年度の実施内容		
<p>(1) 一般公開 入場者数：4,910 人</p> <p>(2) 文化庁主催第 56 回文化財保護強調週間協賛事業「旧田中家住宅で抹茶のひとつとき」を開催しました。参加人数：383 人</p> <p>(3) 「旧田中家住宅の桃の節句」を開催しました 参加人数：126 人</p> <p>(4) 一般貸与 利用件数：12 件</p>		

⑥史跡の整備に努めます。

事業名	概要	担当課
木曾呂の富士塚保存整備事業	国指定重要有形民俗文化財（国指定史跡見沼通船堀）の維持管理を行います。	社会教育課
平成 22 年度の実施内容		
清掃、除草、樹木の剪定のための樹木管理委託事業を実施しました。		

⑦市民による文化財愛護活動を支援します。

事業名	概要	担当課
川口文化財サポーター魅がきたい育成事業	「川口文化財サポーター・魅がきたい」は、文化財センター分館旧田中家住宅の清掃活動ボランティアや郷土の歴史や文化の学習を通して文化財愛護精神をはぐくむとともに、将来は文化財ガイドとして活躍することを目標とした	社会教育課

	市民参加による文化財愛護活動団体です。この団体の活動を支援するとともに、将来は文化財を介した独自の保護活動ができるように育成することが事業の目的です。	
平成 22 年度の実施内容		
①旧田中家住宅の清掃活動、②川口の文化財に関する学習会、③旧田中家住宅 桃の節句・端午の節句の展示公開の支援、④市内現地研修会（市内安行地区・新郷地区）、⑤川口市母子福祉センターの清掃活動		

指定文化財一覧

市内に所在する指定文化財

(平成 23 年 3 月末現在)

種 別		国指定	県指定	市指定	計
有 形 文 化 財	建 造 物		2	7	9
	絵 画		2		2
	彫 刻		4	4	8
	工 芸 品		4	3	7
	書籍・典籍・古文書		2	8	10
	考 古 資 料			4	4
	歴 史 資 料			8	8
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	1		2	3
	無 形 民 俗 文 化 財			5	5
記 念 物	史 跡	1	2	4	7
	旧 跡		3		3
	名 勝			1	1
	天 然 記 念 物		1	4	5
国 登 録 有 形 文 化 財		7			7
県 選 定 重 要 遺 跡			4		4
計		9	24	50	83

■目標 7-2 博物館などの整備の推進

- ①赤山城跡の保存・整備を推進するとともに、周辺の自然環境と調和した総合博物館の整備を推進します。

事業名	概要	担当課
史跡等整備事業	本市を代表する歴史遺産である木曾呂の富士塚や赤山城跡の保存・活用を目的とする整備事業を実施します。	社会教育課
平成 22 年度の実施内容		
①用地取得事業、②樹木管理委託事業		

■目標 7-3 伝統文化の保存と継承

①^{いもの} 鋳物・^{ざお} 釣竿・植木などを中心とする産業文化・伝統技術の継承・振興を支援します。

事業名	概要	担当課
ものづくりの 伝統に根ざした 産業づくりの ための事業	本市のものづくり基盤を築き、経済を牽引してきた地場産業の活性化を図るため、講習会を開催し技能向上および技術伝承を図っています。また、産業団体等が実施する技術の継承、振興に資する事業に対し助成しています。	商工課
平成 22 年度の実施内容		
^{いもの} <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳物技術講習会を開催しました。 参加人数：121 人／1 回 ※1 回＝3 日間開催 ・ 川口^{いもの}鋳物技術センターへの補助金を交付しました。 		

事業名	概要	担当課
川口市技能振興 推進モデル事業 所	本市産業におけるさまざまな製造業の分野で、優れた技能の維持・発展に積極的に取り組む事業所を「川口市技能振興推進モデル事業所」として認定・公表します。	労政課
平成 22 年度の実施内容		
認定日：平成 22 年 11 月 24 日 認定事業所：(株)大六鋳造（鋳鉄鋳物製造） 友栄塗装(株)（金属焼付塗装） (株)共和歯車製作所（歯車製造および一般機械加工）		

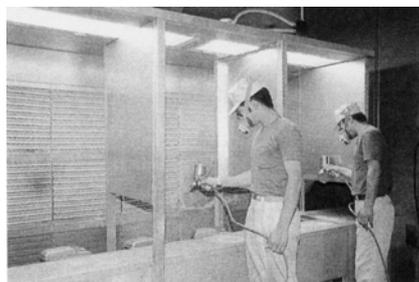
事業名	概要	担当課
川口市産業技術・ 技能者顕彰制度	技術・技能者の社会的地位の向上と技術・技能の継承及び人材の確保・育成を目的に、市内の産業において卓越した技術・技能を有する者を顕彰します。	労政課
平成 22 年度の実施内容		
産業技術・技能者顕彰制度の被顕彰者数：3 名		

川口市技能振興推進モデル事業所認定事業

本市産業における^{いもの}鋳物・機械・木型などの工業、建設業、植木造園業、食品加工製造業などさまざまな製造業の分野で、技能の維持・発展に積極的に取り組み他の模範となる事業所を、川口市技能振興推進モデル事業所として認定します。過去 14 回の認定事業所は 40 社となり、平成 22 年度は 3 事業所を認定しました。



(株)大六鋳造(鋁鉄鋳物製造)



友栄塗装(株)(金属焼付塗装)



(株)共和歯車製作所(歯車製造および一般機械加工)

川口市産業技術・技能者顕彰制度

「川口市産業技術・技能者顕彰制度」とは川口市の産業の第一線を担う、優れた技術・技能者を顕彰することにより、その社会的地位の向上を図るとともに、技術・技能者の継承および人材の確保・育成を目的として、平成 7 年度から実施している表彰制度です。

募集は年 1 回行われ、その対象となるのは、市内の事業所に勤める現役の技術・技能者で、卓越した技術・技能を有する方となります。受賞者の選定については「川口市産業技術・技能者顕彰制度審査委員会」において審査し、川口産業技術・技能者大賞（最優秀賞）と、四つの部門賞（川口耀き賞、川口技あり賞、川口グッドアイデア賞、川口チャレンジ賞）の受賞者が決定されます。

毎年、さまざまな業種・職種から応募をいただき、過去 15 回の受賞者は 45 業種 134 名となりました。平成 22 年度（第 16 回）は、「ものづくりの街・川口」を支える 3 名の技術・技能者のかたがたが顕彰されました。

事業名	概要	担当課
川口緑化センター 指定管理者管理 運営事業	植木・花と造園の特産農業の振興を図り、豊かな自然環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的として設置された川口緑化センターを、平成18年度から指定管理者制度により管理運営しています。	農政課
平成22年度の実施内容		
川口緑化センターを活用し、伝統技術（植木・花きの栽培育成等）研修会を実施しました。また、広報紙発行やインターネットを活用した情報発信、緑化産業振興のためのイベントを実施しました。		
技術研修事業（延べ日数/延べ参加人数）：8日/153人		
緑の園芸ゼミナール（回数/延べ参加人数）：12日/295人		

②広報紙等を通して、紹介に努めます。

事業名	概要	担当課
無形民俗文化財 広報事業	日ごろ目に触れる機会の少ない無形民俗文化財に対する理解を深め、伝統を重んじる川口市民としてのアイデンティティの育成を図ることを目的として紹介するものです。	社会教育課
平成22年度の実施内容		
広報紙や新聞各紙、インターネット等を通して無形民俗文化財の公開を予告するとともに、インターネットでは実施状況を写真とともに掲載し、周知に努めました。		

市内の無形民俗文化財

民俗芸能	安行藤八の獅子舞、江戸袋の獅子舞、安行原の蛇造り、領家の囃子と神楽、川口の木遣
------	---



安行藤八の獅子舞



江戸袋の獅子舞



安行原の蛇造り



領家の囃子と神楽



川口の木遣

③見学ツアーの開催やパンフレットによる紹介に努めます。

事業名	概要	担当課
無形民俗文化財 紹介事業	無形民俗文化財は、一年のうち特定の日に公開される性格を有することから、見学ツアーなど市民が見学しやすい事業を実施するとともに、地域に伝承された伝統ある行事であることから、その内容を紹介するパンフレットを作成することにより市民への紹介に努めます。	社会教育課
平成 22 年度の実施内容		
パンフレットを作成し、実施日に見学者に配布しました。		

④民俗芸能の後継者育成に努めます。

事業名	概要	担当課
無形民俗文化財 後継者育成事業	無形民俗文化財の伝統を絶やすことなく継続させるためには、後継者の育成事業は急務です。現在、各保存会においては、後継者育成事業に積極的に取り組んでいることから、これを支援するための事業に必要な道具等の整備・修復等に係る経費に対するさまざまな補助金制度の活用を推奨し事業の推進を図るものです。	社会教育課
平成 22 年度の実施内容		
平成 22 年度の補助申請はありませんでした。		

⑤文化財センターにおける展示などを通して、伝統産業の歴史と文化を紹介します。

事業名	概要	担当課
伝統産業紹介事業	文化財センターの収蔵資料の利活用の一環として、 ^{いもの} 鋳物業や植木業など本市を代表する産業の歴史や文化を紹介することにより、アイデンティティーの育成を図るものです。	社会教育課
平成 22 年度の実施内容		
社会科見学（小学 3 年生対象）の中学校・高等学校の文化財センター見学時に ^{いもの} 鋳物業・植木業等に関する学習支援を行いました。（来館校：20 校）		

■目標 7-4 美しい景観とまちづくり

①自然や歴史・文化の漂う、産業と住宅が共存する、安全・安心・環境・景観に配慮したまちづくりを目指します。

事業名	概要	担当課
川口市景観計画 推進事業	「景観法」が平成 16 年 6 月に制定され、本市は平成 17 年（2005 年）7 月に同法の定める景観行政団体となりました。これを契機に、「景観法」の規定に基づく「川口市景観計画」および「川口市景観形成条例」を、更に景観形成上で問題とな	都市計画課

	<p>る屋外広告物の規制に関する「川口市屋外広告物条例」を制定し、川口市景観計画推進事業として良好な景観施策を実施しています。</p> <p>(1) 景観法に基づく届出…景観計画の趣旨を伝え、良好な景観形成を図ります。</p> <p>(2) 屋外広告物条例に基づく許可…広告物の設置や管理状況を把握するとともに、広告物による課題を改善し良好な景観形成を図ります。</p> <p>(3) 街並み景観向上推進事業…景観に関する意識の高揚を図るための啓発活動をとおして、安全で快適な街並み景観の実現を目指すものです。(景観モニター制度・都市デザイン賞・屋外広告物に関する啓発活動)</p> <p>(4) 景観形成促進事業…本市の景観をより魅力あるものとするために、各地域にふさわしい拠点的景観を創り上げるものです。</p>	
平成 22 年度の実施内容		
<p>(1) 景観法に基づく届出件数…390 件</p> <p>(2) 屋外広告物条例に基づく申請件数…119 件</p> <p>(3) 街並みの景観向上推進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観モニター制度…ワークショップ、講義、視察など 6 回開催 <p>(4) 景観形成促進事業の実施…川口銀座商店街の景観向上活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況調査、景観まちづくり座談会の開催 		

②植木のまちにふさわしい美しい花と緑のあるまちづくりを推進します。

事業名	概要	担当課
苗木等の半額あっせん事業	価格の半額を市が負担して、市内の家庭や事業所向けに苗木等をあっせんします。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
<p>価格の半額を市が負担して、市内の家庭や事業所向けに苗木等をあっせんしました。</p> <p>①あっせん本数：1,738 本 ②申し込み人数（件数）：501 人</p>		

③歴史的建造物の保存に努めます。

事業名	概要	担当課
市内建造物 <small>しつかい</small> 悉皆調査事業	市内に現存する歴史的建造物の現状を把握し、今後の保存計画を策定するための基礎資料を得るための調査です。	社会教育課
平成 22 年度の実施内容		
平成 21 年度にて地区別悉皆調査は終了しました。		

目標 8
ごみの発生・排出抑制、
再使用、再生利用をすす
めよう

目標 8-1 ごみの発生・排出抑制

目標 8-2 再使用・再生利用の推進

目標 8-3 リサイクルシステムの推進

(1) 概況

20 世紀以降、我が国は、経済成長を優先し、「大量生産、大量消費、大量廃棄」という社会・経済システムのもとに経済発展を遂げてきました。その反面、「もの」の大量廃棄に対しては有効な対策を講じてこなかったことにより、近年にいたって「廃棄物に関する問題」が深刻な社会問題となり、これらが負の遺産となって引き継がれてしまっています。

本市の廃棄物の総発生量の推移は平成 7 年度に一時的に減少してからは、人口・世帯数の増加、排出指導の強化による不法焼却の廃止、ダイオキシン類*の問題による小型焼却炉の廃止による市処理システムへの排出等の理由から増加傾向にありましたが、平成 13 年度からの粗大ごみの有料化および「家電リサイクル法*」の施行、平成 14 年 12 月に実施した新分別収集等のごみ減量化の取り組みが効果をあげ、平成 15 年度・16 年度にやや減少、平成 17 年度に一時的に増加したものの、平成 18 年度からは減少に転じています。

廃棄物処理や再資源化は、国による法制化や市民の廃棄物に関する意識の高まりから、これまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」という「もの」の流れの概念が「資源循環型」へ大きく転換し、さらに一歩進めた「廃棄物の発生抑制（リデュース*）、再利用（リユース*）、資源の再生利用（リサイクル*）」、いわゆる「3R」の推進へと変わってきています。

しかしながら、社会全体が根本から転換していくには、市民や事業者のかたがた一人ひとりがこれまで以上に意識を深め、積極的な理解と行動を起こしていくことが必要です。

本市では、集団資源回収方式（対象品目：古紙類・繊維類）、ステーション収集方式（対象品目：びん・かん・金属類・ペットボトル・繊維類・紙類・プラスチック製容器包装）の 2 系統での資源分別収集を実施するとともに、焼却処理施設では焼却残さ金属、未酸化アルミ、未酸化鉄を、破碎処理施設では破碎前後に金属を回収しています。さらに、これら物質回収（マテリアルリサイクル）のほかに、廃棄物の焼却によって得られる熱エネルギーの回収（サーマルリサイクル）による発電等を実施しており、資源循環型の処理体制を推進しています。

市民に対しては平成 4 年度から生ごみ処理容器を購入する際に補助金を交付する「生ごみ処理容器等購入費補助制度」を実施し、廃棄物の発生抑制にも取り組むとともに、平成 19 年度から「3R 推進活動等助成事業」として、町会および自治会が行う 3R 推進に関する研修、不法投棄対策等の活動に対して助成し、市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会の構築および地域コミュニティ意識の醸成に取り組んでいます。

また、地球高温化およびごみ減量対策、さらに市民のライフスタイルの転換（グリーンコンシューマー*の育成）を目的に、平成 20 年 11 月 10 日から 12 事業者の市内 20 店舗でレジ袋無料配布中止の取り組み（有料化実験事業）がスタートしました。平成 22 年度は、今までの取り組みを踏まえ「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を施行しました。

（２）施策推進の指標の達成状況

①発生源減量率

家庭系ごみ、事業系ごみおよび災害廃棄物の排出量と集団資源回収分の排出量を合計した本市の総発生量は、「環境基本計画」の計画期間中では減少傾向にあります。

平成 19 年 3 月策定した「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」では、中間目標として平成 23 年度までに発生予測量の 10.5%の削減を掲げています。平成 22 年度の排出量は 178,386 t であり、発生予測量 213,139 t に対して 16.3%の削減を達成しました。

項目	計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H23 年度
発生源 減量率	204,224t	発生予測量の 5.1%削減 198,207t	発生予測量の 10.8%削減 188,294t	発生予測量の 13.9%削減 182,466t	発生予測量の 16.3%削減 178,386t	発生予測量の 10.5%削減 191,505t

②1 人 1 日あたりのごみ排出量の減量率

平成 19 年 3 月策定した「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」では、中間目標として平成 23 年度までに市民 1 人 1 日あたりの排出量を平成 17 年度対比で 9.4%の削減を掲げています。平成 22 年度の排出量は 868 g であり、15.8%の削減を達成しました。

計画改訂時 H17 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H23 年度
1,031g/ 人・日	H17 年度対比 5.2%削減 977g/人・日	H17 年度対比 10.5%削減 923g/人・日	H17 年度対比 13.8%削減 889g/人・日	H17 年度対比 15.8%削減 868g/人・日	H17 年度対比 9.4%削減 934g/人・日

③リサイクル*率

リサイクル率とは、【資源化量+集団資源回収量】÷【ごみ総排出量+集団資源回収量】×100 で表わされます。平成 19 年 3 月策定した「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」では、中間目標として平成 23 年度までに 30.5%にすることを掲げています。平成 22 年度は 24.2%でした。

項目	計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H23 年度
リサイクル率	25.8%	25.2%	24.2%	24.2%	24.2%	30.5%

④最終処分率

ガス化溶融炉である朝日環境センターが平成 14 年 12 月に移動し、戸塚環境センター西棟で発生する焼却灰も合わせて溶融スラグ化*することで、本市の焼却残さの埋め立て量は大幅に減少しています。なお、本市は最終処分場を保有していないことから、埼玉県や民間処分場に委託しています。

平成 19 年 3 月策定した「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」では、中間目標として平成 23 年度までに最終処分率を平成 17 年度対比で 3.5%削減することを掲げています。平成 22 年度は 5.9%の削減を達成しました。

計画改訂時 H17 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H23 年度
7,560t	H17 年度対比 2.2%増加 7,723t	H17 年度対比 5.3%削減 7,158t	H17 年度対比 6.8%削減 7,047t	H17 年度対比 5.9%削減 7,115t	H17 年度対比 3.5%削減 7,295t

(3) 市の施策の実施状況

■目標 8-1 ごみの発生・排出抑制

- ①ごみの減量化を図るため、ごみとならない製品の製造や販売など環境に配慮した事業活動やごみとなるものを買わない消費生活のあり方について、積極的に啓発します。

事業名	概要	担当課
廃棄物減量啓発事業	ごみの減量化や再資源化を進めるため、環境に関するあらゆる広報媒体を通じ広く市民のかたがたに積極的に啓発活動を行います。	廃棄物 対策課
平成 22 年度の実施内容		
市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」などによる広報のほか、親子で学ぼう環境の旅やリサイクル体験教室を実施し、ごみの減量や環境にやさしい生活のあり方などを啓発しました。		

- ②ごみの減量化や再資源化を進めるため、市民・事業者等排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について指導を強化します。

事業名	概要	担当課
廃棄物減量の推進	ごみの減量化や再資源化を進めるための普及啓発活動および指導を実施します。	廃棄物 対策課
平成 22 年度の実施内容		
市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」などでごみの減量について啓発するとともに、多量排出事業者に対し減量計画書の提出などを通じた指導を行いました。		

③資源循環型社会の構築に向けて、積極的な広報普及活動を展開します。

事業名	概要	担当課
3R推進月間事業	国の3R推進月間に合わせ、毎年10月に本市においても3Rの推進、周知を集中的に図ることにより効率的にごみの減量化を進めます。また、年間を通して市民のかたがたに3Rの推進について啓発を行います。	廃棄物対策課
平成22年度の実施内容		
10月の3R推進月間に、環境講演会、各種ごみ減量啓発イベント、リサイクル体験教室、3Rに係る展示等を行いました。また、通年において市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」などで3Rの推進についての啓発を行いました。		

④家庭ごみの有料化の検討を含め、ごみの更なる減量化を推進します。

事業名	概要	担当課
一般廃棄物減量化事業	家庭ごみの有料化の検討を含め、本市内から発生する一般廃棄物の減量化を推進します。	廃棄物対策課
平成22年度の実施内容		
平成22年6月1日に「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を施行し、より一層のレジ袋の削減に取り組みました。 発生源減量率：16.3%削減		

事業名	概要	担当課
エコリサイクル推進委員会事業	市民、事業者および行政の三者が一体となって、廃棄物の減量および適正な処理を推進するため、要綱に定める研究事業等を行います。	廃棄物対策課
平成22年度の実施内容		
ごみ減量化の手法についての協議を行うため、新たな川口市エコリサイクル推進委員会を立ち上げ、協議及び研究を年3回の会議で行いました。		

■目標8-2 再使用・再生利用の推進

①リターナブル容器*の普及について調査研究を行うとともに、国および関係機関に対してもリターナブル容器が普及するような社会づくりを要請します。

事業名	概要	担当課
エコリサイクル推進委員会事業	市内で発生するごみの減量や、ごみを分別し再資源化などの適正な処理を進めていくためには、市民と事業者の理解と自主的な取り組みが必要です。そこで、市民、事業者、市の三者が一体となって、ごみの減量化と再資源化を促進するため、「川口市エコリサイクル推進委員会」を設置し、その中でごみの適正処理等の協議を実施します。	廃棄物対策課

平成 22 年度の実施内容		
平成 21 年度に、リターナブル容器*についての協議および研究の会議を年 3 回行い、市長へ提言書を提出しました。		

②リユース*を促進するため、ごみとして排出されたものの中から利用可能なものの再生および活用を行います。

事業名	概要	担当課
リサイクル家具類販売	市内から収集した粗大ごみのうち、再生可能な家具類を修理し、競争入札方式で販売することでリユースを体験してもらいます。	リサイクルプラザ
平成 22 年度の実施内容		
毎月第 4 日曜日にリサイクルショップで実施しました。成人一人一点の申込みで、入札参加人数は年間 694 人、販売点数は 409 点でした。		

事業名	概要	担当課
朝いち親子フリーマーケット	川口市および鳩ヶ谷市在住の小中学生と保護者で、資源循環型社会におけるリユースの大切さを学んでもらいます。	リサイクルプラザ
平成 22 年度の実施内容		
毎月第 4 日曜日の午前中にリサイクルプラザ棟 3 階のごみまるストリートにおいて実施しました。参加店舗数は年間 66 店舗、販売点数は 3,902 点でした。		

③資源として分別排出された廃棄物の効率的な再資源化を行います。

事業名	概要	担当課
一般廃棄物再資源化事業	分別排出された資源物をリサイクルプラザに搬入し、破袋処理、資源化不適物等の選別処理、圧縮梱包を行い、再生資源業者への売却または「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人への引渡しを行います。	廃棄物対策課
平成 22 年度の実施内容		
びん・かん等 11 品目の資源物を収集し、リサイクルプラザで資源化処理を行い、再生資源業者に売却または「容器包装リサイクル法」に基づき、指定法人に引き渡しました。 リサイクル*率：24.2%		

④再生資源の利用を促進するため、グリーン購入*を積極的に推進します。

事業名	概要	担当課
グリーン購入の推進	環境に配慮した物品等を、市が率先して、優先的に購入し、その実績を報告します。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
年 2 回（上半期、年度）の実績を市ホームページにおいて公表しました。		

事業名	概要	担当課
グリーン購入* 啓発事業	リサイクル*の推進については、資源物を分別排出することだけでなく、再生資源から製造された製品を購入することによって輪が完結することから、グリーン購入の推進について市民および事業者に啓発を行います。	廃棄物 対策課
平成 22 年度の実施内容		
市ホームページおよび環境部広報紙「PRESS530」等において、グリーン購入について啓発を行いました。		

⑤家庭から排出される生ごみの自家処理や粗大ごみの再生利用を促進します。

事業名	概要	担当課
一般廃棄物 減量化事業	家庭から排出される一般廃棄物の発生源での減量を目的に、生ごみ処理容器購入費補助制度による助成を行います。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
生ごみ処理容器等を購入する市民に対し、購入費用の半額(上限 20,000 円)を助成しました。		

【63 頁 目標 8-2-② 「リサイクル家具類販売」参照】

⑥再生した放置自転車をジョイセフ*を通じて開発途上国に譲与します。

事業名	概要	担当課
撤去自転車再生 事業	撤去自転車の有効利用と放置自転車に対する市民の啓発を促すため、保管期間を過ぎた放置自転車を(社)シルバー人材センターに委託の上、整備を行い、ジョイセフを通じて発展途上国に譲与します。	交通安全 対策課
平成 22 年度の実施内容		
海外譲与台数：400 台		

■目標 8-3 リサイクルシステムの推進

①分別排出、収集・回収、資源化処理の仕組みを広報紙、各種イベントなどで PR します。

事業名	概要	担当課
廃棄物減量啓発 事業	市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」、チラシやイベント時のパネル展示などにより、分別排出などの意識啓発を行い、市民のかたがたにより広く、また、より深くごみの排出抑制を訴えます。	廃棄物 対策課
平成 22 年度の実施内容		
市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」への掲載、市内掲示板等へのポスター掲示、チラシ配布やイベント時のパネル展示により、分別排出などの意識啓発を行いました。		

事業名	概要	担当課
使用済携帯電話のモデル拠点回収	希少金属（レアメタル）のリサイクル*の重要性を市民に啓発するとともに更なるごみの減量を図るため、使用済み携帯電話のモデル拠点回収を行います。	廃棄物対策課
平成 22 年度の実施内容		
リサイクルプラザ3階の廃棄物対策課窓口に回収専用ボックスを設置し、295 台の使用済み携帯電話等を回収しました。		

②市民や事業者の自主的なリサイクル活動を支援するなど地域の環境保全活動との連携を強化します。

事業名	概要	担当課
3R 推進活動等助成事業	3R 推進活動等助成金制度は、地域住民が相互に協力して行う 3R 推進活動等に対して助成することにより、廃棄物問題に対する市民の意識の向上を図り、もって循環型社会の構築に資するとともに、地域コミュニティ意識の醸成に寄与することを目的としています。	廃棄物対策課
平成 22 年度の実施内容		
廃棄物問題に対する市民の意識の向上を図り、もって循環型社会の構築に資するとともに、地域コミュニティ意識の醸成に寄与することを目的に対象団体 194 団体に総額 59,885,000 円を交付し、地域の廃棄物対策活動を支援しました。		



使用済み携帯電話 拠点回収実施中



1 実施趣旨

レアメタルはIT製品等の製造に不可欠な素材であり、その安定供給は我が国の製造業の維持・強化の観点から極めて重要です。しかし、レアメタルを取り巻く環境は不安定な要素が多く、将来、国際的な需給逼迫や供給障害が発生する可能性が懸念されています。そこで、国内でレアメタルを回収し循環資源として活用することの重要性を広く市民の方に知っていただくため、退蔵されている使用済み携帯電話、PHS、充電器、および充電電池の拠点回収を実施するものです。

2 受付時間・実施場所

午前8時30分から午後5時15分（開庁時間内）

川口市リサイクルプラザ3階窓口（曜日による受付は下記のとおりです）

- (1) 月曜日～金曜日：環境部廃棄物対策課窓口
- (2) 土曜日、日曜日：リサイクルプラザ窓口

3 回収方法

市職員が持ち込み者の同意を得て、プライバシー保護の観点から携帯電話のメモリー部分を専用機械で破壊し、専用収集ボックスに投入する方式です。



ケータイパンチ（携帯電話破壊工具）



携帯電話拠点回収専用ボックス

4 回収実績

平成22年度	295台
--------	------

お問い合わせ先：環境部 廃棄物対策課

目標 9

ルールを守り、ごみが適正に処理される社会を実現しよう

目標 9-1 ごみ出しマナーの啓発

目標 9-2 ごみの散乱防止や不法投棄対策等の推進

目標 9-3 まちの美化の推進

目標 9-4 ごみの適正処理の推進

(1) 概況

ごみの不法投棄は、衛生面や健康面で市民生活に影響を及ぼすだけでなく、自然環境に負荷を与え、まちの美観を損ねるなど、さまざまな問題へつながっています。

本市では、清潔できれいなまちをつくり、快適な都市環境を確保するため「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、対策に努めています。この条例では、市民・事業者・市がそれぞれの散乱防止のための役割分担のほか、飲料容器等の投棄行為の禁止、環境美化の促進に関する施策の実施、自動販売機による飲料等の販売事業者の義務等を規定するとともに、飲料容器等を投棄した違反者への罰則についても規定しています。

また、この条例で規定するアダプトプログラム*の手法を取り入れた環境美化の促進に関する施策として「川口市まち美化促進プログラム」を行い、市民や事業者のかたがたが行う自主的な美化活動を市が積極的にサポートしています。この施策に基づき、23 団体（平成 23 年 3 月現在）のかたがたにボランティアによる美化活動を実施していただいています。

不法投棄を監視するために、市民やクリーン推進員*からの情報提供に加え不法投棄の多い場所を中心に、市職員 2 人 1 組の 2 班体制による、不法投棄物の収集とパトロール、警備会社への委託による夜間パトロールを実施し、さらに、民間団体のかたがたとの間で協定書を締結し不法投棄を監視していただく等、監視体制の強化に努めています。

また、たばこの吸殻のポイ捨て防止、受動喫煙防止、たばこの火による人体等への被害防止のため、平成 17 年 5 月 1 日「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しました。内容は、市全域の道路や公園等の公共の場所で喫煙をしないよう努力義務を定め、喫煙者の喫煙マナー向上を目指すものです。中でも、人の往来が多く、人体等への被害が想定される地区については、「路上喫煙禁止地区」として指定し、同地区内での路上等での喫煙そのものを禁止し、その地区での路上喫煙者には指導と勧告を行なっています。

こうした取り組みの一方で、ごみの適正処理を推進するため、ごみ出しマナーの啓発をはじめ、処理の過程で有害物質*が発生しないような施設の整備と運転管理を徹底しています。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①不法投棄発生件数 ②不法投棄量

廃棄物の不法投棄・不適正処理は、道路、河川、公園、収集ステーション等の公共の場所だけでなく、駐車場や空き地等でも依然として多く見られます。市が管理する場所では市が、私有地の場合はその土地の管理者さんが処理していただくことになります。

今後も、ごみ出しマナーやルールを周知し、不法投棄しない・不法投棄されない環境づくりを進めていく必要があります。

項目	計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値
不法投棄発生件数	7,671件	7,653件	7,423件	7,604件	7,770件	-

項目	計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値
不法投棄量	525.30 t	456.18 t	482.66 t	347.40 t	280.06 t	-

(3) 市の施策の実施状況

■目標 9-1 ごみ出しマナーの啓発

①ごみの適正処理を促進するため、クリーン推進員*等との連携を図り、ごみ出しルールの徹底、指導を強化します。

事業名	概要	担当課
川口市クリーン推進員事業	推進員が、ごみの減量化および再資源化等について、行政と市民をつなぐ地域のリーダーとして排出指導等の活動を行うことにより、ごみ出しルールの徹底、指導を強化します。	廃棄物対策課
平成 22 年度の実施内容		
地域住民の代表延べ 555 名をクリーン推進員として委嘱し、各地域の代表としてステーションの排出指導を行いました。		

②外国籍市民向け情報誌を発行するとともに、生活ガイド、ごみの出し方など生活関連情報などをわかりやすい形で提供します。

事業名	概要	担当課
外国語版ごみの出し方作成事業	外国語版のごみの排出方法等のチラシを作成し、わかりやすい形で外国籍のかたにごみの排出方法等の情報を提供します。	廃棄物対策課
平成 22 年度の実施内容		
「外国語版家庭ごみ収集日早見表」を 5,000 部作成し外国籍のかたに配布しました。		

③循環型社会の構築に向けて、市民および事業者の一層の理解と協力を得るために、積極的な普及啓発活動を行います。

事業名	概要	担当課
廃棄物減量啓発事業	市民の廃棄物減量への一層の理解と協力を得るための普及啓発活動を実施します。	廃棄物対策課
平成 22 年度の実施内容		
市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」への掲載などで3Rの推進について啓発を行いました。		

■目標 9-2 ごみの散乱防止や不法投棄対策等の推進

①市民の誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりのため、不法投棄・散乱防止対策や路上喫煙防止対策を行います。

事業名	概要	担当課
不法投棄対策事業・路上喫煙防止事業	市内の不法投棄防止に関し、職員による巡回パトロールを実施します。また、委託による監視業務も併せて実施し、不法投棄の未然防止を図ります。路上喫煙地区内における指導員によるパトロールを実施します。	廃棄物対策課
平成 22 年度の実施内容		
不法投棄監視パトロールを実施しました。日数 178 日 夜間監視パトロールを実施しました。日数 30 日 路上喫煙地区における路上喫煙者指導を実施しました。指導件数 8,534 件		

不法投棄・不適正処理の対応状況

(単位：件)

項目	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	排出指導		78	90	105	150	152
	家庭系	42	50	78	118	130	144
	事業系	36	40	27	32	22	22
不法投棄通報対応件数		2,605	2,580	2,376	2,532	2,423	2,607
	粗大ごみ	1,656	1,521	1,576	1,691	1,594	1,701
	その他	949	1,059	800	841	829	906

路上喫煙防止事業

道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図ることで、たばこの火や副流煙による第三者への健康被害や吸い殻の散乱を防止し、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成17年5月1日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しました。

この条例は、市民等に対し、道路、公園その他の公共の場所（室内又は室内に準じる場所は除く）における喫煙の防止に努めるよう求めるため、「何人も、路上喫煙をしないように努めなければならない。」ことを規定しています。

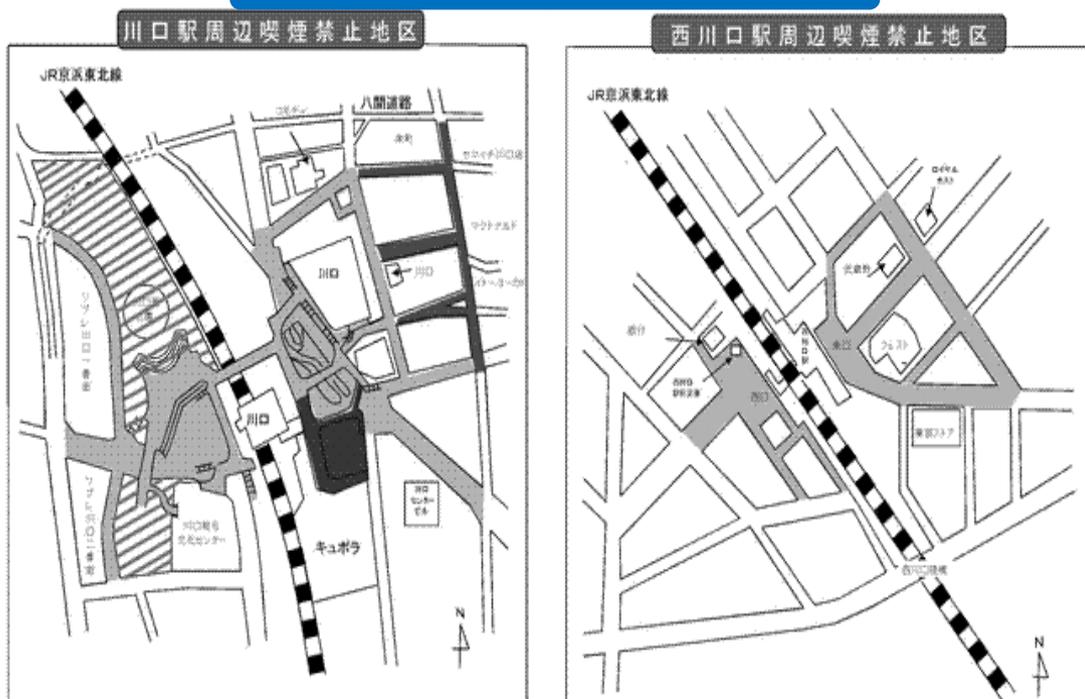
平成17年12月1日から、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要と認められる地区として、JR川口駅および西川口駅周辺を終日「路上喫煙禁止地区」に指定し、その地区内での路上喫煙そのものを禁止しています。

その後、路上喫煙禁止地区は、川口駅東口再開発事業の完了に伴い、平成18年11月1日に拡大し、さらに商店街との協力による取り組みとして、平成19年10月1日から、新たな禁止地区の指定を行いました。

また、平成22年7月16日から、公園内での喫煙や受動喫煙による健康被害、煙草の火による火傷、吸い殻のポイ捨てなどが引き起こす火災を防止するため、川口西公園を禁止地区に指定しました。

なお、罰金および過料等の罰則は設けていませんが、条例の効果を担保するため路上喫煙禁止地区において路上喫煙を行う者に対して、必要な指導勧告を行うことができるよう規定しています。

路上喫煙禁止地区の範囲



■目標 9-3 まちの美化の推進

①クリーンタウン作戦を実施します。

事業名	概要	担当課
全市一斉 クリーンタウン 作戦事業	散在性廃棄物の多い場所は新たなポイ捨てを招くため、常に清潔な環境づくりが必要となることから、年1回市民と市が協力して全市的な清掃活動を行います。	廃棄物 対策課
平成 22 年度の実施内容		
平成 22 年 11 月 21 日に全市一斉クリーンタウン作戦を実施しました。 参加者：12,940 名 収集量：21,210 kg		

第 11 回全市一斉クリーンタウン作戦

日 時 平成 22 年 11 月 21 日（日）午前 9 時～午前 10 時
場 所 市内全域
内 容 市内の公園・公民館等公共施設を中心に 90 か所の集積所を設置。参加する市民には自宅から各集積所までの道路等公共地の散乱ごみ（びん・かん・紙くず・吸い殻等）を拾い集めてきてもらいました。各集積所には市環境部職員およびクリーン推進員*を配置し、分別の指導等にあたりました。各集積所に集められたごみは市が収集しました。

参加者 12,940 人
収集ごみ量 21,210kg（一般ごみ 14,340kg 資源ごみ等 6,870kg）



②「川口市まち美化促進プログラム」登録団体等と協力し、まちの美化を図るとともに、市民などに対する意識啓発を図ります。

事業名	概要	担当課
散乱防止および 環境美化促進事業	「川口市飲料容器等の散乱に関する条例」を一層定着させ、ポイ捨てのない街づくりを目指すため、美化促進区域であることを示す看板等を設置し、通行者等をはじめとする市民全般に対し、散乱防止とまち美化促進を広く周知するとともに美化活動者の活動を支援します。	廃棄物 対策課
平成 22 年度の実施内容		
「川口市まち美化促進プログラム」登録団体等と協力し、地域清掃を行うとともに、全国ごみ不法投棄監視ウィークなどの啓発キャンペーンを行いました。 登録団体数：23団体		

川口市まち美化促進プログラム実施状況

平成 12 年度から「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、飲料容器等の散乱ごみの投棄の防止を推進するとともに、米国等で先進的に実施されている「アダプト・プログラム*」の手法を取り入れた「川口市まち美化促進プログラム」を実施し、快適な都市環境の確保に努めています。

(平成 23 年 3 月末現在)

団 体 名	活 動 場 所
長蔵スウィーパース	石神長蔵線内 1,150m
芝新町蕨駅東口をきれいにする会	蕨駅東口大通り内 200m
西川口地区連合婦人会	西川口駅前通り内 100m
東本郷台町会	東本郷赤山通り内 800m
ダイオキシンを考えるみんなの会	けやき通り内 700m
伊刈町会美化促進会	伊刈遊歩道内 750m
本町小学校児童会	六間道路・オートレース通り内 470m・370m
戸塚フットボールクラブ少年団	東川口駅周辺 970m
東京電力埼玉支店川口支社町内清掃	新オートレース通り内 300m
慈林町会	安行慈林町会会館前通り内 1,500m
地域美化推進チーム「らいぶ」	グリーンセンター通り内 300m
小谷場親和会（タウンクリーン作戦）	南陸橋通り内 500m
㈱ジャスト川口営業所	国道 122 号線内 500m
ネットヨタ東埼玉	県道川口上尾線・蕨鳩ヶ谷線内 1,840m
菜の花グループ	県道蕨鳩ヶ谷線・市道芝 18 号線内 800m
ラッコの会 パンラッコ	市道幹線第 79 号・市道安行 423 号線内 530m
家庭倫理の会川口市安行桜支部	一般県道第 239 号線内 600m
家庭倫理の会川口市新郷支部	市道幹線第 62 号・市道新郷 245・247 号線内 500m
家庭倫理の会川口市戸塚支部	市道幹線第 50 号線内 700m
レインボーブリッジグループ	主要地方道第 68 号線内 450m
家庭倫理の会川口市青木支部	市道幹線第 20 号線内 550m
川口市倫理法人会	市道幹線第 31 号線 600m
さしまスローライフ	市道幹線第 40 号線・市道戸塚第 84・95 号線 450m

■目標 9-4 ごみの適正処理の推進

①焼却処理施設、最終処分場などの廃棄物処理施設を整備します。

事業名	概要	担当課
一般廃棄物処理施設整備事業	安定的な処理能力の確保を図るため、現有施設の適正な維持管理および計画的な更新を行います。	環境施設課
平成 22 年度の実施内容		
安定的な処理能力の確保を図るため、現有施設の適正な維持管理を実施しました。 旧青木環境センターの施設解体を完了しました。 戸塚環境センター西棟の大規模改修工事に着手しました。（工期は平成 24 年度まで）		

目標 10
地球環境に配慮した日常生活や事業活動を実践しよう

目標 10-1 地球温暖化の防止

目標 10-2 オゾン層の保護

目標 10-3 酸性雨、その他の問題

(1) 概況

本市は、人口が集中し、経済等の諸機能が集積しており、多くの市民の生活の場であるとともに、さまざまな主体の活動の場ともなっていることから、生活、経済活動による環境への負荷が大きいといえます。

とりわけ、地球高温化対策が世界的な重要課題である今日、日常生活と経済活動に伴う電気やガス、ガソリンなどのエネルギーの消費、温室効果ガス*の排出については、削減対策が急がれています。

地球環境の保全と温室効果ガスの削減のためには、ライフスタイルや事業活動を省エネルギー型に転換するとともに、太陽エネルギーや風力、水力などの自然エネルギーや、ごみ焼却施設で導入されている余熱をエネルギーとして回収するなど、環境への負荷が低いエネルギーの利用を促進していくことが重要です。

本市では、「環境基本計画」のほかにも、「温対法」に基づき、市域全体の温室効果ガス削減を目標とする「川口市地球温暖化対策地域推進計画」と、市の事務・事業活動によって排出される温室効果ガスの削減を目標とする「第二次川口市地球温暖化対策実行計画」が策定されており、既にさまざまな取り組みが行われていますが、「京都議定書*」に代わる新たな温室効果ガスの削減目標が議論されているところであり、一層の削減に向けた取り組みを構築していく必要があります。

なお、次章では、「川口市地球温暖化対策地域推進計画」に基づく市域全体の温室効果ガス削減の取り組み状況を解説しています。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①市の事務事業における温室効果ガス排出量

平成 19 年 8 月、市の事務事業における温室効果ガスの削減を目標にして、「第二次川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画では、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で、温室効果ガスを平成 18 年度比で 12%削減することを目標としています。

平成 22 年度の排出量は 103,942 t-CO₂、平成 18 年度の基準年に対して二酸化炭素換算で 19.9%の削減を達成し、平成 23 年度に目標としていた基準を達成しました。前年度に対して排出量は 5,898 t-CO₂ の削減でした。電気・燃料・公用車の使用、ごみ焼却に伴う排出量で前年度を下回りました。

次章では「川口市地球温暖化対策地域推進計画」に基づく市域からの温室効果ガスの排出量を推計しています。

項目	基準年 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H23 年度
市の事務事業における温室効果ガス*排出量	129,734 t-CO ₂	111,432 t-CO ₂	114,051 t-CO ₂	109,840 t-CO ₂	103,942 t-CO ₂	114,166 t-CO ₂

②酸性雨調査結果

酸性雨とは、空気中の窒素酸化物*や二酸化硫黄*が、硝酸や硫酸のかたちで雨滴に溶け込み、水素イオン濃度（pH）*が5.6 以下になったものをいいます。

そのうち、pH4 以下の雨を「強い酸性雨」といい、出現割合は年度によってバラつきがみられますが、平成 18 年度からは減少傾向がみられています。

項目	計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H22 年度
降雨回数	86 回	65 回	74 回	56 回	63 回	PH4.0 以下の降雨回数 0 回
最低値（pH）	3.36	3.74	3.30	3.50	3.56	
pH4 以下の降雨回数	18 回	10 回	9 回	10 回	2 回	
うち、pH3.5 未満の降雨回数	1 回	1 回	2 回	0 回	0 回	

③新エネルギー等に関する補助件数

地球高温化対策の一環として、温室効果ガスの削減に有効な活動をされた市民を支援するもので、新エネルギーシステムの設置やエコライフの実践の促進を図ります。

平成 22 年度から従来の「川口市新エネルギー等活用システム設置費補助金」と「生ごみ処理容器等購入費補助金」の制度を統合し、補助対象の追加、補助の平等化、申請の簡素化をした新たな助成制度になりました。

項目	計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値
新エネルギー等に関する補助件数	83 件 （太陽光 70 件、雨水 13 件） （参考：太陽光発電の最大出力数の合計） 202.62kW	80 件 （太陽光 66 件、雨水 14 件） （参考：太陽光発電の最大出力数の合計） 196.24kW	133 件 （太陽光 99 件、ガス発電 23 件、雨水 11 件） （参考：太陽光発電の最大出力数の合計） 315.71kW	251 件 （太陽光 228 件、ガス発電 11 件、雨水 12 件） （参考：太陽光発電の最大出力数の合計） 735.29kW	297 件 （太陽光 221 件、ガス発電 2 件、燃料電池 19 件、雨水 22 件、生ごみ処理容器 30 件、カーシェアリング 3 件） （参考：太陽光発電の最大出力数の合計） 772.99kW	-

④公共施設におけるクリーンエネルギー等の導入状況

平成 22 年度は、本町小学校・元郷南小学校・並木公民館に太陽光発電システムと雨水貯留設備を、芝富士小学校に雨水貯留設備を設置しました。

項目	計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値
太陽光発電	-	-	-	-	3 台	-
雨水貯留設備	1 台	1 台	1 台	2 台	4 台	-
ハイブリッド照明 灯(太陽光・風力)	-	-	-	1 台	-	-

(3) 市の施策の実施状況

■目標 10-1 地球温暖化の防止

①電力消費の少ない省エネルギー型の事務機器や家庭電化製品などの導入とその普及啓発を図ります。

事業名	概要	担当課
環境対応製品 判断基準作成業務	国による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」および「川口市環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき物品の調達を図るために「環境対応製品判断基準」を設定・通知し、グリーン購入*と併せて、事務機器や家庭電化製品の導入の指針としています。	契約課
平成 22 年度の実施内容		
毎年、前年度末に環境省主催の説明会が行われるため、その後に「環境対応製品判断基準」の見直しを行い、庁内ホームページにおいて掲載しています。		

事業名	概要	担当課
環境情報の提供	「川口市地球温暖化対策地域推進計画」の取組 3 原則の一つである「適切な情報提供と環境教育により、正しい理解と行動を促します」に基づき、市民・事業者のみなさんが地球規模で環境を考え、身近なところから実践できるよう、広報紙などさまざまな媒体により、チャレンジ 25 などの国や県や市からの、正しい情報の発信、支援措置、取り組み事例、イベントの開催など積極的に発信し、地球環境に対する市民参加の呼びかけや普及啓発を図っています。特に、広報紙、市政ポスター等では、詳細な情報提供やすべての情報やイベントや事業を伝えられないため、市のホームページにおいては、事業やイベントの結果報告や電子情報媒体での詳細な情報の提供、市民からの各種質問やイベントへの参加申し込み等を行います。	環境総務課

平成 22 年度の実施内容
<p>広報紙での啓発…6月、11月、12月に各環境月間に沿った特集を組み、正しい情報提供と各種イベントの参加を促しました。</p> <p>市政ポスターや本庁舎等でのポスター掲示…5月のグリーンカーテン大作戦、6月のエコライフDAYと環境講演会、12月の地球高温化防止絵画コンクール、ワンダーバスツアー、環境講演会、2月の環境講座などを掲示し、普及啓発と市民への参加を積極的に促しました。</p> <p>ホームページでの情報提供や結果報告の周知…広報紙、市政ポスター等では、詳細な情報提供やすべての情報やイベントや事業を伝えられないため、市のホームページにおいて、事業やイベントの結果報告や詳細な情報を提供しました。</p>

②エネルギー消費の少ないライフスタイルを提示・促進します。

【16頁 目標 1-6-⑤ 「エコライフ DAY の取組」参照】

事業名	概要	担当課
チャレンジ・エコライフ	エコライフDAYの実践版として、各家庭において電気の使用を再確認してもらい無駄づかいをなくし二酸化炭素を削減する取り組みで、一年前の同月の電気使用量と比較し、どれだけ削減できたか報告してもらいます。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
<p>ウォームビズの実践として12月に実施しました。</p> <p>(参加世帯数 のべ 553 世帯 削減できた二酸化炭素 1,698.4kg)</p>		

事業名	概要	担当課
環境教育・環境学習の推進	豊かさや便利さを追求するために大量のエネルギーを消費してきたこれまでの社会は、地球高温化をはじめとする環境問題やエネルギーの枯渇問題といった、人類にとって深刻な状況を招いています。このため、限られた資源を有効に利用し、CO ₂ をできるだけ排出しない取り組みを進めていくことが必要となります。こうした環境問題の大切さを国民全体で再認識していくため、国は毎年7月7日を「クールアース・デー」と定め、施設や事業所、家庭などで一斉に電気を消すライトダウンを呼び掛けています。これに伴い、この主旨を市民・事業者にも周知し、実践してもらうことを目的としたイベントを開催しました。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
<p>「キャンドル・ナイト 2010」の開催…職員と市民ボランティアが2,000本のキャンドルに点灯、ゴスペルのライブ演奏を行いました。</p>		

③ホームページ、広報紙などを活用して、節電、節水、紙などの節約を普及・啓発します。

【75頁 目標 10-1-① 「環境情報の提供」参照】

- ④新設する公共施設に太陽光発電、太陽熱利用などの自然・クリーンエネルギーを導入し、省エネルギー化を推進します。

事業名	概要	担当課
公共施設へのクリーンエネルギーの導入	地球高温化の防止、地球環境の保全、資源の効率的な利用を目的に、新設する公共施設にクリーンエネルギーを導入します。	教育総務課 社会教育課
平成 22 年度の実施内容		
本町小学校・元郷南小学校・並木公民館に太陽光発電システムを導入しました。		

- ⑤川口市新エネルギー等活用システム設置費補助金を積極的に PR し、新エネルギー等の利用の促進および補助金の導入に対し調査・検討します。

事業名	概要	担当課
川口市地球高温化対策活動支援金事業	地球高温化対策の一環として、温室効果ガスの削減に有効な活動をされた市民を支援するもので、新エネルギーシステムの設置やエコライフの実践の促進を図ります。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
交付件数 ・住宅用太陽光発電システム…221 件 ・住宅用ガス発電給湯システム…2 件 ・住宅用燃料電池給湯システム…19 件 ・雨水貯留施設…22 件 ・生ゴミ処理容器…30 件 ・カーシェアリング…3 件		

平成 23 年度 川口市地球高温化対策活動支援金について

平成 23 年度から、太陽光発電システム等の補助制度が変わりました。

○すべての支援金について**事後申請**となります。

○太陽光発電システムの申請期間が「受給開始予定日」(※)によって区分されます。

(※東京電力(株)川口支社の「電力受給契約のご案内」に記載されている日です。)

各期間における申請が支援件数を超えた場合は、要件を満たしている申請のなかから**抽選**となります。

<p>支援の対象となる地球高温化対策活動</p>	<p>○新エネルギーシステムの設置 <太陽光発電などの設置により新たにエネルギーを生み出す活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム ・ガス発電給湯システム(通称「エコウィル」) ・燃料電池給湯システム(通称「エネファーム」) <p>○エコライフの実践 <日常生活の中で環境対策に特化した活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留施設の設置(雨水の有効利用) ・生ごみ処理容器の活用(ごみの減量と有効活用) ・カーシェアリングの利用(自動車の有効利用)
<p>交付対象となる活動・要件・支援金額</p>	<p>◎太陽光発電システム</p> <p>自宅に太陽光発電システムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、電気事業者と電力受給契約を締結の上、同システムを継続して使用する活動</p> <p>※設置されている同システムは次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの ・太陽電池の定格出力の合計が 1kW 以上 <p>支援金額：1 システム 100,000 円</p> <p>◎ガス発電給湯システム(通称「エコウィル」)</p> <p>自宅にガスコージェネレーションシステムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動</p> <p>※設置されている同システムは次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスエンジンユニットの JIS 基準に基づく発電および排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で 80%以上 ・貯湯ユニットの容量が 120ℓ以上 <p>支援金額：1 システム 50,000 円</p>

◎燃料電池給湯システム（通称「エネファーム」）

自宅に燃料電池コージェネレーションシステムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動

※設置されている同システムは次に掲げる要件を満たすもの

・ JIS 基準に基づく発電および排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で 80%以上

・ 貯湯ユニットの容量が 120ℓ以上

・ 発電能力が 0.5kW 以上

支援金額：1 システム 50,000 円

◎雨水貯留施設の設置

自宅に雨水貯留施設を設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入するか、浄化槽からの転用により、継続して雨水の有効利用をする活動

支援金額：1 基 上限 30,000 円（工事費および設置に要した額の 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満切捨）とし上限額まで）

◎生ごみ処理容器の活用

自宅において、家庭から排出される厨芥類（以下「生ごみ」という。）の自家処理により、生ごみの減量を図るため、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該容器を使用する活動

※当該容器は次に掲げる要件を満たすもの

・ 容器の内部で生ごみを減量する機能を有するもの

・ 耐水性および耐久性の材質のもの

・ 臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの

支援金額：1 基 上限 20,000 円（購入費に 2 分の 1 を乗じて得た額（100 円未満切捨）とし上限額まで）

◎カーシェアリングの利用

市内において自動車を複数の会員で共同利用するカーシェアリングに登録し、必要な時だけ自動車を使用する活動

支援金額：1 契約 上限個人 5,000 円・事業者 20,000 円（カーシェアリング会員になる際に必要な初期経費（登録料・カード発行手数料）

お問い合わせ先：環境部 環境総務課

⑥公共施設・学校等における雨水利用を推進します。

事業名	概要	担当課
いもの 鋳物製雨水貯留槽 の設置	学校活動における雨水利用と環境学習を目的に、小中学校 へいもの 鋳物製雨水貯留槽の設置を進めます。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
芝富士小学校へ設置しました。		

⑦ごみ焼却施設などの廃熱の有効利用を推進します。

事業名	概要	担当課
エネルギー回収 事業	ごみ焼却によって発生する熱を有効利用するためにボイラ ー・タービンを設置し、発電と温水供給を行っています。	戸塚環境 センター
平成 22 年度の実施内容		
発電した電気は施設内で利用し、余剰電力については東京電力へ売却しています。また、温水 は厚生会館に供給しています。		

事業名	概要	担当課
エネルギー回収 事業	ごみ焼却によって発生する熱を有効利用するためにボイラ ー・タービンを設置し、発電と温水供給を行っています。	朝日環境 センター
平成 22 年度の実施内容		
発電した電気は施設内での利用およびリサイクルプラザへの供給、余剰電力については東京電 力へ売却しています。また、温水はサンアール朝日に供給しています。		

⑧第二次川口市地球温暖化対策実行計画を積極的に推進します。

事業名	概要	担当課
第二次川口市 地球温暖化対策 実行計画推進事業	平成 19 年 8 月に策定した「第二次川口市地球温暖化対策 実行計画」に基づき、平成 19 年度から 5 年間で、平成 18 年度比 12%の削減を目標として、市の事務事業に伴う電気 の使用、燃料の使用、熱や笑気ガスの使用やし尿処理等によ るその他の要因から排出される一般排出とごみ焼却による 排出の削減に取り組みます。なお、環境総務課を計画推 進の事務局として、副市長、特別職および各部長級職員で 構成する「川口市地球高温暖化対策実行計画推進会議」にお いて、実施状況の点検、評価を行います。削減の対象とな るのは、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、の 4 種類の温 室効果ガス*です。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
(1)主任エコオフィス推進員から報告される電気、燃料、公用車の使用等から、温室効果ガス排 出量を推計します。		

<p>(2)「川口市地球高温化対策実行計画推進会議」の開催 2回/年</p> <p>(3)市ホームページを利用して、年間排出量の推計結果を公表します。</p> <p>2010(平成22)年度の温室効果ガス総排出量：103,942 t-CO₂</p> <p>基準年[2006(平成18)年]対比：19.9%削減</p>

⑨川口市地球温暖化対策地域推進計画を推進し、市民、事業者、市の協働により温室効果ガス*の削減に努めます。

事業名	概要	担当課
川口市地球温暖化対策地域推進計画推進事業	平成19年3月に策定した「川口市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市民・事業者・市の各主体の取り組みと協働して取り組む六つの重点行動計画を推進していきます。	環境総務課
平成22年度の実施内容		
<p>(1)各種の統計データから、市域全体の温室効果ガスの排出量を推計しました。</p> <p>(2)市の取り組みに関して、市職員で構成する「川口市環境推進調整委員会」および同幹事会の開催、市民・事業者・市で構成する「川口市環境基本計画推進委員会」を開催し、取り組み内容を点検・評価しました。</p> <p>2008(平成20)年度の温室効果ガス総排出量：2,330.6千t-CO₂</p> <p>基準年[1990(平成2)年]対比：7.7%増加</p> <p>1人あたり削減率：6.8%削減</p>		

■目標 10-2 オゾン層の保護

①家電リサイクル法*や自動車リサイクル法などフロン*回収に関する法令等について、市民・事業者に広報・普及を行い、フロンの適正処理に協力を呼びかけます。

事業名	概要	担当課
代替フロン回収・適正処理促進事業	「家電リサイクル法」や「自動車リサイクル法」などフロン回収に係る法令等について、市民や事業者へPRを行いフロンの適正処理を推進します。	廃棄物対策課
平成22年度の実施内容		
市ホームページなどで「家電リサイクル法」などについての広報を行いました。		

■目標 10-3 酸性雨、その他の問題

①酸性雨について、継続的な調査を実施し、対策を検討します。

事業名	概要	担当課
酸性雨調査	埼玉県内の酸性降雨対策に共同で取り組むことを目的に、埼玉県酸性降雨モニタリングネットワークが設置されている	環境保全課

	ます。川口市では、この取り組みに参加する中で酸性降雨の測定を実施しています。	
平成 22 年度の実施内容		
63 回の採取降雨中、3 回が水素イオン濃度 (pH) *4 以下の降雨であり、最も低い pH は 3.56 でした。		

②ディーゼル車の使用抑制を啓発します。

概要	担当課
ディーゼル車の使用抑制を啓発します。	環境保全課
平成 22 年度の実施内容	
立入検査等を実施した際に、ディーゼル車を使用している事業所に対し使用抑制の PR を行いました。	

③ホームページ、広報紙などを活用し、地球環境問題について啓発を図るとともに、情報を提供します。

【75 頁 目標 10-1-① 「環境情報の提供」参照】

目標 11
誰もが気づいたところから行動できるようにしよう

目標 11-1 環境教育・環境学習の充実

目標 11-2 環境教育・環境学習体制の整備

(1) 概況

持続可能な社会をつくるためには、日常の生活スタイルや事業活動と環境とのかかわりに気付き、自らの行動が環境に与える負荷を理解し、環境に配慮した行動をとっていかなければなりません。この社会づくりに参加するには、一人ひとりが身の回りの環境や環境問題に関心を持ち、知識や能力を高め、行動を広げ、身につけた力を発揮していけることが必要です。

本市では、さまざまなかたを対象にした環境関連イベント、環境教室、環境講座などを開催し、環境学習の機会と場所がつくられています。

今後は、平成 21 年 3 月に策定された「川口市環境学習指針」に基づき、「環境に目を向ける人づくり」、「環境に出会う機会づくり」、「環境を学ぶ場所づくり」を目標に事業を推進するとともに、適切な情報提供に努めながら、家庭（個人）、地域、学校、事業者、民間団体、市（行政）が主体的に学習に取り組み、それぞれの役割を果たしつつ協働して環境学習活動を推進していくことが重要です。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①環境講座参加者数

平成 22 年度は、身近なところから実践できる地球高温化対策、環境保全活動に関する知識を習得する環境講演会および環境講座を 6 回開催したほか、環境に対する知識を深めてもらう複合的な環境学習の場として「環境大学」を 5 回開催しました。

項目	計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H22 年度
環境講座参加者数	271 人	361 人	435 人	575 人	760 人	500 人

②エコライフ DAY の参加者数

平成 22 年度は、6 月 13 日(日)をエコライフ DAY と定め、たくさんの市民のかたに環境に配慮した 1 日を過ごしていただき、約 5.2 t の二酸化炭素を削減することができました。

川口市から生まれたエコライフ DAY も今や全国的な広がりをもった取り組みとなり、参加者数も年々増加しています。

項目	計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H22 年度
エコライフ DAY の参加者数	54,822 人	61,041 人	69,579 人	72,169 人	78,838 人	70,000 人

③地域における環境保全活動参加者数

地域ではたくさんのかたが環境保全活動に取り組んでいます。前年度に比べてまち美化促進プログラムの参加者数は減少しましたが、公園管理団体の登録者数と11月21日(日)に実施した全市一斉クリーンタウン作戦の参加者数は増加しました。

項目		計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値
地域における環境保全活動参加者数	公園管理団体の登録者数	60,067人	60,724人	56,937人	49,764人	56,092人	-
	クリーンタウン作戦参加者数	14,970人	13,700人	10,060人	12,550人	12,940人	-
	まち美化促進プログラム参加者数	6,079人	7,281人	5,353人	6,447人	5,017人	-

④環境学習会開催数および参加者数（環境講座を除く）

自然環境について学ぶ「自然ふれあい教室」と「親と子の自然環境調査」は、毎回、熱心なかたがたに参加していただき、参加者数が増加傾向にあります。

項目		計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値
環境学習会開催数および参加者数 (環境講座を除く)	自然ふれあい教室参加者数	38人/ 1回	21人/ 1回	14人/ 1回	32人/ 1回	33人/ 1回	-
	親と子の自然環境調査参加者数	180人/ 6回	212人/ 6回	298人/ 6回	220人/ 6回	153人/ 5回	

⑤こどもエコクラブ会員数

こどもエコクラブとは、幼児から高校生までの2人以上の仲間と活動を支える1人の大人で構成した身近な環境活動に自由に取り組む団体で、環境省の企画する事業です。

項目	計画改訂時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値
こどもエコクラブ会員数	300人	53人	340人	585人	621人	-

(3) 市の施策の実施状況

■目標 11-1 環境教育・環境学習の充実

①学校や各種団体・個人などと連携し、環境教育・環境学習を充実させます。

事業名	概要	担当課
環境教育・環境学習の推進	今日の環境問題は私たちの日常生活に深くかかわってきており、複雑多様化していることから、市民・事業者はそれぞれの立場で正しく理解と認識を持ち、環境に配慮した生活や行動を実践していくことが不可欠であり、「川口市地球温暖化対策地域推進計画」の取組3原則の一つである「まずはできることから取り組みます。やりがいを持ち、楽しく行動します。」とあるように、地球	環境総務課

	<p>環境対策に関する基礎知識の普及、地域での率先リーダーの養成などを目的とし、幅広い世代を対象に環境教育・環境学習を推進しています。</p> <p>(1) 環境講演会、環境講座等の開催…6月と12月には各ジャンルの一線で活動されている講師を招き、最新の情報や動向、今後の方向性や私たちのできることなどを学び、資質や知識の向上を図ります。また、グリーンカーテンの設置や料理教室、エコドライブのポイントや実走行、環境映画の上映、家庭での省エネの実践ポイントなど、個々の事業に関する講座を開催し、市民の参加や実践を促します。</p> <p>(2) 環境大学…市長のマニフェストの一つとして、平成22年度から開催したもので、市民一人ひとりが、自ら環境に配慮した行動を実践してもらうだけでなく、本格的な環境について学び、正しい知識を取得してもらい、さらに地域における環境のリーダーの育成となるような取り組みとして実施しています。</p> <p>(3) 体験学習…こどもエコクラブの周知および支援・親と子の自然環境調査・ワンダーバスツアーなど、ただ知識の取得ではなく、自分で見て聞いて触れて理解していく参加型の事業の実施により、環境教育・環境学習の向上を図っています。</p> <p>(4) チーム・クールン…市が実施しているさまざまな地球高温化防止活動に積極的に参加し、環境への関心の高い地域のリーダー的な市民・事業者のかたで、市域からの温室効果ガス*削減を市との協働により実施しています。</p> <p>(5) エコ・スクールン…環境に関する豊かな経験や知識を有し、市域で環境に関する活動をされている市民・事業者のかたに『エコ・スクールン』講師となってもらい、環境学習の指導者としての能力の向上を図ることを、また、環境教育活動を実施している企業にも参加してもらい、出前授業を通じ学校教育における「環境教育・環境学習」の支援・充実を図ることを目的とし実施しています。</p>	
平成22年度の実施内容		
<p>(1) 環境講演会、環境講座等の開催…6月の環境講演会と5回の講座の計6回開催。(参加者 514名)。[内訳：埼玉グリーンエコフェスタ(参加者37名)、環境講演会(参加者62名)、環境映像講座(参加者154名)、環境フォーラム(参加者178名)、ワンダーバスツアー(参加者71名)、エコクッキング(参加者12名)]</p> <p>(2) 環境大学の開催…5回(必修2回、公開講座3回)受講生69人 述べ参加人数246人</p> <p>(3) 体験学習の開催…親と子の自然環境調査(年5回 延べ参加者153名)、こどもエコクラブ(クラブ数8、会員数621名)。</p> <p>(4) エコ・スクールンの開催…24回(新規登録講師数2件 登録講師数合計 14件)</p>		

②研修会、講習会などの開催により、リーダーの養成や職員、教員の資質向上を図り、環境に関する人材の確保に努めます。

【84 頁 目標 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

事業名	概要	担当課
環境教育実践講座	全市立小・中・高等学校の環境教育担当教員を対象に、環境教育実践校の教員や講師を招き、環境教育に関する最新の情報提供や出前授業の実施、具体的な事例等を通して研修を行います。	指導課
平成 22 年度の実施内容		
平成 22 年 8 月 3 日 於 上青木公民館 コミュニティホール 模擬授業「プラスチックリサイクル工程の学習」(環境学習応援隊 中央化学工業株式会社)		

③小・中学校・高等学校においては、環境教育・環境学習をさらに充実させます。

事業名	概要	担当課
快適な環境づくり 指定校事業	2 年単位 小学校 4 校 中学校 2 校 校庭の植栽や緑化の推進等、学校の環境づくりを実施しています。また、事業報告を写真等において報告し、環境づくりを推進しています。	指導課
平成 22 年度の実施内容		
平成 21 年度と平成 22 年度の 2 年で実施しました。 ・小学校…上青木南小、朝日西小、東本郷小、戸塚綾瀬小 ・中学校…領家中、戸塚中		

④人材リストを活用して、環境教育・環境学習の充実を図ります。

【84 頁 目標 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

⑤地域人材リストを作成します。

【84 頁 目標 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

⑥環境教育・環境学習のための資料やパンフレット、電子情報媒体などを作成します。

【75 頁 目標 10-1-① 「環境情報の提供」参照】

⑦体験学習を主とした環境教育・環境学習の機会や場を積極的につくり、市民の参加を促進します。 【84 頁 目標 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

かわぐち環境大学2010

日本は、2020年までの10年間に1990年対比でCO₂を25%削減する中期目標をかかげました。既にこの目標に向けた様々な環境対策が始まっており、私たちの生活に『環境』が大きく関わってきています。そこで、市民や事業者のみなさんに「環境」に対する知識を深めてもらうことを目的に、複合的な環境学習の場として環境大学を開催するもので、毎年度にテーマを変え、身近な問題をわかりやすく学べる内容となっています。2010年度は以下のとおり実施しました。

テーマ：自然と生き物と人の共存を考える「生物多様性」と「川口市の環境の現状」

募集要項 [定員:50人(超えた場合は抽選) 対象:15歳以上のかた 参加費:無料]

	日時	内容
1 限 目	10月8日(金) 18時~20時40分	環境映像講座「田んぼ」「オーシャンズ」2本上映 名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されることから、日本の田んぼの中の多様で豊かな生命の世界を描いた短編作「田んぼ」(21分)と雄大な世界の海の壮大なドキュメンタリープロジェクト作品の「オーシャンズ」(103分)の2本を上映
2 限 目	10月30日(土) 13時~15時	「地球高温化」日本の環境対策と川口市の取り組み 国民運動のチャレンジ25の取り組みや国の法律や施策、平成19年度に策定された「地球温暖化対策地域推進計画」に基づく川口市の取り組みについての講義
3 限 目	11月13日(土) 10時~12時	「ごみ&3R」川口市のごみの現状と3Rの取り組み 川口市での「ごみ」に関することを学ぶ 市内での「ごみ」の現状(排出量、予算、施設、取り組み等)の講義を中心とし、施設の見学も含め、市の廃棄物の現状についての講義
4 限 目	11月28日(日) 13時~16時	環境フォーラム2010inかわぐち ○環境講演会 ○川口市の環境の取り組み ○市民・企業・学校の実践事例 ・各家庭の環境によい工夫 ・環境によい買い物のしかた ・子供達の環境活動 など
5 限 目	12月11日(土) 8時~17時	ワンダーバスツアーinエコプロダクツ 国内最大の環境展で、最新の「環境」を学ぶバスツアー

■目標 11-2 環境教育・環境学習体制の整備

①関係機関と連携して、環境教育・環境学習に関する調査研究を推進します。

【84 頁 目標 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

②環境教育・環境学習の拠点を定め、充実を図ります。

事業名	概要	担当課
施設見学受け入れ	小学生の社会科見学や総合的な学習の時間の受け入れ、その他の団体、個人に対し、施設の案内や資源物の分別体験学習を行っています。ごみの排出抑制やリサイクル*の推進等の環境問題に関する学習の場を提供しています。希望者にはビデオの貸出も実施します。	リサイクル プラザ 朝日環境 センター 廃棄物 対策課
平成 22 年度の実施内容		
朝日環境センター（焼却施設）およびリサイクルプラザの資源化施設、啓発施設の見学対応を行いました。施設見学団体数は 371、見学人数は 6,181 人でした。		

③環境教育・環境学習に対する支援体制を充実します。

【84 頁 目標 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

④環境教育学習指針を策定します。

事業名	概要	担当課
環境学習指針 策定事業	家庭（個人）・地域・学校・事業者・市民団体・行政が主体的に学習に取り組み、それぞれの役割を果たしつつ協働して環境学習を推進していくための基本的な考え方や方向性を示すために環境学習指針を策定します。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
平成 20 年度に策定しました。		

目標 12

誰にもわかりやすい環境情報の相互交流の場をつくろう

目標 12-1 環境情報の収集・活用

(1) 概況

家庭や個人、事業者、市のそれぞれが役割に応じて主体的に環境保全に向けた取り組みや環境学習を実践していくためには、環境に関する情報を知り、環境問題について正しい理解を得ることが大切です。

本市では、広報かわぐちや環境部広報紙「PRESS530」、ホームページなどを活用して環境に関する情報を提供し、イベントや講座などを通じて環境保全に関する学びと実践の機会を提供しています。

今後も引き続き、提供する情報を充実させ、利用しやすさ、入手しやすさを心がけ、各主体の活動の展開を広げていくことが重要となっています。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①環境ホームページのアクセス件数

川口市の運営するホームページでは生活環境、地球環境、廃棄物に関するさまざまな情報を提供しています。制度や事業について解説するほか、イベント開催のお知らせや各種の補助事業のご紹介、会議結果等の情報提供等が行われています。運用システムが更新された平成 19 年度以降、アクセスしていただいた件数は次のとおりです。

項目	計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値
環境ホームページのアクセス件数		400,181 件	656,236 件	709,225 件	942,450 件	-

(3) 市の施策の実施状況

■目標 12-1 環境情報の収集・活用

①環境情報拠点を拡充します。

概要	担当課
未実施。	環境総務課

②インターネットやCATVなどの双方向型情報通信技術を活用します。

【75頁 目標 10-1-① 「環境情報の提供」参照】

③環境情報に関する広報広聴活動を積極的に推進します。

【75頁 目標 10-1-① 「環境情報の提供」参照】

④市民および事業者の環境保全の知識の普及のためのイベントの開催など、積極的に啓発活動に努めます。

【75頁 目標 10-1-① 「環境情報の提供」参照】

⑤ホームページを拡充します。

【75頁 目標 10-1-① 「環境情報の提供」参照】

⑥環境報告書など年次報告書を作成します。

事業名	概要	担当課
川口市環境報告書 作成事業	環境保全に関する施策の達成状況を広く公表するため、年度ごとに「川口市環境報告書」を作成します。「環境基本計画」に位置づけられた前年度の施策や事業の実施状況と施策目標の達成状況を中心に報告します。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
「川口市環境報告書」（平成 21 年度環境基本計画年次報告書）を発行しました。		

目標 13

気楽に参加でき共に顔の見えるネットワークを展開しよう

目標 13-1 パートナーシップの推進

(1) 概況

環境保全に関する取り組み、環境学習の推進には、市民の方、事業者、NPO やボランティア団体、さらには学校、行政がともにパートナーとなって連携する「協働」の仕組みが必要です。

平成 20 年 11 月から、市民、事業者、市によるレジ袋無料配布中止の取り組み（有料化実験事業）をスタートしました。廃棄物の減量化、温室効果ガス*の削減を目的として、買い物の際にはレジ袋を利用しないこと、マイバッグを持参することが協定を締結した各店舗で実践されています。平成 22 年度には、「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みの推進に関する条例」が施行されました。

また、各地域では、ごみ排出のマナーの向上やリサイクル*の取り組みが進められており、市も自主的な活動に対しては支援を行っています。

今後も引き続き、地域や仲間、団体ごとの取り組みが全市的に広がるとともに、参加、継続、連携しやすい仕組みづくりを進めていく必要があります。

(2) 施策推進の指標の達成状況

①環境に関する団体数

本市では、地域の住民を中心に公園の清掃や緑地保全・緑化活動を行う団体、環境をテーマに幅広く活動する団体等、たくさんのかたがたが活動しています。

項目		計画改訂時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値
環境に 関する 団体数	緑化推進団体	103 団体	106 団体	104 団体	101 団体	100 団体	-
	緑地保全団体	2 団体	5 団体	5 団体	5 団体	6 団体	-
	パートナーステーション所属	33 団体	34 団体	32 団体	39 団体	38 団体	-
	公園管理団体数の合計	201 団体	197 団体	193 団体	189 団体	188 団体	-

②協働による事業数

—

(3) 市の施策の実施状況

■目標 13-1 パートナーシップの推進

①市民・事業者・市が一体となってパートナーシップによる環境に配慮したまちづくりを推進します。

【16頁 目標 1-6-⑤ 「エコライフ DAY の取組」参照】

事業名	概要	担当課
レジ袋無料配布中止の取組	市民・事業者・市が協働して一般廃棄物の3Rを推進します。	廃棄物対策課
平成 22 年度の実施内容		
平成 22 年 6 月 1 日に「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を施行し、より一層のレジ袋の削減に取り組みました。 発生源減量率：16.3%削減		

レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み

川口市では、地球高温化およびごみ減量対策、さらに、市民のみなさんに環境に優しいライフスタイルへと変わっていただくため、レジ袋の大幅削減について、市民・事業者・関係団体および行政で構成する「川口市レジ袋削減会議」で協議して参りました。

平成 21 年度からは、川口市・鳩ヶ谷市を一体の地域としてレジ袋の大幅削減について検討するため「川口市・鳩ヶ谷市レジ袋削減会議」を設置し、協議を実施しました。

平成 22 年 6 月 1 日には「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を施行し、より一層のレジ袋の削減に取り組んでいます。

その一つとして、日常生活の中で簡単にできる取り組みである「買い物にはマイバッグを持参して、レジ袋をもらわない!」という取り組みを推奨しています。



事業名	概要	担当課
戸塚環境センター まつり開催事業	平成2年1月に戸塚環境センター西棟が竣工後、周辺地域住民にごみ減量とリサイクル*の推進およびごみ処理施設への理解を深めてもらうため開催しているものです。	戸塚環境センター
平成22年度の実施内容		
<p>周辺地域住民が参加可能な各種イベントを実施するものです。内容は下記のとおり。</p> <p>1. キャラクターランド 2. リサイクルマーケット 3. 粗大ごみからこんなもの展 4. 施設見学会 5. ごみまるステージ 6. リサイクル自転車販売 7. 模擬店 8. クイズコーナー 9. 初午太鼓 ほか</p>		

ごみまるまつり in TOZUKA

廃棄物処理施設のイメージ向上を図るため、ごみまるまつり in TOZUKA を開催し、施設を一般に開放しています。

- 実施場所 戸塚環境センター
- 実施期日 平成22年5月30日（日）
- 来場者数 4,900人



事業名	概要	担当課
ボランティアとの協働	啓発施設の運営をボランティアスタッフと協働で行います。	リサイクルプラザ
平成22年度の実施内容		
<p>ボランティアスタッフにより施設の案内、リサイクルショップの運営、リサイクル工房での作業を行っているほか、おもちゃの病院、各種リサイクル教室の講師としても活躍しています。</p>		

リサイクルプラザの運営

施設の開館当初より、「リサイクルショップ」、「リサイクル工房」、「図書・ビデオライブラリー」等の各コーナーの管理運営は「プラザサポーター」と称するボランティアスタッフとのパートナーシップにより行われており、行政と市民との協働による施設運営、および環境情報の発信基地としての市民参加型施設づくりを目指しています。

1 リサイクルショップ

家庭の不用品を橋渡しする無償リサイクル品橋渡しコーナーを常設しています。また、市内から収集した粗大ごみのうち、再生が可能な家具類についてリサイクル工房で修理した後に、競争入札方式による販売を実施しました（毎月第4日曜日）。

2 リサイクル工房

市内から収集した粗大ごみのうち、再生可能な家具類の修理をプラザサポーターが行っています。

3 実習室

プラザサポーターによるおもちゃの病院のコーナーを開催しました（毎月第2日曜日）。

4 展示ホール

ごみ分別ゲーム、ごみステーションモデル展示、ごみ減量・リサイクル啓発パネル展示、新エネルギー設備の解説を設置しています。また、来館者を対象にごみについて楽しく学んでもらうため「ごみまるクイズ」の用紙を配布し、全問正解者には景品としてごみまるシールを贈呈しています。



5 図書・ビデオライブラリー

ごみ、リサイクル等環境関連図書・ビデオの閲覧による情報提供サービスを実施しています。市内小・中学校の夏休み時期には、来館者が環境学習に取り組みやすいように、学習コーナーを充実させています。

6 ごみまるストリート

リサイクルプラザ3階通路を公募により「ごみまるストリート」と名づけ、各種イベントを開催しています。

(1) 朝いち親子フリーマーケット

親子（小・中学生と保護者）でリユース*の大切さを学んでもらうことを目的として実施しました（毎月第4日曜日）。

(2) エコロミュージックコンサート

プラザサポーターと来館者が、一緒に歌って楽しむミュージックコンサートを開催しました（毎月第4日曜日）。

事業名	概要	担当課
農業振興事業	「 ^ひ 花き・植木と造園」を中心とする特産農業の振興を図るため、関係機関・団体と連携を図りながら、市民各層への緑化の普及・啓発、地域の活性化と農家間の連携、地域農業団体の活性化、農業者の経営の安定、消費拡大、生産の高度化を目指した取り組みを推進する支援事業を実施しています。	農政課
平成22年度の実施内容		
・グリーンロード・ウォーキングの開催 ・川口市安行の緑と物産展示即売会の開催 ・緑と大地の豊年まつりの開催 ・農林水産祭への出展 ・川口市花の文化展の開催		

事業名	概要	担当課
公園管理作業奉仕団体、 街路緑地帯愛護会	美しい街づくりの一環として、町会や地区の奉仕団体が、公園・ 緑地の清掃、除草作業を行います。	公園課
平成 22 年度の実施内容		
188 団体 延べ 56,092 人		

②環境にやさしい活動に努める市民・民間団体・町会・自治会などの自主的活動を支援します。

【16 頁 目標 1-6-⑤ 「エコライフ DAY の取組」参照】

【65 頁 目標 8-3-② 「3R 推進活動等助成事業」参照】

③市民、民間団体、事業者等の相互交流の場を提供します。

【16 頁 目標 1-6-⑤ 「エコライフ DAY の取組」参照】

第2章 川口市地球温暖化対策地域推進計画

1 川口市における温室効果ガス排出量の現況

【温室効果ガスの削減目標】

京都議定書*において、我が国は温室効果ガス*の排出量を2008（平成20）年～2012（平成24）年の間に1990（平成2）年比で6%削減することを約束しています。本市は、この国の6%削減に向けた部門ごとの削減率を市においても同様に負担することを基本方針とし、基準年度〔1990（平成2）年度〕に対する目標年度〔2010（平成22）年度〕における市域から排出される温室効果ガス総排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

市域から排出される市民1人あたりの温室効果ガス排出量を、
目標年度までに、基準年度に対し8.5%削減することを目指します。

本市の温室効果ガス総排出量は2003（平成15）年度において、基準年度に比べて約5.4%増加しています。また目標年には、特に新たな対策をしない場合、基準年に比べ約8.7%増加すると推計しています。

本市においては、「京都議定書目標達成計画」に示された国の部門別削減率と同等の削減を目指すことで、目標年における温室効果ガス総排出量を基準年度に比べて+4.4%に抑制します。

この実現のためには、本市における温室効果ガス排出源の約半分を占める民生部門（家庭・業務）における取り組みが非常に重要です。そこで、市民、事業者に分かりやすい目標とするため、市民1人あたりに換算し、目標を示します。具体的には、市民1人あたりの温室効果ガス排出量を、基準年に対して8.5%削減することを目指します。〔2010年度人口を50万人と設定（出典 第3次川口市総合計画）〕

なお、「京都議定書目標達成」では、温室効果ガスの発生抑制対策のほか、「森林吸収」や「京都メカニズム*」の活用により削減目標の達成を目指すこととしています。しかし、京都メカニズムは国レベルの国際的な取り組みであり、また本市においては多量の吸収源の確保は困難であることなどから、本市の目標は森林吸収や京都メカニズムの活用は除いたものとしています。

【温室効果ガス排出量の現況】

(単位：千 t-CO₂)

項目	1990年 【基準年】	2008年度		2010年度削減目標
		排出量	1990年度比	1990年度比
二酸化炭素	2,142.3	2,315.0	8.1%	4.5%
産業部門	840.2	462.1	△45.0%	△8.6%
民生家庭部門	459.5	722.2	57.2%	6.0%
民生業務部門	333.3	498.5	49.6%	15.0%
運輸部門	471.7	572.6	21.4%	15.1%
廃棄物	37.7	59.6	58.2%	△0.3%
メタン	2.6	2.1	△17.2%	△0.4%
一酸化二窒素	18.4	13.5	△26.9%	△0.5%
代替フロン等3ガス	-	-	-	△0.8%
合計	2,163.3	2,330.6	7.7%	4.4%
市民1人あたりの 温室効果ガス*排出量	4.89 t-CO ₂ /人	4.56 t-CO ₂ /人	△6.8%	△8.5%

※四捨五入等により小計が内訳の計と一致しない場合があります。

【解 説】

本市における2008（平成20）年度の温室効果ガス排出量は233万6百トンで、基準年である1990（平成2）年度と比べて167万3千トン（7.7%）増加しました。産業部門から排出される温室効果ガスは大きく減少していますが、その他の部門では増加しています。特に民生部門からの排出量の増加が大きいのが特徴です。ただし、市民一人当たりの排出量は4.56トン、基準年比でマイナス6.8%となっています。

2 市が行う取組（主に市民や事業者の取組を促進する行政施策）

< 二酸化炭素排出削減対策 >

(1) 産業部門対策

■環境に配慮した事業活動の推進

- ①中小企業者に対する ISO14001*やエコアクション 21*に基づく環境マネジメントシステム*の導入を促進します。

事業名	概要	担当課
国際規格等認証取得支援事業	市内中小企業者等の経営発展を図る上で、国内・国際競争力を高め経営基盤の安定・体質を強化するとともに環境に配慮した経営を進めていくことは大変重要なものとなっていることから、ISO9001 および ISO14001 の認証取得を促進するため、講習会および認証取得の際、審査登録機関に支払う経費の一部を助成しています。なお、平成 21 年度より、エコアクション 21、エコステージ、KES(京都環境マネジメントシステム)などの、環境に配慮した経営体制の創出を図る、認証制度についても補助の対象とし、制度の拡充を図っています。	商工課
平成 22 年度の実施内容		
講習会の開催、補助金を交付しました。講習会参加者数：7 名／1 回		

- ②国の「温室効果ガス*排出量算定・報告・公表制度」に基づく事業者の取組を促進します。

事業名	概要	担当課
温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の PR 事業	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）は、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられていることから、市ホームページ等を利用して事業者に向けて制度の PR を行います。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
市ホームページによる PR を実施しました。		

(2) 運輸部門対策

■エコドライブの推進 (112頁 重点行動計画(1)へ別掲)

■低公害車、低燃費車の普及促進

①公用車に率先して低公害車等を導入します。

事業名	概要	担当課
低公害車、低燃費車の普及促進	特殊な用途を除き原則的に低公害車、低燃費車の導入に努めます。	管財課
平成 22 年度の実施内容		
川口市自動車管理規則における自動車の買替・購入・廃車に係る事務処理基準に基づき買替え等を行い、省エネルギーおよび環境負荷軽減のため、特殊な用途を除き原則的に軽自動車の導入に努めました。		

事業名	概要	担当課
低公害車、低燃費車の普及促進	公用車に率先して低公害車等を導入します。	収集業務課
平成 22 年度の実施内容		
17年排出ガス 10%低減車を 2 台、天然ガス車を 2 台リースしました。		

②低公害車の導入を促進するための「グリーン配送」の推進策を検討します。

概要	担当課
未実施。	環境総務課 契約課

■自動車交通流の円滑化

①交通渋滞を緩和するため、体系的な道路ネットワークの整備を推進し、都市内交通の円滑化を図ります。【10頁 「環境基本計画」 1-2-② 「街路整備事業」参照】

事業名	概要	担当課
道路改良・補修	自動車交通の円滑化に資するため道路の改良、補修を実施します。	道路建設課 道路維持課
平成 22 年度の実施内容		
歩道がない橋りょうにおいて、橋りょうの老朽化、河川の護岸改修に併せて、架換工事を実施している。(堅川中の橋架換事業)		

②駐車場案内システムの導入を図ります。

概要	担当課
「川口駅周辺市街地整備構想」におけるリング道路の整備進捗 <small>しんちよく</small> に合わせ導入を検討します。	都市計画課

③違法駐車に関する運転者へのマナー啓発に努めます。

事業名	概要	担当課
違法駐車等防止啓発活動	平成 22 年度からは、蕨駅東口を中心とした芝地区において、委託した警備会社の違法駐車等防止指導員が車両による巡回を行い、違法駐車をしようとする運転者に対し、啓発チラシなどを配布するなど啓発活動を実施しています。	交通安全対策課
平成 22 年度の実施内容		
違法駐車台数	499	長期間駐車台数 60 警察通報件数 0

■公共交通機関の利用促進（112 頁 重点行動計画（2）へ別掲）

■自転車の利用促進

- ①通勤・通学や買い物などの利用者を対象とした都市型レンタサイクルの導入について、鉄道事業者とともに検討します。

概要	担当課
先進都市の調査、研究を引き続き継続中です。	交通安全対策課

- ②集客施設等に対し、自転車駐輪場の付置義務を課し、適正規模の駐輪場の整備を促進します。

事業名	概要	担当課
駐輪施設整備促進事業	新設時における協議時に適正規模の駐輪場整備を働きかけ、協力を求めます。また、既存施設等に対しては、駐輪場の活用を呼びかけます。	交通安全対策課
平成 22 年度の実施内容		
39 件		

- ③自転車道の設置や自転車走行スペースを歩行者と分離するなど、自転車走行空間の整備を推進します。

【11 頁 「環境基本計画」 1-2-② 「区画整理事業における街路整備工事」参照】

- ④公共施設における適正規模の駐輪場の確保に努めます。

事業名	概要	担当課
公共施設駐輪場整備事業	適正規模の駐輪場確保が困難な施設においては、既存自転車駐車場の活用を行うなど、協力の上で駐輪場確保に努めています。	交通安全対策課
平成 22 年度の実施内容		
2 件		

きらりん☆かわぐち レンタサイクル

平成23年4月から埼玉高速鉄道線新井宿駅地下自転車駐車を起点として土、日、祝日を限定にレンタサイクル事業を実施しています。

サイクリングをしながら、歴史文化遺産や周辺施設のイベントを巡り、自然の花と緑に包まれた安らぎの四季を体感してください。



- 利用日 土曜・日曜・祝日（年末年始 12月29日～1月3日は除く）
- 利用時間 4月～9月 9時～18時（レンタル受付は17時まで）
10月～3月 9時～16時（レンタル受付は15時まで）
- 利用料金 1台/日 500円
- 貸出場所 新井宿地下自転車駐車場（埼玉高速鉄道新井宿駅）
- 利用方法 ご本人確認のため、身分証明書（運転免許証、学生証、保険証）をご持参のうえ、受付までお越しください。
- レンタル台数 30台 20インチ～27インチのシティサイクル
（子ども用自転車は用意しておりません）
- 返却方法 新井宿地下自転車駐車場または戸塚安行駅前（テラヤマ駐輪場）でも返却できます。受付時にお申し出ください。



お問い合わせ先：経済部 商工課

■近距離移動における徒歩の促進

- ①安全で快適な歩行者空間を確保するため、自動車の流入を抑制するエリアの設定や一方通行規制等の導入を関係機関と協力しながら促進します。

概要	担当課
警察および道路管理者と引き続き検討中です。	交通安全 対策課

- ②歩道の拡幅や段差、急勾配、水たまりの解消など、すべての人が安全快適に歩行できる空間を整備します。【10頁 「環境基本計画」 1-2-② 「街路整備事業」参照】

事業名	概要	担当課
交通安全施設 整備事業および 歩道整備事業	道路整備に伴い、車道を狭め、歩道の拡幅を行い、また、段差などを解消します。	道路建設課
平成 22 年度の実施内容		
幹線第 6 7 号線の歩道拡幅を 84m、また、幹線第 5 8 号線の歩道を 224mバリアフリー型に改修しました。その他、段差解消を実施しました。		

- ③歩道や道路照明・標識、信号機など、交通安全施設の適切な整備を推進します。

事業名	概要	担当課
交通安全施設 整備事業	歩行者の安全を確保するため、歩行者用灯機、押ボタン式信号機等の設置について所轄の警察署に要望しています。	交通安全 対策課
平成 22 年度の実施内容		
川口署 押ボタン式 1、 武南署 定周期 1 押ボタン式 2		

事業名	概要	担当課
道路照明灯整備 事業	交通安全上危険な箇所において、道路照明灯を設置することにより、安全・安心で快適な街並みを形成します。	道路建設課
平成 22 年度の実施内容		
市内全域で 460 基を設置しました。		

(3) 民生部門対策

■省エネに配慮したライフスタイルの促進

①地球高温化防止のために年に 1 日、みんなで環境にやさしい生活をする「エコライフ DAY」の取組の輪を拡大します。(114 頁 重点行動計画 (3) へ別掲)

②広報紙やホームページにエコライフチェックシート (1 日版環境家計簿) を掲載するなどし、広く市民に実施を呼びかけます。(114 頁 重点行動計画 (3) へ別掲)

③日々の省エネ活動を進めていくために、家庭における電気使用量や料金をリアルタイムで表示する「省エネナビ」などの省エネツールの情報提供を行います。

【75 頁 「環境基本計画」 10-1-①「環境情報の提供」参照】

■事務所、店舗等の環境に配慮した活動の促進

①中小事業者に対する ISO14001*やエコアクション 21*に基づく環境マネジメントシステム*の導入を促進します。(再掲)

【98 頁 (1) 産業部門対策 ■環境に配慮した事業活動の推進 ① 参照】

②国の「温室効果ガス*排出量算定・報告・公表制度」に基づく事業者の取組を促進します。

【98 頁 (1) 産業部門対策 ■環境に配慮した事業活動の推進 ② 参照】

③広報、ホームページ、パネル展等を通じ、市民や事業者に対するグリーン購入*の普及を推進します。【64 頁 「環境基本計画」 8-2-④「グリーン購入啓発事業」参照】

■建築物の省エネルギー化の促進

①住宅、ビル等の断熱化など、省エネルギー型建築物の普及を促進します。

事業名	概要	担当課
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出の受理および指導・助言	一定規模以上の建築物の新築、増改築、修繕、模様替または、設備の改修を行おうとする建築主、所有者、外壁等の修繕・模様替をしようとする者および設備の設置・改修をしようとする者による、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失および空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置(以下「省エネ措置」という。)に関する届出および届出をした省エネ措置に関する維持保全状況の定期報告を受理し、必要に応じて指導・助言を行います。	建築審査課
平成 22 年度の実施内容		
届出の受理 140 件 定期報告の受理 8 件 指導・助言 0 件		

②住宅用太陽光発電システムの設置補助などにより、普及を促進します。

【77 頁 「環境基本計画」 10-1-⑤「川口市地球高温化対策活動支援金事業」参照】

■ヒートアイランド*対策の推進

①保水性舗装や遮熱性舗装など、温度上昇抑制効果のある舗装を調査研究します。

概要	担当課
温度上昇抑制効果のある舗装を調査・研究します。	道路建設課 道路維持課
平成 22 年度の実施内容	
未着手	

②民間建物に対し、敷地の緑化や生け垣設置、屋上・壁面の緑化を推進します。

【48 頁 「環境基本計画」6-5-③「生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業」参照

(4) 廃棄物対策

■ごみの発生・排出の抑制 (123 頁 重点行動計画 (6) へ別掲)

■再使用・再生利用の推進

①ごみの減量化や再資源化を進めるため、粗大ごみなどを活用します。

【63 頁 「環境基本計画」8-2-②「リサイクル家具類販売」参照】

②市民に対し、エコリサイクル推進事業所*の取組をアピールするとともに、登録事業所数の拡大を図ります。(124 頁 重点行動計画 (6) へ別掲)

③川口市クリーン推進員*等との連携を図り、ごみの減量および分別や集団資源回収等を促進します。(124 頁 重点行動計画 (6) へ別掲)

④再生した放置自転車をジョイセフ*を通じて発展途上国に譲与します。

事業名	概要	担当課
撤去自転車再生事業	撤去した自転車で引取りのないものを(社)川口市シルバー人材センターで整備した後、再生自転車海外譲与自治体連絡会を通じて、開発途上国へ年 8 回、合計 400 台を譲与しています。	交通安全対策課
平成 22 年度の実施内容		
タンザニア、ザンビア 各 100 台 スリランカ、リベリア、マウライ、ガーナ 各 50 台		

※64 頁 「環境基本計画」8-2-⑥参照

(5) 森林・緑地

■緑地等の保全

①芝川東部の台地面の樹林地・植木畑・見沼田圃^{たんぼ}とその周辺斜面林の保全を図ります。

事業名	概要	担当課
特別緑地保全地区	主に芝川東部に広がる台地面の樹林地および縁辺の斜面	みどり課

の指定による 斜面林等保全事業	林、見沼田圃および見沼代用水は、市内の緑の骨格軸としての役割をもっています。一方で、この一帯には埼玉高速鉄道の開通による利便性の向上などで市街化・宅地開発が進む地域も含まれています。無秩序な市街地の開発を防ぐために、台地面一体の保全が必要です。このため、特別緑地保全地区の指定を検討します。	
平成 22 年度の実施内容		
金崎特別緑地保全地区の隣接地の保全緑地を公有地化しました。		

②市街地に隣接した身近な緑地や優れた自然環境を形成している樹林地の保全を図ります。

【41 頁 「環境基本計画」 6-1-①「緑地等保全事業」参照】

③自然植生などの優れた自然環境が残る社寺林や斜面林、文化や遺跡など、郷土の歴史、文化と一体となった緑地の保全を図ります。

【51 頁 「環境基本計画」 7-1-③「文化財と一体となった緑地等保全事業」参照】

④身近な緑である優れた樹木や生け垣の保存を図ります。

【42 頁 「環境基本計画」 6-1-⑥「保全緑地等指定事業」参照】

⑤緑地保全活動等に携わるボランティア団体を育成・支援し、市民との協働により緑地の保全を推進します。

【41 頁 「環境基本計画」 6-1-②「自然再生活動団体助成事業」参照】

■都市緑化の推進

①生け垣設置および屋上緑化等奨励補助制度等の利用促進を図り、民有地の緑化を推進します。【48 頁 「環境基本計画」 6-5-③「生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業」参照】

②市役所や学校などの公共施設の緑化を進めます。

【45 頁 「環境基本計画」 6-4-②「緑化指導」参照】

③家庭や事業所に対し緑化の普及啓発や技術支援を行います。

【58 頁 「環境基本計画」 7-4-②「苗木等の半額あっせん事業」参照】

④緑化推進活動等に携わるボランティア団体を育成・支援し、市民との協働により緑化を推進します。【47 頁 「環境基本計画」 6-5-①「種苗等支給事業」参照】

⑤まちの緑を豊かにし、ヒートアイランド*現象に効果のある「グリーンカーテン」の普及を図ります。（118 頁 重点行動計画（4）に別掲）

グリーンカーテン大作戦 2010 の取り組み

地球高温化とヒートアイランド*対策として、建物に入り込む夏場の強い日差しを遮るため、つる性の植物（朝顔、ヘチマ、ニガウリ等）を使ってカーテンをつくり、市域に広げる取り組みをしています。

■公共施設での取り組み

（実施施設一覧）

市役所本庁舎	教育庁舎	川口駅前保育所	南町保育所	青木北保育所
上青木保育所	元郷保育所	新郷峯保育所	あさひ保育所	末広保育所
安行保育所	前川保育所	仲町保育所	根岸北保育所	戸塚保育所
戸塚西保育所	芝南保育所	芝南公民館	朝日公民館	新郷公民館
青木東公民館	婦人会館	上青木小学校	新郷南小学校	芝富士小学校
朝日西小学校	元郷南小学校	原町小学校	幸町小学校	差間小学校
芝西小学校	芝中央小学校	舟戸小学校	前川小学校	木曾呂小学校
戸塚南小学校	十二月田中学校	戸塚西中学校	安行東中学校	安行中学校
川口市民会館	川口総合高校	水道庁舎	川口市立アートギャラリー	リサイクルプラザ
川口市立グリーンセンター	北スポーツセンター	神根学校給食センター	本町診療所	職員会館
職員会館 （NEWレング）	都市整備管理課	北部区画整理事務所	東部区画整理事務所	南消防署管理課
南消防署 南平分署	サンテピア	南平児童交通公園	前川プレイリーダーハウス	

■グリーンカーテン講習会



グリーンカーテンづくりに挑戦しようと考えているかたを対象として、専門家を講師に招き、グリーンカーテンの効果や育て方の講義とプランターの土づくりの実技を習得していただきました。

【日 時】平成22年5月29日（土）

1回目：10時00分～11時15分

2回目：11時30分～12時45分

【場 所】川口緑化センター 「樹里安」

【参加人数】9名

■グリーンカーテンフォーラム

園芸専門家による講演会や参加者同士の情報交換の場、「私のグリーンカーテン発表会」と題して、皆様が育てたグリーンカーテンを発表しました。

【日 時】平成 22 年 8 月 27 日（金）10 時～12 時

【場 所】中央ふれあい館

【参加人数】63 名



■グリーンカーテンサポート隊

グリーンカーテン大作戦に賛同し、市民に対して設置や苗、プランターなどの関連商品を提供してくださった店舗

（店舗一覧）

あゆみ野農協安行園芸センター	安行 1159-2
協同組合川口園芸販売	安行領家 844-2
La fleur（ラ フルール）	芝西 2-26-20
（有）プランツショップ KURATA	新井町 26-11

■グリーンカーテン倶楽部

上手な育て方のアドバイスやイベントなどの情報交換を目的に設立し、広く倶楽部員を募集しています。



⑥都市計画道路など、広幅員歩道のある道路について、植樹帯や街路樹により緑化を図ります。

【10頁 「環境基本計画」 1-2-② 「街路整備事業」参照】

【46頁 「環境基本計画」 6-4-⑤ 「歩道整備事業」参照】

⑦河川整備において、緑化を積極的に取り入れます。

【43頁 「環境基本計画」 6-2-①、② 「芝川護岸工事」参照】

⑧公民館、学校などの公共施設を緑の拠点とするため、道路沿いの緑化を推進します。

【45頁 「環境基本計画」 6-4-② 「緑化指導」参照】

⑨市民・事業者・市等が一体となった緑化推進運動である「緑のまちづくり市民運動」のさらなる展開を図ります。【47頁 「環境基本計画」6-5-① 「種苗等支給事業」「緑のまちづくり地域緑化事業」参照】

< その他の温室効果ガス*排出削減対策 >

■代替フロン*の回収・適正処理の促進

①家電リサイクル法*や自動車リサイクル法などフロン回収に係る法令等について、市民や事業者へPRを行いフロンの適正処理を推進します。

【81頁 「環境基本計画」 10-2-① 「代替フロン回収・適正処理促進事業」参照】

< 共通的・基盤的施策 >

■環境教育・環境学習の推進

①長期的視点から計画的に環境教育・環境学習を推進するため、市の環境教育学習指針を策定します。【88頁 「環境基本計画」11-2-④ 「環境学習指針策定事業」参照】

②地域に根ざした環境学習を促進するため、経験や知識の豊かな講師を学校に派遣する環境出前講座「エコ・スクールン」を実施します。

【84頁 「環境基本計画」11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

③教員を対象に、環境教育の進め方等についての実践的指導力を育成するための研修講座を計画します。

【86頁 「環境基本計画」 11-1-② 「環境教育実践講座」参照】

④自主的な環境保全活動の実践を促すため、キッズISOプログラム*を実施します。

(119頁 重点行動計画(5)へ別掲)

⑤こどもエコクラブの取組を支援します。

【84頁 「環境基本計画」 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

⑥地球高温化対策等に関する基礎知識を普及させるため、環境講座を定期的を開催します。

【84 頁 「環境基本計画」 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

⑦環境教育・環境学習の拠点を定めます。

事業名	概要	担当課
啓発活動	リサイクルプラザ展示ホールで常設展示物による啓発活動の実施を行います。小学生の社会科見学や「総合的な学習の時間」を受入れ、その他団体、個人に対し、ごみの排出抑制やリサイクル*の推進等の環境問題に関する学習の場を提供します。ビデオ・図書の閲覧コーナーを設置し、希望者にはビデオの貸出もします。	リサイクルプラザ
平成 22 年度の実施内容		
リサイクルショップ、リサイクル工房、展示ホール等を活用し、施設見学の受入れや来館者への啓発活動を行いました。		

⑧研修会や講習会を開催し、地域や職場などで環境学習や環境保全活動のリーダーとなる人材を育成します。

【84 頁 「環境基本計画」 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

⑨環境出前講座「エコ・スクールン」の講師を市民や事業者から募集し、登録者数を増やします。 【84 頁 「環境基本計画」 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

⑩キッズ ISO プログラム*の取組を支援する「エコキッズインストラクター」の参加を市民に促し、登録者数を増やします。

事業名	概要	担当課
エコキッズインストラクターの養成	キッズ ISO プログラムに取り組む子どもたちを支援するため、国際芸術技術協力機構の実施するエコキッズインストラクターの養成講座に関する情報を提供するなど、PRに努めます。	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
市ホームページで広報を行いました。		

■環境情報の収集・提供

①地球高温化対策に関する支援措置や取組事例などの具体的な情報を市のホームページや広報紙等を用いて提供します。

【75 頁 「環境基本計画」 10-1-① 「環境情報の提供」参照】

②環境報告書など年次報告書を作成し、市の環境状況や取組状況を調査・検証し、定期的に報告、公表します。

【90頁 「環境基本計画」 12-1-⑥ 「川口市環境報告書作成事業」参照】

■市民運動の展開や広報・啓発の推進

①12月の「地球温暖化防止月間」をはじめ、環境関連月間では、地球高温化防止絵画コンクールや環境パネル展、広報紙によるPRなどにより、地球高温化防止に対する市民の関心の喚起に努めます。

【75頁 「環境基本計画」 10-1-① 「環境情報の提供」参照】

【62頁 「環境基本計画」 8-1-③ 「3R推進月間事業」参照】

事業名	概要	担当課
大気汚染防止 推進月間行事	12月の「大気汚染防止推進月間」に合わせて、大気汚染の現況等、大気汚染に関する理解を深めていただくため、朝日環境センター・リサイクルプラザ棟4階展示ホールにおいてパネル展示を実施します。	環境保全課
平成22年度の実施内容		
「大気汚染防止推進月間」に合わせて、リサイクルプラザ棟4階展示ホールにおいてパネル展示を実施しました。 期間：12月1日（水）～12月28日（火）9:00～16:00 ※休館日を除く		

②チャレンジ25にかかわる活動など、市民の関心を喚起するためのイベントを支援し、市民や事業者に対して、情報を提供し、積極的な参加を促します。

【75頁 「環境基本計画」 10-1-① 「環境情報の提供」参照】

チームクールン（かわぐち環境ネットワーク）



市民・事業者・市が一丸となって地球高温化などの環境対策に取り組むネットワークの基盤づくりとして、平成20年度から『かわぐち環境ネットワーク』（チーム・クールン）を創設しました。

このネットワークは、川口市の環境におけるパートナーシップ体制づくりの一つとして、「川口市地球温暖化対策地域推進計画」の六つの行動計画に関し既に取り組んでいる、またはこれから取り組みたい市民・事業者を募り、市・市民・事業者が協力し合い環境問題の解決に向けたシステムのベースとするものです。

チームに登録していただくと、市を通じて参加者全員に対する環境講演会などの開催通知をはじめさまざまな情報を提供させていただくほか、エコライフDAY、グリーンカーテン、エコドライブなど、チームに参加するかたがたの取り組み状況などを情報として提供いただき、これを他のチーム員に配信することなどを当面の取り組みとします。

参加者数 平成23年3月末現在	127名
--------------------	------

お問い合わせ先：環境部 環境総務課

3 重点行動計画

(1) エコドライブの普及促進

行動目標

行動指標	実績値 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	目標値 H22 年度
エコドライブ講習会の受講者数	64 人	43 人 累計 107 人	16 人 累計 123 人	0 人 累計 123 人	0 人 累計 123 人	累計 200 人
エコドライブ宣言者数	0 人	2,879 人	3,276 人	3,419 人	4,247 人	累計 1,300 人
エコドライブをいつも心がけている人の割合	44%	—	—	—	34.1%	80%

なお、平成22年度はエコドライブを「いつも心がけている人」と「時々心がけている人」を合わせた割合は77.1%でした。

- ①エコドライブをテーマとした環境講座や関係機関と連携したシンポジウムなどを開催します。

【14 頁 「環境基本計画」 1-6-① 「エコドライブの普及促進」 参照】

(2) 公共交通機関の利用促進

行動目標

行動指標	計画策定時 H17 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	行動目標 H22 年度
埼玉高速鉄道線の各駅の乗降者数	68,600 人	80,400 人	83,800 人	83,700 人	85,100 人	86,700 人

- ①コミュニティバス「みんななかまバス」について、案内マップの配布などにより、市民への周知および利用促進に努めます。

事業名	概要	担当課
コミュニティバスの利用促進	コミュニティバスの利用促進を図るため、案内マップの配布やホームページ等での広報を行います。	都市交通対策室
平成 22 年度の実施内容		
各公共施設、100 床以上の病院に案内マップを随時配布しました。		

②バス交通の定時性の確保や、利便性の向上を図るため、バスロケーションシステム（バスの運行情報案内）や公共車両優先システムの整備を関係機関に要請します。

【12頁 「環境基本計画」 1-3-③ 「バス交通の定時性確保および利便性向上」参照】

③交通利便性の向上を図るため、ミニバスの導入を関係機関に要請します。

【12頁 「環境基本計画」 1-3-④ 「ミニバスの導入促進」参照】

④誰もが安心して利用できるようにするために、鉄道施設のバリアフリー化や、バス車両の低床化・広扉化を促進します。

事業名	概要	担当課
公共交通のバリアフリー化促進	公共交通機関のバリアフリー化を促進するため、各交通事業者と協議し、事業費の補助等、実現に向けた施策を講じます。	都市交通対策室
平成 22 年度の実施内容		
バス事業者に対しては、本市から利便性向上等の要望を行いました。 駅舎へのエレベーター等バリアフリー設備の設置件数 1 件 ノンステップバスの導入台数 10 台		

⑤埼玉高速鉄道線の利用を促すため、駅へのアクセス性向上などに努めるとともに、利便性向上を関係機関に要請します。

事業名	概要	担当課
埼玉高速鉄道駅へのアクセス性および利便性向上	埼玉高速鉄道線の利用促進を図るため、各駅への結節性・利便性向上について、関係機関に要請します。	都市交通対策室
平成 22 年度の実施内容		
バス事業者に対し、輸送力増強等の要望を行いました。		

(3) エコライフ DAY の取組の輪の拡大

行動目標

行動指標	計画策定時 H18 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	行動目標 H22 年度
エコライフ DAY の参加者数 (市内)	54,822 人	61,041 人	69,579 人	72,169 人	78,838 人	70,000 人

①地球高温化防止のために年に 1 日、みんなで環境にやさしい生活をする「エコライフ DAY」の取組の輪を拡大します。

②広報紙やホームページにエコライフチェックシート（1 日版環境家計簿）を掲載するなどし、広く市民に実施を呼びかけます。

事業名	概要	担当課
エコライフ DAY の取組	<p>地球環境に配慮した日常生活や事業活動の実践には、市民・事業者の地球環境に対する意識が大切であり、川口市発祥のエコライフ DAY をとおし普段の生活のなかで公共交通機関の利用転換やエネルギー消費の少ないライフスタイルの実践等が地球環境問題のきっかけになることから、より一層の参加を呼びかけると共に、エコライフ DAY を始めとした環境への取り組みを推進する上で、市民・事業者とのパートナーシップを確立し、環境活動をしている団体や町会等への支援や団体間での相互交流の場の提供を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコライフ DAY での協働事業の展開…NPO 法人との協働は無論のこと、市民・事業者・団体の協力による事業周知や参加、集計における珠算協会や市民ボランティアの協力など、市域全体で事業を実施しています。 ・環境活動をしている団体への支援事業…環境活動をしている団体に対し、市民への活動の周知やエコ・スクールンへの登録による学校での活動報告、複数団体への連携の依頼などにより、支援を行っています。 	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
(1) エコライフ DAY の参加者数…78,838 人		

エコライフDAY 2010の取り組み

6月13日はみんなで実践 『エコライフDAY!』

川口市から生まれ、全国へ広まったこの事業も11回目をかぞえ、たくさんのかたがエコライフ活動により二酸化炭素削減にチャレンジしました。

参加者には、「エコライフDAY チェックシート（1日版環境家計簿）」を使って1日環境のことを考えた生活をしていただきました。

すべてを記入して集計すると、1日で自分が削減できた二酸化炭素の量分かる仕組みになっています。市内各地に設置した回収BOXに入れていただき、これを集計した結果は次のとおりでした。

参加者数	78,838人	二酸化炭素の削減量	5,158,232g (5.16t)
------	---------	-----------	-----------------------

環境のことを考えて
6/13の
生活しましょ

ストップ高温化 エコライフDAY2010

あなたが減らせる二酸化炭素はどのくらいでしょうか

※川口市では通じやすいイメージがある温暖化から「高温化」へ変更しています。

電気・ガス	冷蔵庫の扉をすぐ閉めた。		
	誰もいない部屋の明かりを消した。		
	見ていないときは、テレビを消した。		
	電化製品を使わないときは、主電源を切るかプラグを抜いた。		
食	コンロの炎が鍋底からはみ出さないようにした。		
	お風呂はさめないうちに、みんなで続けて入った。		
	ご飯やおかずを残さず食べた。		
資源	近くの産地でとれたものを食べた。		
	旬のものを食べた。		
	レジ袋をもらわなかった。		
水	エコ商品を使った。（省エネ電球や環境ラベル（ など）のついたもの）		
	ごみ出しルールにしたがって分別した。		
	ティッシュペーパーをむだに使わなかった。（手や汚れを拭くときなど）		
車	水を流しっぱなしにしなかった。（歯磨きやシャワーのときなど）		
	シャンプーや台所用洗剤などを使いすぎず適量使った。		
	自動車やバイクを使わずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用した。		

※全部できたら1,117gの二酸化炭素が減らせます。
生活の中で、一人一日5,890gの二酸化炭素を出しています。

「レジ袋をもらわなかった」…56g
原料である原油の採掘・輸入時、製造時、及び焼却処理する際に排出されるCO2量です(2枚分)。なお、川口市では、6月からレジ袋の削減推進を目的とした条例が施行されますので、マイバッグを持参しましょう。

※NPO法人 川口市環境推進部010

— 一般用

① ふだん取り組んでいることに○をつけて下さい
※だいたいできていれば○で結構です

② <きょう>できたこと全てに○をつけて下さい

あなた↓	家族もさぞってね								
いつも	きょう	いつも	きょう	いつも	きょう	いつも	きょう	いつも	きょう
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
220	220	220	220	220	220	220	220	220	220
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
119	119	119	119	119	119	119	119	119	119
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
336	336	336	336	336	336	336	336	336	336
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
g	g	g	g	g	g	g	g	g	g

※数字は、一日で減らせる二酸化炭素量(g)です。

裏面にも書いて下さい。ご協力ありがとうございました。

エコライフDAY チェックシート

チャレンジ・エコライフ

～今年は冬に、みんなで節電に挑戦～

◇実施結果

2010年12月の1カ月間実践していただきました「チャレンジ・エコライフ」の結果です。

参加世帯数	553 世帯 (2,161 人)
削減電気使用量	4,400kWh
削減CO ₂ 量	1,698.4kg (1.7 t)

【主催】川口市・NPO法人川口市民環境会議

◇チャレンジ・エコライフに対する主催者からのコメント

この度は「チャレンジ・エコライフ」にご参加いただきありがとうございます。
多くの皆様に省エネを実践していただき、1.7tものCO₂を削減することができました。
今回は1カ月間のチャレンジでしたが、これからもエコライフを続けていきましょう。

(川口市 環境総務課)

今回、多くの市民の皆さまにご参加いただき、心より御礼申し上げます。
ご提出いただいた報告用紙・アンケートからは、皆さんが楽しみながら1カ月間のエコライフにチャレンジしている様子がとてもよく伝わってきました。
皆さまの取り組みが、今後、川口中に広がっていきますように！
これからも引き続き、エコライフをよろしく願いします。

(NPO法人川口市民環境会議)

(4) 都市緑化および緑地保全の推進

行動目標

行動指標	計画策定時 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値 H22年度
生け垣設置および 屋上緑化等奨励補助金 のべ交付件数	239件	242件	252件	254件	261件	286件
保全緑地の指定面積	71,378 ㎡	113,986.42 ㎡	111,445.42 ㎡	113,139.95 ㎡	150,025.75 ㎡	132,000 ㎡
緑化推進等に携わる ボランティア団体数	103団体	106団体	104団体	101団体	99団体	110団体
緑化保全等に携わる ボランティア団体数	2団体	5団体	5団体	5団体	6団体	8団体

※生け垣設置および屋上緑化等奨励補助金については昭和57年度からののべ件数です。

①市街地に隣接した身近な緑地や優れた自然環境を形成している樹林地の保全を図ります。

【41頁 「環境基本計画」 6-1-① 「緑地等保全事業」参照】

②身近な緑である優れた樹木や生け垣の保存を図ります。

【41頁 「環境基本計画」 6-1-② 「自然再生活動団体助成事業」参照】

③緑地保全活動等に携わるボランティア団体を育成・支援し、市民との協働により緑地の保全を推進します。

【41頁 「環境基本計画」 6-1-② 「自然再生活動団体助成事業」参照】

④生け垣設置および屋上緑化等奨励補助制度等の利用促進を図り、民有地の緑化を推進します。【48頁 「環境基本計画」 6-5-③ 「生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業」参照】

⑤市役所や学校などの公共施設の緑化を進めます。

【45頁 「環境基本計画」 6-4-② 「緑化指導」参照】

⑥家庭や事業所に対し緑化の普及啓発や技術支援を行います。

【58頁 「環境基本計画」 7-4-② 「苗木等の半額あっせん事業」参照】

事業名	概要	担当課
緑化講習会	専門の講師を迎え、コンテナガーデン講習会やハンギングバスケット講習会を行います。	みどり課
平成22年度の実施内容		
専門の講師を迎え、コンテナガーデン講習会を行いました。 緑化講習会 開催回数/参加人数：1回/40人		

⑦緑化推進活動等に携わるボランティア団体を育成・支援し、市民との協働により緑化を推進します。

【47頁 「環境基本計画」 6-5-① 「種苗等支給事業」参照】

【47頁 「環境基本計画」 6-5-① 「緑のまちづくり地域緑化事業」参照】

⑧まちの緑を豊かにし、ヒートアイランド*現象に効果のある「グリーンカーテン」の普及を図ります。

事業名	概要	担当課
川口グリーンカーテン大作戦	<p>「川口市地球温暖化対策地域推進計画」の重点行動計画の一つとして、市民・事業者と市が協働により実施する取り組みで、つる性の植物を建物の日の当たる南や西側に這わせ植物のカーテンにより夏場の強い日差しを吸収し、建物や室内の温度の上昇を和らげるものです。この取り組みによりエアコンの使用を少しでも抑える「省エネ」、夏場の建物自体の温度上昇を抑える「ヒートアイランド現象の抑制」、植物を植えることによる「二酸化炭素の削減」を目的として実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設で設置・普及啓発と検証を兼ね本庁舎などの公共施設で設置 ・倶楽部員の登録・グリーンカーテンを設置したかたへの育て方やイベントの開催等の情報提供講習会 ・料理教室やプランター講座などの開催・グリーンカーテンを設置されたかたへのフォロー事業として、グリーンカーテンでたくさんできるゴーヤ料理の教室の開催や初めて設置するかたへのプランターづくりの教室の開催 ・グリーンカーテンフォーラムの開催・グリーンカーテンに関する情報交換の場として市民からの要望により開催したもので、グリーンカーテンを成功させるコツなどの講演会や発表会、ゴーヤに関する栄養面やレシピなどを行います。 	環境総務課
平成 22 年度の実施内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設で設置…4 年目となり設置希望の施設を募集し本庁舎を含め 59 施設で実施しました。 ・倶楽部員の登録…87 名 ・グリーンカーテン講習会…初めて設置する希望者を中心に 2 回開催しました。参加者 9 人。 ・グリーンカーテン・フォーラム…グリーンカーテンに関する意見交流の場として、専門家による講演会やグリーンカーテンを育てた方の発表会等の内容で開催しました。参加者 63 名。 		

事業名	概要	担当課
グリーンカーテンモデル事業	平成 19 年度から 3 年間、モデル施設として市内の小学校 1 校（川口市立朝日東小学校）にグリーンカーテンを設置し、生育状況や温度変化などを観察しました。	みどり課
平成 22 年度の実施内容		
21 年度でこの事業は終了しました。		

(5) 環境教育・環境学習の推進

行動目標

行動指標	実績値 H18年度	実績値 H19年度	実績値 H20年度	実績値 H21年度	実績値 H22年度	目標値 H22年度
キッズISOプログラム* 参加者数	1,388人	1,263人	1,268人	1,543人	1,489人	1,500人
環境講座の参加者数	271人	361人	435人	575人	760人	500人
環境出前講座「エコ・スクールン」の実施回数 および講師の登録累計数	3回、3 (名・団体)	2回、5 (名・団体)	15回、11 (名・団体)	27回、13 (名・団体)	24回、14 (名・団体)	8回、12 (名・団体)

①地域に根ざした環境学習を促進するため、経験や知識の豊かな講師を学校に派遣する環境出前講座「エコ・スクールン」を実施します。

【84頁 「環境基本計画」 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

②自主的な環境保全活動の実践を促すため、キッズISOプログラムを実施します。

事業名	概要	担当課
キッズISO14000 プログラム	子どもたちが各家庭において、環境マネジメントシステム*を構築・運用することにより、環境に配慮した取り組みが家族、ひいては社会に浸透し、より環境に負荷を与えないライフスタイルへの転換を促します。	環境総務課
平成22年度の実施内容		
市内小学校16校の全5年生(1,489名)を対象に入門編プログラムを実施しました。また、入門編完了者(1,377名)のうち希望者(355名)に対し、初級編を実施しました。初級編完了者は289名、そのうち、優秀であると認められた国際認定者は98名でした。		

③地球高温化対策等に関する基礎知識を普及させるため、環境講座を定期的で開催します。

【84頁 「環境基本計画」 11-1-① 「環境教育・環境学習の推進」参照】

環境出前講座『エコ・スクールン』



小・中学校における環境教育・環境学習の支援を図るため、環境に関する豊かな経験や知識を有し、市域で環境に関する活動をされている市民・事業者のかたに環境学習の講師を務めていただき、持続的発展が可能な社会構築と市のネットワーク形成を目的に、環境出前講座『エコ・スクールン』を実施しています。

環境問題の多くは日常生活や事業活動に深くかかわっており、市民・事業者・学校・行政などが個々の立場、活動と役割を理解し、共通認識を持ってパートナーシップを形成し、環境教育・環境学習にかかわる環境を整備していくことが重要です。



エコ・スクールン実施校	のべ授業回数	のべ参加人数
在家小学校、朝日西小学校、芝西小学校、 青木中央小学校、上青木南小学校、戸塚東小学校、 戸塚綾瀬小学校、神根小学校、安行東小学校、 芝中央小学校、慈林小学校、十二月田小学校、 領家中学校、幸並中学校、青木中学校 計 15 校	24 回	2,759 名

お問い合わせ先：環境部 環境総務課

キッズ ISO14000 プログラムの取り組み

「キッズ ISO14000 プログラム」は、特定非営利活動法人国際芸術技術協力機構 (ArTech) が主催している「子どもに対する環境教育支援システム」です。ISO14001*をモデルに、家族が日常生活をおくる中で子どもたちがリーダーとなり、省エネ、ごみ減量作戦に取り組み、地球高温化防止に貢献すべく活動します。

- 入門編 ①参加児童にワークブックを配布
②ワークブックに従い 1 週間の電気・ガス・水道・ごみの量を測り、データを記録
③児童がリーダーとなり、省エネ・ごみ減量作戦案を作り、家族に宣言
④後半 1 週間、作戦を実行しながら電気・ガス・水道・ごみのデータを記録
⑤実行前と後のデータを比較し、効果を確認
⑥国際芸術技術協力機構が一人ひとりのワークブックを評価・分析
⑦全員に評価書・分析表が届きます

※初級編は 4 週間取り組みます！（平成 21 年度まで 8 週間の取り組み）

川口市では、市内の小学校に通う 5 年生児童を対象にして、平成 15～17 年度はモデル校 5 校で児童 460 名、平成 18～20 年度で未実施の 43 校にて実施し、3,919 名が参加しました。

☆入門編（2 週間のプログラム）完了者 4,022 名

☆初級編（8 週間のプログラム）国際認定者 408 名（特別賞 12 名授賞）

国際認定者とは？

初級編終了後、取り組み結果が優秀と認められると国際認定を受けることができます。

これは、その児童が地球環境問題に対して、解決策を立案・実行できたことを国際的に認定されたということの証明です。

～～今後は以下の予定で順次全校にて実施していきます～～

☆平成 21 年度実施校（16 校）

本町小学校・幸町小学校・仲町小学校・上青木小学校・元郷小学校・飯塚小学校・芝小学校・新郷小学校・神根小学校・青木北小学校・領家小学校・舟戸小学校・十二月田小学校・飯仲小学校・並木小学校・安行小学校

☆平成 22 年度実施校（16 校）

原町小学校・前川小学校・戸塚小学校・青木中央小学校・元郷南小学校・芝西小学校・芝南小学校・神根東小学校・朝日東小学校・芝富士小学校・前川東小学校・柳崎小学校・芝樋ノ爪小学校・芝東小学校・新郷南小学校・上青木南小学校

☆平成 23 年度実施予定校（15 校）

根岸小学校・芝中央小学校・新郷東小学校・朝日西小学校・慈林小学校・差間小学校・東本郷小学校・東領家小学校・安行東小学校・在家小学校・戸塚東小学校・戸塚北小学校・木曾呂小学校・戸塚綾瀬小学校・戸塚南小学校

お問い合わせ先：環境部 環境総務課

キャンドル・ナイト2010

「クールアース・デー」に合わせ、川口駅西ロリリア・パークにて「キャンドル・ナイト2010」を実施しました。今回は雨が心配される中、多くのボランティアのかたにお手伝いいただき、「天の川」をテーマにキャンドルを並べました。

使用済みロウソクをリサイクルした「エコ・キャンドル」1,200本と昨年使用したガラス入りのキャンドル800本が灯り、HIRO's CHOIR のゴスペルの歌声が会場内に響き渡りました。幻想的な2,000本のキャンドルの灯りを見つめ、地球環境と私たちの未来をみんなで考えました。



消灯等 実施施設	協力団体
<ul style="list-style-type: none"> ○ マクドナルド 川口西口店・川口東口店・川口店 ○ 川口駅市民ホール「フレンディア」 ○ そごう川口店 ○ キュポ・ラ本館棟 ○ 中央図書館 ○ 川口駅前保育園 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近に音楽を楽しむ会 ○ 障害者の総合施設をつくる会「らいぶ」 ○ アルファクラブ武蔵野 ○ 花ぜんせしモニー ○ 葬祭事業協同組合 埼玉こすもす ○ NPO 法人セカンドリーグ埼玉 ○ 戸塚南小エコクラブ ○ 在家小エコクラブ ○ NPO 法人川口市民環境会議 ○ 川口市プレイリーダー協議会 ○ 川口青年会議所 ○ アトム通貨実行委員会川口支部 ○ ∞レンジャー <p style="text-align: right;">※ 敬称省略 順不同</p>

(6) 3R（スリーアール）の推進によるごみ焼却量の削減

行動目標

行動指標	計画策定時 H17 年度	実績値 H19 年度	実績値 H20 年度	実績値 H21 年度	実績値 H22 年度	行動目標 H23 年度
発生源減量率	204,410t	発生予測量の 5.1% 削減 198,207t	発生予測量の 10.8% 削減 188,294t	発生予測量の 13.9% 削減 182,466t	発生予測量の 16.3% 削減 178,386t	発生予測量の 10.5% 削減 191,505t
1人1日あたりのごみ排出量の減量率	1,031g/ 人・日	H17 年度 対比 5.2% 削減 977g/ 人・日	H17 年度 対比 10.5% 削減 923g/ 人・日	H17 年度 対比 13.8% 削減 889g/ 人・日	H17 年度 対比 15.8% 削減 868g/ 人・日	H17 年度 対比 9.4% 削減 934g/ 人・日
リサイクル*率	25.8%	25.2%	24.2%	24.2%	24.2%	30.5%
最終処分率	7,560t	H17 年度 対比 2.2% 削減 7,723t	H17 年度 対比 5.3% 削減 7,158t	H17 年度 対比 6.8% 削減 7,047t	H17 年度 対比 5.9% 削減 7,115t	H17 年度 対比 3.5% 削減 7,295t

リサイクル率 = (資源化量 + 集団資源回収量) ÷ (ごみ総排出量 + 集団資源回収量) × 100

- ① 『もったいない』の精神を市民・事業者に浸透させるため、実践体験談の募集や環境イベントなどの機会を利用し、啓発に努めます。

事業名	概要	担当課
「もったいない精神」啓発事業	『もったいない』の精神を市民に浸透させるため、リサイクル体験教室や環境関連イベントなどを開催し啓発に努めます。	廃棄物 対策課
平成 22 年度の実施内容		
『もったいない』の精神を市民に浸透させるため、各種リサイクル体験教室、3R推進月間事業、環境部広報紙「PRESS530」への掲載、チラシ配布などにより、3Rの推進についての啓発を行いました。		

- ② ゴミとならない製品の製造や販売など環境に配慮した事業活動やゴミとなるものを買わない消費生活のあり方について、積極的に啓発します。

事業名	概要	担当課
廃棄物減量啓発事業	環境に配慮した事業活動やすぐにごみとなるものを買わない消費生活のあり方について、積極的に啓発します。	廃棄物 対策課
平成 22 年度の実施内容		
市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」への掲載などで、環境に配慮した事業活動や商品の情報提供を行い、グリーン購入*についての啓発を行いました。		

③生ごみ処理容器等購入費補助制度を推進し、ごみの更なる減量化を図ります。

【77頁 「環境基本計画」10-1-⑤ 「川口市地球高温化対策活動支援事業」参照】

④家庭ごみ有料化の検討を含め、ごみの更なる減量化を推進します。

【62頁 「環境基本計画」8-1-④ 「一般廃棄物減量化事業」参照】

⑤市民・事業者等の排出者に対し、発生源での減量や分別排出の徹底について指導を強化します。

事業名	概要	担当課
ごみの発生・排出の抑制・指導	市民・事業者等の排出者に対し、発生源での減量や分別排出の徹底について広報紙による啓発、立入検査による指導等を行います。	廃棄物対策課
平成22年度の実施内容		
市のホームページや環境部広報紙「PRESS530」などの広報紙でごみの減量について啓発するとともに、多量排出事業者に対し減量計画書の提出や立入検査等をおして指導を行いました。		
①減量計画書の提出率(%)：90.76% ②立入検査の実施件数(件)：2件		

⑥ごみの減量化や再資源化を進めるため、粗大ごみなどを活用します。

【63頁 「環境基本計画」8-2-② 「リサイクル家具類販売」参照】

⑦市民に対し、エコリサイクル推進事業所*の取組をアピールするとともに、登録事業所数の拡大を図ります。

事業名	概要	担当課
エコリサイクル推進事業所登録制度	市内でごみ減量・リサイクル*に積極的に取り組んでいる店・事業所を市で認定し、登録する制度です。登録した店舗・事業所は、シンボルマークを印刷物等に使用する等、推進事業所であることを事業活動に利用できる制度です。	廃棄物対策課
平成22年度の実施内容		
近年変化してきている環境情勢に合わせ、地球高温化対策のための活動も対象とするなどの制度の改正を行いました。		
平成22年度登録事業所数 168件		

⑧川口市クリーン推進員*等との連携を図り、ごみの減量および分別や集団資源回収等を促進します。

事業名	概要	担当課
集団資源回収事業	資源回収を実施している登録団体が行うごみの減量および分別や集団資源回収等を支援します。	廃棄物対策課

平成 22 年度の実施内容

クリーン推進員*と連携し地域でごみの減量の啓発を行うとともに、集団資源回収団体に対し回収重量に応じた助成を行いました。

回収重量：14,480 t 助成金額：144,798,690 円

ふれあい収集

川口市では、高齢のかたおよび障害のあるかたの生活支援を目的に、家庭ごみを自ら指定のステーションに運び出すことが困難な市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行う「ふれあい収集」を平成22年6月から始めました。

1. ふれあい収集の概要

○ごみを収集日の朝8時30分までに、自宅の玄関前に出していただき、玄関前まで収集に伺います。

収集時に玄関先にて、安否確認等を行います。（希望者のみ）

※家の中まで入って収集することはできません。

※対象ごみは一般ごみ・資源物・有害ごみ及び乾電池です。

2. 対象世帯

○本人、親族、近隣者により指定のステーションまで家庭ごみを排出することが困難で、次の3項目のいずれかに該当する世帯

ア. 介護保険制度の認定が要介護度1以上で、65歳以上の単身者

イ. 障害者手帳を所持している単身者

ウ. その他、市長が認めるかた



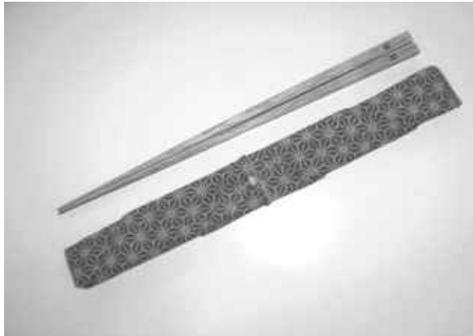
お問い合わせ先: 環境部 収集業務課

かわぐちマイ箸プロジェクト

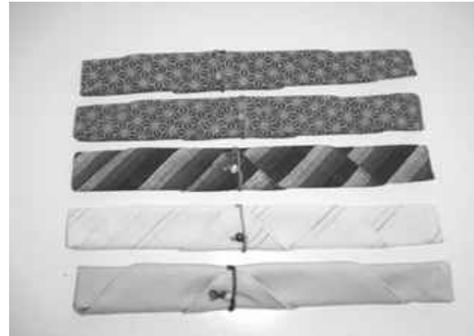
～川口産と手づくりにこだわった環境にやさしい「協働」商品～

【事業の概要】

川口市内で伐採または剪定された枝木を「マイ箸」として加工し販売する事業です。

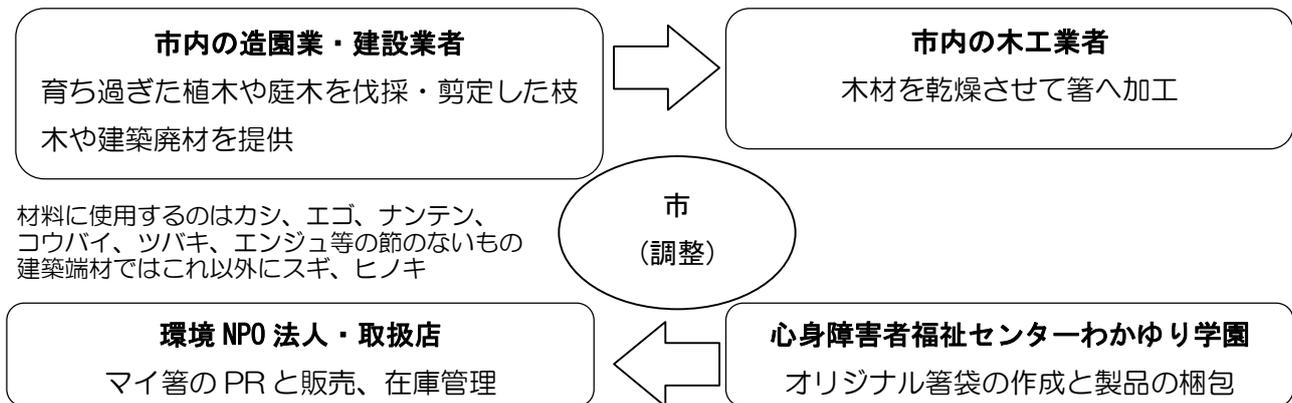


1セット 1,200円



箸袋は選べます

- ◆川口ならではの環境にやさしい製品です。
- ◆これまで廃棄焼却処分していた枝木を箸の材料に再利用します。
- ◆外食の際の割りばしの代わりに使うことでごみの削減になります。携帯しやすい箸袋とセットです。
- ◆化学塗料ではない荏胡麻（エゴマ）油と蜜蝋で防水加工しています。
- ◆販売価格には、環境事業支援金と買い替えの際に返金するデポジットがそれぞれ50円含まれています。



【取扱店】

川口市役所本庁舎地下食堂（平日 11:00～14:00）

珈琲焙煎豆屋こらんしょ（西川口 5-2-1 10:00～18:00 月曜定休）

木風堂（安行領根岸 2244-3 10:00～17:00 月・火定休）

SELP すいーつばたけ《川口安行本店》（安行 1132 10:00～18:00 日曜・祝祭定休）

すいーつばたけ栄町店《川口銀座商店街》（栄町 3 - 11 - 12 10:00～19:00 火曜定休）

NPO 法人川口市市民環境会議（<http://www.ne.jp/asahi/eco/ecolife>）※インターネット販売 送料別

お問い合わせ先：環境部 環境総務課

Ⅲ 資料編

用語解説

(あ行)

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が発行している「組織が環境に配慮した諸活動を行っているか」を判定する国際規格。各組織が「環境保全及び汚染の予防に関する方針・目標を定め、これを実行・記録し、その状況を点検して、方針等を見直す」という一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。

アイドリングストップ

自動車の駐停車時に、不必要なエンジンの使用を停止すること。大気汚染や騒音の防止のほか、地球高温化の原因となる二酸化炭素の排出も抑制することができる。

アスベスト（石綿）

天然に存在する繊維状の鉱物で、石綿とも言われる。主成分は、珪酸マグネシウム塩で、蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別される。アスベストは耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機構）ではアスベストを発ガン物質と断定した。日本でも、「大気汚染防止法」により 1989 年に「特定粉じん」に指定され、発生施設や吹付け石綿の除去等の作業が規制されている。また、1992 年発効の「バーゼル条約」では有害廃棄物に指定され、各国間の越境移動が禁止されている。

アダプト・プログラム

「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路、公園など一定の公共の場所の里親となり、親が子を守り育てることと同じように地域に対し定期的・継続的に清掃活動を行うなどして、行政がこれを支援する仕組みのこと。本市では、「川口市まち美化促進プログラム」においてアダプト・プログラムの制度を取り入れている。

一酸化炭素

石炭、石油、ガソリンなど炭素を含む燃料が不完全燃焼した時に発生する無色、無臭の空気より少し軽い有毒ガス。体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺させたり、貧血を起したりすることがある。

エコアクション21

エコアクション21 認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

エコリサイクル推進事業所

川口市エコリサイクル推進事業所。消費者である市民と、商品の販売を通じて密接なかかわりのある事業所に、簡易包装の推進や自店で販売した商品の回収、包装紙の再生紙使用など、資源の再生利用・ごみ減量に取り組んでもらい、事業者・消費者・行政が一体となって、幅広い展開を図っていく事業所等のこと。申請に基づき、一定の登録要件を満たしている場合、審査の上で、市が認定・登録する。

温室効果ガス

太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線熱を放射するが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼び、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の六つが、京都議定書において削減対象となっている。

(か行)

家電リサイクル法

平成10年6月に制定された法律で、正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」。特定家庭用機器の小売業者・製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬・再商品化等に関し適正・円滑な実施のための措置を講ずることにより、廃棄物の減量・再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理・資源の有効な利用の確保を図り生活環境の保全・国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

川口市バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)の施行を機に、平成21年7月、本市に生活する誰もが、支障なく円滑に市街地での移動等が可能となるよう、本法に基づく「バリアフリー基本構想」を策定した。

川口市緑のまちづくり推進条例

平成12年4月に施行された条例で、人々に潤いと安らぎをもたらす緑が、市民共有のかけがえのない財産であることを認識し、市長、市民および事業者がそれぞれの役割を担い、相互に連携して緑の保全と創出を図ることにより、美しく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

環境基準

「環境基本法」および「ダイオキシン類対策特別措置法」により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境マネジメントシステム

廃棄物量の削減やエネルギー消費量を削減するなど、環境に与える負荷をできるだけ削減するための計画を立て、その計画を実施し、さらにその実施結果をチェックし、その結果を基に方針・手続き等を見直し、継続的な改善を図ることをいう。本市においても、環境への配慮の姿勢を市の内外に示すため、国際標準化規格である「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステムを構築し、平成 11 年 10 月から運用し、その後、審査登録機関の審査・判定を受け、平成 12 年 2 月 23 日に新規登録（ISO14001 認証取得）を行っている。

キシレン

無色透明の液体で、揮発性、引火性がある物質。他の化学物質の原料として使われているほか、油性塗料や接着剤などの溶剤としても使われている。また、灯油、軽油、ガソリンなどにも含まれている。

キッズ ISO プログラム

国際環境規格 ISO14001 をモデルに「子ども一人ひとりが家族とともに家庭を中心とした日常生活における環境マネジメントシステムの運用を自主的に実施する」ことで、子どもをとらして地域社会に環境に配慮したライフスタイルへの転換を促すもの。プログラムには入門編・初級編・中級編・上級編がある。

揮発性有機化合物（VOC）

常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指す。英語表記の頭文字をとって VOC と略され、比重は水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され光化学反応によって、オキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられている。

九都県市

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市のこと。首都圏で共通する環境問題などに、協力して取り組んでいる。

京都議定書

1997 年 12 月京都で開催された COP3 で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進国全体で、2008 年～12 年の約束期間において、1990 年比 5.2%の温室効果ガスの削減義務が示されており、日本は 6%と定められている。

京都メカニズム

国内での単なる排出量削減を除く植林活動や、国外での活動、削減量の国家間取引など、温室効果ガスの削減をより容易にするための規定で、柔軟性措置とも呼ばれる。一般に、クリーン開発、排出量取引、共同実施の三つのメカニズムを指すが、吸収源活動を含めることもある。

クリーン推進員

本市が委嘱している、ごみ減量やリサイクルを推進する等の本市の施策への協力や、地域での環境美化活動を率先して行う地域のリーダー。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーンコンシューマー

訳すると「緑の消費者」の意。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をする時に、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のことをいう。

景観緑三法

「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の三つの法律を合わせた呼称で、いずれも平成 16 年 6 月に制定された。景観の整備・保全の必要性について、地方公共団体に対して一定の強制力を付与することを目的とする。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こし発生するオゾン、PAN などの酸化性物質の総称であり、光化学スモッグの主な原因物質。

公共用水域

「水質汚濁防止法」で定義されている用語であり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する溝渠、灌漑、用水路その他公共の用に供される水路をいう。なお、「下水道法」に規定する公共下水道および流域下水道であって、終末処理場を設置しているものは除外される。

(さ行)

埼玉県生活環境保全条例

生活環境の保全に関し、県、事業者および県民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置および公害の発生源についての規制を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、現在および将来の県民の健康の保護および安全かつ快適

な生活の確保に寄与することを目的とした条例。

ジクロロメタン

塩素を含む有機化合物で、不燃性でものをよく溶かす性質があるため、金属部品などの加工段階で用いた油の除去に使われるほか、塗装剥離材などとして使用されている物質。人体に現れる症状として、吐き気、だるさ、めまい、しびれなどが報告されている。

自動車 NO_x・PM 法（自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）

ディーゼル自動車からの窒素酸化物（NO_x）を抑制することを目的に、1992 年に関東および関西圏の市区町村を対象に制定された「自動車 NO_x 法」が、多くの地域で二酸化窒素の環境基準をクリアしていないことや粒子状物質（PM）が健康に悪影響を及ぼしているという問題（名古屋南部大気汚染公害訴訟）などを受けて、2001 年 6 月に、新たに粒子状物質の抑制も含め「自動車 NO_x・PM 法」が制定されたもの。対象地域に、中部圏が追加された。

ジョイセフ（JOICFP 家族計画国際協力財団）

開発途上国での人口・家族計画・母子保健分野の国際協力の推進を通して、地域の人々の生活を改善し福祉の向上に寄与するために、1968 年に設立された NGO。外務省・厚生労働省の認可法人で、特定公益増進法人の資格を持ち、当分野の専門機関として外務省、国際協力事業団（JICA）とも密接な協力体制をとっている。人口・家族計画・母子保健分野の草の根のプロジェクト実施を通して、開発途上国における女性の地位と能力の向上やリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）を推進しており、設立以来、多くの国でプロジェクトを行っている。

振動規制法

昭和 51 年 6 月に制定された法律で、工場および事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

水質汚濁防止法

昭和 45 年 12 月に制定された法律で、工場および事業場から公共用水域に排出される水の排出および地下水に浸透する水を規制し、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域および地下水の水質の汚濁防止を図ることを目的とする。

水素イオン濃度（pH）

水（溶液）の酸性、アルカリ性を示す指標で、水素イオン指数ともいう。pH7 が中性で、これより小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなる。なお、特殊な場合を除き、河川水は pH7 付近であり、海水は pH8 付近とややアルカリ性になっている。

生産緑地

市街化区域内において、公害の防止または災害の防止、農林業との調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、「生産緑地法」により指定された農地等をいう。

騒音規制法

昭和 43 年 6 月に制定された法律で、工場および事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(た行)

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で発生する。人体への影響として、発ガン性や催奇性が確認されており、環境ホルモンの一つとしても問題となっている。

ダイオキシン類対策特別措置法

平成 12 年 1 月に施行された法律で、ダイオキシン類による環境の汚染の防止およびその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準および必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定め、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

大気汚染防止法

昭和 43 年 6 月に制定された法律で、工場または事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康と生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより被害者の保護を図ることを目的とする。

代替フロン

フロン全廃に伴い、その代替として使われるハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）等をいう。オゾン層の破壊力は低いものの、地球高温化を促進する作用が二酸化炭素の数百～1 万倍以上ある。

炭化水素

炭素と水素からなる有機化合物の総称。自動車排ガス等に不完全燃焼物として含まれている。メタン以外の炭化水素（非メタン炭化水素）は、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つといわれている。

窒素酸化物

本来、窒素と酸素からなる化合物の総称であるが、大気汚染物質としては一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を意味し、NO_xと略称する。物の燃焼の過程で主に一酸化窒素として排出されるが、徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。環境基準が定められている二酸化窒素は刺激性があり、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質の一つといわれている。

テトラクロロエチレン

主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤であるが、今日では、代替フロン原料としての用途が多い物質である。慢性毒性としては、肝臓や腎臓への障害があり、低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されている。

土壌汚染

化学物質や重金属が自然の浄化能力を超えて過剰に土壌へ入り、土壌や地下水を汚染することをいう。人間や動物の健康を害したり、植物を枯らすなど、環境へ悪影響を及ぼす。

トリクロロエチレン

主に機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使用されてきた有機塩素系溶剤であるが、今日では、代替フロン原料としての用途が多い物質。慢性毒性としては、肝臓や腎臓への障害があり、低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されている。

トルエン

水に溶けにくく、油などを溶かす性質がある。同じような性質があるベンゼンに比べて毒性が低く安価なことから、油性塗料や接着剤などの溶剤として使われている。また、さまざまな化学物質の原料としても使われており、全国で最も排出量の多い化学物質となっている。

(な行)

二酸化硫黄

石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃焼することにより発生する。せきや呼吸困難、気管支炎等、呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の要因の一つになっており、環境基準が定められている。

二酸化窒素

窒素酸化物の一つで、主な発生源としては自動車や工場からの排出ガスがあり、大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなっており、環境基準が定められている。

（は行）

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するばいじん、硫黄酸化物、カドミウム、鉛等で、人の健康または生活環境に係る被害を生じさせる恐れのある物質をいう。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量のことであり、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。BOD75%水質値とは、n 個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき $0.75 \times n$ 番目に来る数値のことをいう。BOD における環境基準の達成状況は、河川が通常の状態（低水流量以上の流量が流れている状態）にあるときの測定値によって判断する。しかし、河川の流量が少ない時の水質の把握は非常に困難であるため、BOD については測定された年度のデータのうち、75%以上のデータが基準値を達成することをもって評価を行っている。例えば、月一回の測定の場合、日平均値を水質の良いものから 12 個並べたとき、水質の良い方から 9 番目が 75%値となる。

ヒートアイランド

自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候のことであり、都市化の進展による土地の改変や緑地の減少、エネルギー消費の増大などによって、都心部の気温が周辺地域と比べて上昇する現象をいう。

PRTR 制度（特定化学物質排出移動登録制度）

人の健康や生態系に被害を及ぼす恐れがある化学物質について、環境中への排出量および廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握して行政庁へ報告し、行政庁は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質（PM）、浮遊粉じん、エアロゾルなどのうち粒径が $10 \mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のものをいう。浮遊粒子状物質は微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に悪影響を及ぼす。浮遊粒子状物質には、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と、硫黄酸化物、窒素酸化物等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次生成粒子がある。一次粒子の発生源には、工場等から排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質等の人為的発生源と、土壌の巻き上げ等の自然発生源がある。

フロン

炭素にフッ素と塩素が結びついた化合物の総称であり、一般に、無色無臭で低沸点の化学的に安定した液体。冷蔵庫などの冷媒、エアロゾル噴霧剤・消火剤、フッ素樹脂の原料に用いられ

る。大気中に放出されると紫外線で分解して塩素ラジカルとなり、成層圏でオゾン層を破壊し続けると指摘され、モントリオール議定書により、現在では製造が禁止されている。

粉じん

鉱物や岩石の破砕、選別等の機械的処理により飛散する物質、または、鉱物や土砂の堆積場等で発生・飛散する物質をいう。

ベンゼン

常温で無色の液体で、揮発性や引火性が高く、また、発がん性があるので、取り扱いに注意が必要な物質である。毒性としては、人に白血病を引き起こすことに関して十分な証拠があると考えられており、慢性毒性としては、高濃度において造血器に障害を引き起こすことが報告されている。

(ま行)

まちづくり三法

土地の利用規制を促進するための「改正都市計画法」、生活環境への影響など、社会的規制の側面から大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた「大規模小売店舗立地法」(大店立地法)、中心市街地の空洞化を食い止め活性化活動を支援する「中心市街地の活性化に関する法律」(中心市街地活性化法)の三つの日本の法律を総称した呼称。

面的評価

道路交通騒音の評価方法。幹線道路に面する地域において、評価道路から 50m の範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数とその割合を算出し、評価を行う。

(や行)

有害物質

人の健康に被害を与えるおそれがある物質で、急性毒性を現すものや、生体内に蓄積され慢性毒性を現すものなどがある。「大気汚染防止法」では、カドミウム、塩素、フッ素、鉛などをいい、「水質汚濁防止法」では、カドミウム、シアン化合物、有機リン化合物、鉛、ヒ素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、ベンゼン等 24 項目をいう。

溶融スラグ化

溶融スラグ(ようゆうスラグ)は、廃棄物溶融スラグとも呼ばれ、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を 1,300℃以上の高温で溶解したものを冷却し、固化させたもの。近年では、建設・土木資材としての積極的な活用が進められている。溶融・固化することにより容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができるほか、高熱でダイオキシンや揮発性の重金属が無害化されると

いうメリットがある。

(ら行)

リサイクル

ごみとなったものを原材料等に再資源化すること。原材料まで戻した物を再び製品にするマテリアルリサイクルと、燃やして発生した熱をエネルギーとして回収し、発電やプールなどの温水等に利用するサーマルリサイクルの二つに区分される。再生利用ともいう。

リターナブル容器

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びん等、繰り返し使用できる容器のこと。海外では、ペットボトルのリターナブル容器もある。

リデュース

発生抑制。ごみ自体を作らない、そして出さないことをいう。

リユース

再利用。一度使い終わったものを、洗ったり修理したりすることによって何度も繰り返し使うことをいう。

川口市環境報告書
(平成 22 年度環境基本計画年次報告書)

平成 23 年 9 月

■発行者 川口市
■編集 川口市 環境部環境総務課

〒332-0001

埼玉県川口市朝日 4-21-33

TEL 048-228-5376

FAX 048-228-5322

HP アドレス <http://www.city.kawaguchi.lg.jp/>

E - mail 090.01000@city.kawaguchi.lg.jp



きらり川口 エコ・シティ